

州に居り、皆之に應ず。延光、延濬兄弟をして許州を取らしむ。徒を聚むること已に千人に及ぶ。繼英、暉、事泄れ、皆出で走る。壬子、敕して以はく、「延光の姦謀、忠良を誣汗す。今より、延光の謀人を獲ば、獲る者を賞し、謀人を殺せ。蠟書を禁じ、以て聞する勿れ」と。暉將に吳に奔らんとし、人の殺す所と爲る。繼英、許州に奔り、溫氏に依る。忠武節度使長從簡、盛に之が備を爲す。延濬等、發するを得ず、繼英を殺して以て自ら明かにせんと欲す。延沼、之を止め、遂に同じく張從賓に奔る。繼英、其謀を知り、從賓に勸め、三溫を執へしめ、皆、之を斬る。

白奉進、滑州に在り、軍士、夜掠むる者有り。之を捕へて五人を獲たり。其三は奉進に隸し、其二は符彥饒に隸す。奉進、皆、之を斬る。彥饒、其の先づ己に白さざりしを以て、甚だ怒る。明日、奉進、數騎を從へ、彥饒に詣りて謝す。彥饒曰はく、「軍中各、部分有り。奈何ぞ滑州の軍士を取り、并せて之を斬り、殊えて客主の義無きか」と。奉進曰はく、「軍士、法を犯すは、何ぞ彼我有らんや。僕己に咎を引きて公に謝す。而るに公の怒、解けず。豈に延光と同じく反せんと欲するに非ずや」と。衣を拂ひて起つ。彥饒、留めず。帳下の甲士大に譏ぎ、奉進を擒にして之を殺す。從騎走り

今、環衛に居れば、則ち散官と爲す。溫韜は、唐の明宗の時、誅を受け、其諸子、廢棄せらる。而して妻繼英の子婦は溫延沼の女なり。繼英も亦、冗散に居る。故に皆、延光に應ず。

【五九】 招誘する所の主名を知るを欲せず、反側を安んずる所以なり。

【六〇】 是年六月、白奉進を遣はして白馬に屯せしむ。白馬は滑州の治所なり。

【六一】 客主。符彥饒、自ら滑州に鎮するを以て主と爲し、白奉進、滑州に屯するを以て客と爲す。

出で、外に大呼す。諸軍争うて甲を擡し兵を操り、誼諫して禁止す可からず。奉國左廂都指揮使馬

萬、惶惑して爲す所を知らず。歩兵を帥る、亂に從はんと欲す。右廂都

指揮使盧順密が部兵を帥るて營を出づるに遇ふ。聲を厲まして萬に謂つて曰はく、「符公、擅に白公を殺せるは、必ず魏城と謀を通するならん。

此は行宮を去ること纔に二百里。吾が輩及び軍士の家屬、皆、大梁に在り。奈何ぞ國に報ゆるを思はず、乃ち亂を助けて自ら族滅を求めんと欲するか。

今日、當に共に符公を擒にして天子に送り、大功を立つべし。軍士の命に従ふ者は賞し、命に違ふ者は誅せん。復た疑ふ勿れ」と。萬の所部の兵、

尙ほ呼躍する者有り。順密、數人を殺す。衆、敢て動くもの莫し。萬、已むを得ずして之に従ふ。奉國都虞候方太等と、共に牙城を攻め、彥饒を執

へ、太をして大梁に部送せしむ。甲寅、敕して、彥饒を班荆館に斬る。其兄弟は、皆、問はず。楊光遠、白阜より、兵を引ききて滑州に趣く。

士卒、滑州亂ると聞き、光遠を推して主と爲さんと欲す。光遠曰はく、「天子は豈に汝が輩の販弄の物ならんや。晉陽の降は、窮迫に出づ。今若し

圖を改めば、眞に反賊なり」と。其下乃ち敢て言はず。時に魏・孟・滑の三鎮繼ぎて叛し、人情

【六一】 魏城は魏州城を謂ふ。時に范延光、魏州に據りて反す。

滑州より南のかた魏州に至るまで二百里。時に帝、大梁に在り。

【六二】 班荆館。必ず汴州の郊外に在らん。

【六三】 胡三省曰はく、按ずるに符存審の諸子、皆、材氣あり、而して彦卿、又、一時の名將たり。彦饒、下を馭する能はず、倉猝に亂を成し、兄弟、初め、謀を通せず。罪、相及ばざるは、古法なりと。

【六四】 晉陽の降。晉安樂に在り、張敬達を殺して降りしをいふなり。事、前卷前年に見ゆ。【六五】 魏は范延光。孟は張從賓。滑は符彥饒。

大に震ふ。帝、計を劉知遠に問ふ。對へて曰はく、「帝者の興るは、自ら天命有り。陛下、昔、晉陽に在るとき、糧、五日を支へず、俄に大業を成せり。今、天下已に定まり、内に勁兵有り、北は、(六七) 疆虜に結ぶ。鼠輩何ぞ能く爲さんや。願はくは陛下、將相を撫するに恩を以てせよ。臣請ふ士卒を戢むるに威を以てせん。恩威兼ね著はれなば、京邑自ら安からん。本根深固なれば、則ち枝葉、傷はれず」と。知遠乃ち嚴に(六八) 科禁を設く。宿衛諸軍、敢て犯す者無し。軍士有り、(六九) 紙錢一幞を盗む。(七〇) 主者、之を擒ふ。左右、之を釋さんと請ふ。知遠曰はく、(七一) 「吾、其情を誅し、其直を計らず」と。竟に之を殺す。是に由りて衆皆畏服す。乙卯、楊光遠を以て魏府行營都招討使と爲し、知行府事を兼ねしめ、昭義節度使高行周を以て河南の尹・東京留守と爲し、杜重威を以て昭義節度使と爲し、侍衛馬軍都指揮使に充て、(七二) 侯益を以て河陽節度使と爲す。帝、滑州事を奏するに皆馬萬を首と爲すを以て、(七三) 萬を擢でて義成節度使と爲す。丙辰、(七四) 盧順密を以て果州團練使と爲し、方太を趙州の刺史と爲す。既にして、皆順密の功なるを知り、(七五) 更に順密を以て昭義留後と爲す。馮暉・孫銳、兵を引ききて(七六) 六明鎮に至る。光遠、之

【六七】 疆虜。契丹を謂ふ。
 【六八】 科。條なり。
 【六九】 幞。褌なり。
 【七〇】 主者。紙錢の主なり。
 【七一】 胡三省曰はく、唐の法、盜を治むるに贓を計りて罪を定む。劉知遠、刑を嚴にして以て衆を威し、其心を鎮服して以て亂萌を折かんと欲す。常に平世に行ふ可きに非ざるなりと。
 【七二】 侯益、杜重威と同じく張從賓を討つ。從賓就きて命じて河陽に鎮せしむ。
 【七三】 就きて滑州を以て馬萬を賞す。晉漢の間、白再榮あり、亂に因りて成德に帥たり。馬萬の類なり。
 【七四】 果州は時に蜀に屬す。盧順密に命じて遂に團練使を領せしむ。
 【七五】 時に杜重威、昭義の節を

を引ききて河を渡る。半度りて之を撃つ。暉・銳の衆大に敗れ、多く溺死す。斬首三千級。暉・銳走りて魏に還る。杜重威・侯益、兵を引ききて汜水に至り、張從賓の衆萬餘人に遇ひ、與に戦ひ、俘斬して殆ど盡く。遂に汜水に克つ。從賓走り、馬に乗りて河を渡り、溺れ死す。(七六) 其黨張延播・繼祚・婁繼英を獲、大梁に送りて之を斬り、其族を滅ぼす。史館修撰李濤・上言す、(七七) 「張全義、洛邑を再造するの功有り。乞ふ其族を免せ」と。乃ち止だ繼祚の妻子を誅す。濤は(七八) 回の族曾孫なり。

(八〇) 東都留守司の百官に詔し、悉く行在に赴かしむ。

楊光遠・奏す、(八一) 「知博州張暉、城を擧げて降る」と。

安州(八二) 威和指揮使王暉、范延光が亂を作すを聞き、安遠節度使周瓌を殺し、自ら軍府を領し、延光が勝つを俟ちて則ち之に附き、敗れなば則ち江を度りて吳に奔らんと欲す。帝、右領軍上將軍李金全を遣はし、千騎を將ゐ、安州に如きて巡檢せしめ、王暉を赦して唐州の刺史と爲さんことを許す。

范延光、事の濟らざるを知り、(八三) 罪を孫銳に歸して之を族し、使を遣はし、表を奉じて罪を待つ。

領し、以て張從賓を討つ。故に盧順密を以て留後と爲す。
 【七六】 六明鎮。胡梁渡の北に在り。
 【七七】 符彥範・張從賓等、皆死し、馮暉・孫銳、又敗れ、范延光の勢孤に且つ蹙る。
 【七八】 事、二百五十七卷唐の僖宗光啓三年に見ゆ。
 【七九】 李回は唐の武宗の會昌中、相と爲る。
 【八〇】 張從賓既に平ぎ、然る後、洛都の留司の百官、行在に赴くを得、是より遂に都を大梁に定む。
 【八一】 博州は范延光の巡屬也。
 【八二】 五代會要に、唐に威和拱宸内直軍あり、晉の天福六年、改めて興順左右軍と爲すと。
 【八三】 孫銳、范延光に反を勸むること、上の六年に見ゆ。

戊寅、楊光遠、以て聞す。帝、許さず。

吳の同平章事王令謀、金陵に如き、徐誥に、禪を受けんことを勸む。誥、讓りて受けず。

山南東道節度使安從進、王暉が吳に奔らんことを恐れ、行軍司馬張朮を遣はし、兵を將ゐて復州の兵に會し、要路に於て之を邀へしむ。暉大に安州を掠め、將に吳に奔らんとす。部將胡進、之を殺す。八月癸巳、狀を以て聞す。李金全、安州に至る。將士の亂に預る者

數百人。金全、説諭し、悉く遣りて闕に詣らしむ。既にして、指揮使武彥和等數十人、賄を挾むこと甚だ多しと聞き、兵を野に伏せ、執へて之を斬る。彥和且に死せんとし、呼びて曰はく、「王暉は首惡なるに、天子猶ほ之を赦せり。我が輩は脅されて従ふのみ、何ぞ罪せんや」と。帝、金全の情を知ると雖も、掩うて問はず。

吳の歷陽公濛、吳の將に亡びんとするを知り、甲子、守衛軍使王宏を殺す。宏の子、兵を勸して濛を攻む。濛射て之を殺す。德勝節度使周本は吳の勳舊なるを以て、二騎を引きて、廬州に詣り、之に依らんと欲す。本、濛至ると聞き、將に之を見んとす。其子弘祚固く諫む。本怒りて曰はく、「我が家の郎君來る。何爲れぞ我をして見しめざる」と。弘祚、扉を合はせ、本が出づるを聽さず。人をして濛を外に執へしめ、江都に送る。徐誥、使を遣はし、詔と稱し、

【八四】 其の復州よりして吳の鄂州に奔るの路に邀ふるなり。
【八五】 濛が囚へらるること、二百七十九卷唐の潞王清泰元年に見ゆ。
【八六】 和州より西のかた廬州に至るまで五百二十里。
【八七】 門開くときは兩扉開き、門闔づるときは兩扉合ふ。

濛を采石に殺さしめ、追廢して悖逆庶人と爲し、屬籍を絶つ。侍衛軍使郭崇、濛の妻子を和州に殺す。誥、罪を悛に歸し、池州に貶す。

乙巳、張從賓、符彥饒、王暉の黨の未だ誅に伏せざる者を赦し、皆、問はず。梁、唐以來の士民、使を奉じ及び俘掠せられて契丹に在る者、悉く使を遣はし、贖うて其家に還らしむ。

吳の司徒門下侍郎同平章事內樞使、忠武節度使王令謀、老病にして齒無し。或るひと之に致せんことを勸む。令謀曰はく、「齊王の大事未だ畢らず。吾何ぞ敢て自ら安んせん」と。疾亟かにして、力めて徐誥に禪を受けんことを勸む。是月、吳主、詔を下し、位を齊に禪る。李德誠復た金陵に詣り、百官を帥ゐて勸進す。宋齊丘、表に署せず。九月癸丑、令謀卒す。

甲寅、李金全を以て安遠節度使と爲す。婁繼英、未だ梁の均王を葬るに及ばずして誅死せらる。梁の故臣右衛上將軍安崇阮に、詔し、王の故妃郭氏と與に之を葬らしむ。

丙寅、吳主、江夏王璘に命じ、璽綬を齊に奉せしむ。冬十月甲申、齊王誥、皇帝の位に金陵に即

【八八】 迎へて之を殺し、江都に至るを得しめず。
【八九】 楊氏の屬籍を絶つ。
【九〇】 忠武軍は許州、時に晉に屬す。吳、王令謀を以て遂に節鎮を領せしむるのみ。
【九一】 宋齊丘、受禪の議、己より發せずして、周宗等に先んぜらるるを以て、遂に堅く異議を持ち、以て名を爲さんと欲す。
【九二】 婁繼英、梁の均王を葬らんことを求むること、上の五月に見ゆ。
【九三】 楊行密、江淮を據有し、渥・隆・演に傳へ、溥に至りて亡ぶ。

く。大赦し、昇元と改元し、(九三)國を唐と號す。(九四)太祖武王を追尊して武皇帝と曰ふ。乙酉、右丞相玠を遣はし、冊を奉じて吳主に詣らしめ、『受禪の老臣誥、謹みて拜稽首す』と稱し、皇帝の尊號を上りて高尙思玄弘古讓皇と曰ひ、宮室・乘輿・服御、皆、故の如し。宗廟・正朔・徽章・服色は、悉く吳の制に従ふ。丁亥、(九五)徐知證を立てて江王と爲し、徐知諤を饒王と爲し、吳の太子璉を以て平盧節度使を領し、中書令を兼ねしめ、弘農公に封ず。唐主、羣臣を(九六)天泉閣に宴す。李德誠曰はく、『陛下、天に應じ人に順ふ。惟だ宋齊丘のみ樂します』と。因つて齊丘が德誠の勸進を止むる書を出す。唐主、書を執り、視ずして曰はく、(九七)『子嵩は三十年の舊交なり。必ず相負かじ』と。齊丘・頓首して謝す。己丑、唐主、讓皇に表し、(九八)東都の宮殿の名を改め、皆、仙經に取る。讓皇常に羽衣を服し、辟穀の術を習ふ。辛卯、吳の宗室建安王瑛等十二人、皆、(九九)爵を降して公と爲し、而して官を加へ邑を増す。丙申、吳の同平章事張延翰及び門下侍郎張居諒・中書侍郎李建勳を以て、竝に同平章事とす。讓皇、唐主上

【九四】徐誥、自ら、本、李氏の子なるを以て、既に大號を擧げ、唐の緒を棄がんと欲す、故に國號を改めて唐と爲す。
【九五】猶ほ敢て徐温を忘れずして、之を追尊す。其後、李氏の宗廟を立て、遂に徐温を以て義祖と爲す。
【九六】玠は徐玠なり。
【九七】知證・知諤は、皆、徐温の子、誥に於て弟と爲す。
【九八】天泉閣。蓋し晉宋の時の天泉池の故地に因りて、閣を

起し、因つて以て名と爲す。
【九九】子嵩。宋齊丘の字。梁の太祖の乾元二年に、齊丘、知諤に謁し、昇州の推官に署せらる。是年に至るまで二十六年。
【一〇〇】唐、金陵に都し、江都を以て東都と爲す。
【一〇一】王を降して公と爲すは易姓を示す所以。官を加へ邑を増すは、其の心を慰むる所以なり。

表するを以て、書を致して之を辭す。唐主、謝表して改めず。丁酉、宋齊丘に大司徒を加ふ。齊丘、左丞相たりと雖も、政事に預らず、心慍懣す。制詞に『布衣の交』と云へるを聞き、聲を抗げて曰はく、『臣が布衣たりし時、(一〇二)陛下は刺史たりき。今日、天子と爲る。以て老臣を用ひざる可し』と。家に還り罪を請ふ。唐主、手詔して之を謝するも、亦、命を改めず。之を久しくして、齊丘、出づる所を知らず、(一〇三)乃ち更に上書す、『請ふ、讓皇を他州に遷し、及び吳の太子璉を斥遠し、其昏を絶たん』と。唐主、從はず。乙巳、王后宋氏を立てて皇后と爲す。戊申、諸道都統判元帥府事景通を以て諸道副元帥・判六軍諸衛事・太尉・尚書令・吳王と爲す。(一〇四)閩主、其弟威武節度使繼恭に命じ、上表し、位を嗣ぐを晉に告げ、且つ、邸を都下に置かんことを請はしむ。(一〇五)十一月乙卯、唐の吳王景通、名を璟と更む。唐主、楊璉の妃に號を永興公主と賜ふ。妃、人の公主と呼ぶを聞けば、則ち流涕して辭す。戊午、唐主、其子景遂を立てて吉王と爲し、景遂を壽陽公と爲す。景遂を以て侍中・(一〇六)東都留守・江都の尹と爲し、留司百官を帥めて東都に赴かしむ。

【一〇二】唐主、昇州の刺史たること、二百六十八卷梁の太祖乾化二年に見ゆ。
【一〇三】胡三省曰はく、宋齊丘の心迹、是に至りて畢く露ぼる。吾、唐主の心を觀るに、豈に特に之を疎んずるのみならずや。蓋し惡みて、之を遠ざけんと欲するも、能はざるなりと。
【一〇四】閩、中國と絶つこと、二百七十七卷唐の明宗長興三年に見ゆ。
【一〇五】漢の孝平后・周の天元后と、楊璉の妃とは、蓋し世を異にして轍を同じくするなり。永興は縣の名、唐、鄂州に屬す。今の湖北省江漢道陽新縣。
【一〇六】南唐、盛唐の兩都の制に倣ひ、東西都を建て、留臺百司を江都に置く。

戊辰、詔し、吳越王元瓘に天下兵馬副元帥を加へ、封を吳越國王に進む。
 安遠節度使李金全、親吏胡漢筠を以て中門使と爲し、軍府の事、一に以て之に委ぬ。漢筠、貪猾殘
 忍にして、聚斂して厭く無し。帝、之を聞き、(一〇七)廉吏賈仁沼を以て之に代らしめ、且つ漢筠を召し、
 授くるに他の職を以てせんと欲し、功臣を保全せんことを庶ふ。漢筠大に懼れ、始めて金全に勸むる
 に異謀を以てす。乙亥、金全表す、「漢筠病みて未だ行くに任へず」と。金全の故人龐令圖屢、諫め
 て曰はく、「仁沼は忠義の士なり。以て漢筠に代ふるは、益する所多からん」と。漢筠、夜、壯士を遣
 はし、垣を踰え、令圖の族を滅ぼさしむ。又、仁沼を毒す。舌爛れて卒す。
 漢筠、推官張緯と相結び、以て金全を誂惑す。(一〇八)金全、之を愛すること
 彌篤し。

【一〇七】 薛史には、仁沼は仁紹に作る。
 【一〇八】 李金全が叛きて南唐に奔るの計、是より定まる。

十二月戊申、蜀・大赦し、明年の元を改めて明德と曰ふ。
 詔して、馬希範に江南諸道都統を加へ、武平・靜江等の軍事を制置せしむ。
 是歲、契丹、會同と改元し、國を大遼と號す。公卿庶官、皆、中國に倣ひ、中國の人を參用す。趙
 延壽を以て樞密使と爲し、尋ぎて政事令を兼ねしむ。

三年、春正月己酉、日、之を食する有り。

(二) 唐の德勝節度使兼中書令西平の恭烈王周本、吳を存する能はざるを以て、愧恨して卒す。

丙寅、唐、侍中吉王景遂を以て尙書都省に參判たらしむ。

蜀主、武信節度使同平章事張業を以て左僕射・兼中書侍郎・同平章事・樞密使と爲し、武泰節度使王
 處回を兼武信節度使・同平章事とす。

二月庚辰、左散騎常侍張允、駁救論を上り、以爲はく、「帝王、天災に遇へば、多く肆赦し、之を
 修徳と謂ふ。借に二人有り獄に坐し、赦に遇はば、則ち曲なる者は幸に免
 れ、直なる者は冤を衒み、冤氣升聞せん。乃ち災を致す所以にして、災
 を弭むる所以に非ざるなり」と。詔して、之を褒む。帝、讜言を聞くを

【一】 周本、吳を存する能はずと雖も、然も其の李徳誠に過ぐることを遠し。

【二】 三十六治。これ後唐の世を謂ふなり。盛唐には、天下の銅冶九十餘所あり。

【三】 藏典。祭藏を主る吏。

樂しみ、百官に詔し、各、封事を上らしめ、吏部尙書梁文矩等十人に命
 じ、詳定院を置き、以て之を考し、取る無き者は中に留め、可なる者は之
 を行はしむ。數月にして、詔に應ずる者、十人も無し。乙未、復た御札を降して之を趣す。

三月丁丑、赦して、民の銅器を作るを禁ず。初め唐の世、天下、錢を鑄るに、(三)三十六冶有り。喪
 亂以來、皆廢絶す。錢日に益、耗り、民多く錢を銷して銅器を爲る。故に之を禁ず。

中書舍人李詳、上疏して以爲はく、「十年以來、赦令屢降り、諸道の職掌、皆、恩を推すを許す。
 而して藩方の薦論、動すれば數百を踰ゆ。乃ち(三)藏典書吏・優伶奴僕に至るまで、初命に則ち銀青階

に至り、被服皆紫袍象笏なり。名器僭濫し、貴賤、分たず。請ふ、今より、諸道の主兵將校の外、(四)節度州は、朱記の大將以上十人を奏するを聽し、他州は止た都押牙・都虞候・孔目官を奏するを聽し、自餘は但た本道に委ね、職名を量遷するのみならん」と。之に従ふ。

夏四月甲申、唐の宋齊丘・自ら陳す、「丞相は應に政事に豫らざるべからず」と。唐主答ふるに省署未だ備はらざるを以てす。

吳の讓皇、(五)固く舊宮を辭し、屢・居を徙さんことを請ふ。李德誠等も亦亟、以て言を爲す。五月戊午、唐主、潤州の牙城を改めて丹楊宮と爲し、李建勳を以て迎奉讓皇使と爲す。

楊光遠、自ら・重兵を擁するを恃み、頗る朝政に干預し、屢・抗奏有り。帝常に意を屈して之に従ふ。庚申、其子承祚を以て左威衛將軍と爲し、帝の女長安公主に尙す。次子承信も亦美官を拜す。寵、當時に冠たり。

壬戌、唐主、(七)左宣威副統軍王興を以て鎮海留後と爲し、客省使公孫圭を監軍使と爲し、親吏馬思讓を丹楊宮使と爲し、讓皇を徙して丹楊宮に居らしむ。宋齊丘復た自ら陳す、「左右の間する所と爲る」と。唐主大に怒る。齊丘、第に歸り、白衣にて罪を待つ。或るひと曰はく、「齊丘は舊臣なり。宜しく小過を以て之を棄つべからず」と。唐主曰はく、「齊丘は才有れども、

【四】節度州とは、節度使の治むる所の州。朱記の大將は、銅印を給せずして、木朱記を給して以て印信と爲す。
【五】既に位を唐に讓るを以て、敢て江都の宮に居らす。
【六】時に范延光未だ平がす、晉の重兵、皆、楊光遠の手に在り。
【七】王興等を選用して、以て故の吳主を防衛せしむ。

大體を識らず」と。乃ち吳王璟に命じ、手詔を持して之を召さしむ。六月壬午、或るひと毒酒方を唐主に獻す。唐主曰はく、「吾が法を犯す者は、自ら常刑有り。安んぞ此を用ふるを爲さん」と。羣臣、争ひ請ふ、(八)「府寺州縣の名の・吳及び陽有る者を改めん」と。留守判官楊嗣、姓を羊と更めんと請ふ。徐玠曰はく、「陛下、自ら天に應じ人に順ひ、事、(九)逆取に非ず。而るに諂邪の人、専ら改更を事とす。咸、急務に非ず。從ふ可からざるなり」と。唐主、之を然りとす。

河南留守高行周、奏す、「洛陽宮を修めん」と。丙戌、左諫議大夫薛融諫めて曰はく、「今、宮室、焚毀を経たりと雖も、猶ほ(一〇)帝堯の茅茨よりも侈れり。費す所、寡しと雖も、猶ほ漢文の(一一)露臺よりも多し。況んや(一二)魏城未だ下らず、公私困窘するをや。誠に、陛下の・宮館を修むるの日に非ず。海内平寧なるを俟ち、之を營むとも未だ晩からじ」と。上、其言を納れ、仍ほ詔を賜うて之を褒む。

己丑、金部郎中張鑄・奏す、「竊に郷村の(一三)浮戸を見るに、稼穡を勤めざるに非ず、安居を樂しまざるに非ず。但た、種木未だ十年に盈たず・墾田未だ三頃に及ばざるに、

【八】唐主の斯言、人に君たるの體を得たり。
【九】吳は楊氏の國號にして、陽の字は楊の字と同音なるを以てなり。
【一〇】逆取は漢の陸賈の逆取順守の言に本づく。
【一一】帝堯は土階三尺、茅茨、剪らす。
【一二】露臺の事は、漢の文帝紀に見ゆ。
【一三】范延光、尙ほ魏州に據り、楊光遠、之を攻めて未だ下らざるを謂ふ。
【一四】浮戸。未だ土著定藉有らざる者をいふ。其の蓬轉萍流し、其居を常にせず、水上に浮泛するが若く然るを言ふ。

生業を成すに似たるを以て、已に縣司に收供徭役せられ、之が重賦を責め、威すに嚴刑を以てす。故に、功を捐て業を捨て、更に他に適くを思ふを免れず。乞ふ、今より、民の墾田、五頃以上に及び、三年の外、乃ち縣司の徭役するを聽さん」と。之に従ふ。

秋七月、中書・奏す、「朝代は殊なりと雖も、條制は異なる無し。請ふ、官に委ね、明宗及び清泰の時の敕を取り、久しく行ふ可き者を詳定し、之を編次せん」と。己酉、左諫議大夫薛融等に詔して詳定せしむ。

辛酉、敕して、(一)受命寶を作り、「天の明命を受け、惟れ徳允に昌なり」を以て文と爲す。

帝、尊號を契丹主及び太后に上る。戊寅、馮道を以て太后冊禮使と爲し、左僕射劉煦を契丹主冊禮使と爲し、鹵簿・儀仗・車輅を備へ、契丹に詣りて禮を行はしむ。契丹主大に悦ぶ。帝、契丹に事ふること甚だ謹み、表を奉じて臣と稱し、契丹主を謂つて父皇帝と爲す。契丹の使至る毎に、帝、別殿に于て、詔敕を拜受す。歲ごとに金帛三十萬を輸るの外、吉凶慶弔、歲時の贈遺、玩好珍異、道に相繼ぐ。乃ち(二)應天太后・元帥・太子・偉王・南北二王・韓延徽・趙延壽等の諸大臣に至るまで、皆、賂有り。小しく意の如くならざれば、輒ち來りて責讓す。帝常に辭を卑くして之を謝す。晉の使者、契丹に至るや、契丹・驕倨にして、不遜の語多し。使者還りて

- 【一】 受命寶、潞王の焚く所と爲るを以ての故なり。
- 【二】 三十萬。講和のときに約せる歲輸の數なり。
- 【三】 應天太后。即ち契丹主の母述律氏。應天の號は、蓋し帝の上る所なり。

て以て聞す。朝野咸以て恥と爲す。而して帝、之に事へ、曾て倦意無し。是を以て、帝の世を終るまで、契丹と隙無し。然れども輸る所の金帛、數縣の租賦に過ぎず。往往託するに民の困しめるを以てし、數に滿つる能はず。其後、契丹主、屢、帝が上表して臣と稱するを止め、但だ、書を爲るに兒皇帝と稱すること家人の禮の如くせしむ。初め(一)契丹既に幽州を得、命けて南京と曰ひ、唐の降將趙思溫を以て留守と爲す。思溫の子延照、晉に在り。帝、以て(二)祁州の刺史と爲す。思溫密に(三)延照をして、虜情終に變せんことを言ひ、幽州を以て内附せんと請はしむ。帝、許さず。契丹、使を遣はして唐に詣らしむ。宋齊丘、唐主に勸めて厚く之に賂はしめ、淮北に至るを俟ち、潛に人を遣はして之を殺さしめ、(三)以て晉を問せんと欲す。

- 【一】 天福元年、契丹始めて幽州を得。
- 【二】 唐の昭宗の景福三年、義武節度使王處存、奏し、定州の無極・深澤の二縣を以て祁州を置く。
- 【三】 趙延照、後遂に契丹に入り、契丹の用を爲す。

【一】 宋齊丘の意以爲へらく、契丹の使を晉の境に殺すときは、契丹主必ず晉人之を殺すと謂ひ、而して晉を誚讓せんと。此れ之を問する所以なり。

壬午、楊光遠・奏す。「前の澶州の刺史馮暉、廣晉城中より出で戦ひ、因つて來り降り、「范延光、食盡きて窮困せり」と言ふ」と。己丑、(三)暉を以て義成節度使と爲す。楊光遠、廣晉を攻め、歲

餘まで下らず。帝、師老、民疲るるを以て、(二)内職朱憲を遣はし、城に入りて范延光を諭さしめ、大藩に移さんことを許し、曰はく、『若し降りて而も汝を殺さば、白日、上に在り。吾、以て國を享くる無からん』と。延光、節度副使李式に謂つて曰はく、『主上は信を重んず。死さずと云へば則ち死さず』と。乃ち守備を撤す。然れども猶ほ遷延して未だ決せず。宣徽南院使劉處讓、復た入りて之を諭す。延光の意乃ち決す。九月乙巳朔、楊光遠、延光の二子守圖・守英を送りて大梁に詣らしむ。己酉、延光、牙將を遣はし、表を奉じて罪を待つ。壬子、詔書、廣晉に至る。延光、其衆を帥ゐ、牙門に素服す。使者、詔を宣して之を釋す。朱憲は汴州の人なり。

契丹、使を遣はし、洛陽に如き、(三)趙延壽の妻唐の燕國長公主を取りて以て歸る。

壬戌、唐の太府卿趙可封、唐主に、姓を李に復し、唐の宗廟を立てんと請ふ。

庚午、(四)楊光遠、表して入朝せんと乞ひ、

劉處讓に命じ、權に天雄軍府の事に知たらしむ。

己巳、制して、范延光を以て天平節度使と爲し、

仍ほ(五)鐵券を賜ひ、應ゆる廣晉城中の將吏・軍

民、(六)今日以前の罪は、皆、釋して問はず。其

張從賓・符彥饒の餘黨、及び官軍より逃れ叛きて

(二) 内職は蓋し宦官なり。

(三) 趙延壽の妻は、唐の明宗の女なり。延壽、契丹に入り、其妻、洛に留まる。今、延壽、北に在りて事を用ふ、故に來りて之を取る。

(四) 楊光遠が范延光を討つや、制して、天雄軍府の事を權知せしむ。延光既に降り、

而して光遠、入朝せんことを請ふ。時に劉處讓、詔を奉じて魏に入り、延光を諭降し、因つて之をなして軍府を權知せしむ。

(五) 鐵券を賜ふは、其死を恕し、而して之を明かにするに信誓を以てす。

(六) 今日とは制書が魏州に到

城に入る者も、亦之を釋す。延光の腹心の將佐

李式・孫漢威・薛霸は、皆、防禦・團練使・刺史に

除し、牙兵は皆升せて侍衛親軍と爲す。初め河

陽行軍司馬李彥珣は、邢州の人なり。父母、郷

里に在り、未だ嘗て供饋せず。後、張從賓と同

じく反す。(一)從賓敗るるや、廣晉に奔る。范延

光、以て歩軍都監と爲し、城に登りて拒ぎ守ら

しむ。楊光遠、訪うて其母を獲、城下に置きて以て之を招く。彥珣、弓を引きて其母を射殺す。延光既

に降るや、帝、彥珣を以て坊州の刺史と爲す。近臣言ふ、『彥珣は母を殺せり。』(二)乃ち遣りて官に之か

赦す可からず』と。帝曰はく、『赦令已に行ふ。改む可からざるなり』と。乃ち遣りて官に之か

しむ。臣光曰はく、國家を治むる者は、固に信無かる可からず。然れども彥珣の惡は、(三)三靈の容れざ

る所なり。晉の高祖、其の君に叛くの愆を赦し、其の母を殺すの罪を治すとも、何ぞ信を損せんや。

辛未、楊光遠を以て天雄節度使と爲す。

冬十月戊寅、契丹、使を遣はし、寶冊を奉り、帝に尊號を加へて英武明義皇帝と曰ふ。

帝、大梁は舟車の會する所にして、漕運に便なるを以て、庚辰、東京を汴州に建つ。復た(四)汴州を

るの日を謂ふ。

(一) 去年六月、張從賓、反し、月を踰えて敗る。

(二) 律に十惡有り、父母を殺す者は惡逆なり。恩赦の原さざる所なり。

(三) 三靈。天神・地祇・人鬼をいふ。

(四) 唐、長安を以て西都と爲し、洛陽を以て東都と爲す。

梁始め汴に都し、汴州を以て東京と爲し、洛陽を西京と爲し、而して長安を以て節鎮と爲す。後唐、梁を滅ぼし、唐の兩都の舊に復し、而して汴州を以て節鎮と爲す。晉、今、復た汴州に於て東京開封府を建て、洛陽の東都を以て西京と爲し、長安の西都を以て晉昌軍と爲す。

以て開封府と爲し、東都を以て西京と爲し、西都を以て晉昌軍節度と爲す。

帝、兵部尙書王權を遣はし、契丹に使せしめ、尊號を謝す。權、自ら累世の將相なるを以て、之を恥ぢ、人に謂つて曰はく、「吾老いたり。安んぞ能く穹廬に向つて膝を屈せんや」と。乃ち辭するに老疾を以てす。帝怒る。戊子、權、坐して官を停めらる。

初め、郭崇韜既に死し、宰相、樞密使を兼ねる者有る罕なり。帝、位に即くや、桑維翰・李崧、之を兼ねぬ。宣徽使劉處讓及び宦官、皆、悦ばず。

楊光遠、廣晉を圍むや、處讓數、軍事を以て、命を銜みて往來す。光遠の奏請多く分を踰ゆ。帝常に、依違す。維翰獨り法を以て之を裁折す。光遠、處讓に對し、不平の語有り。處讓曰はく、「是れ皆執政の意なり」と。

光遠是に由りて執政を怨む。范延光降るや、光遠密に表して執政の過失を論ず。帝、其故を知る。而も已むを得ず、維翰に兵部尙書を、崧に工部尙書を加へ、皆、其樞密使を罷め、處讓を以て樞密使と爲す。

太常奏す、「今、東京を建て、而して宗廟社稷は、皆、西京に在り。請ふ遷して大梁に置かん」と。敕旨して且く舊に仍らしむ。

戊戌、大赦す。

- 【三】 王權は唐の左僕射起の曾孫、父雍は、官、右司郎中に至る。起の先世播、唐の文宗に相たり。
- 【四】 郭崇韜が死する事、二百七十四卷唐の明宗天成元年に見ゆ。
- 【五】 依違。依るが若く違ふが若く、可否一定の説無きを謂ふ。
- 【六】 光遠既に范延光を平げ、功を挾みて上に邀め、以て執政を斥く。

楊延藝の故將吳權、愛州より兵を擧げ、岐公羨を交州に攻む。羨、使を遣はし、賂を以て救を漢に求む。漢主、其亂に乗じて之を取らんと欲し、其子萬王弘操を以て靜海節度使と爲し、徒して交王に封じ、兵を將ゐて公羨を救はしむ。漢主自ら將として海門に屯し、之が聲援を爲す。漢主、策を崇文使蕭益に問ふ。益曰はく、「今霖雨、旬を積み、海道險遠に、吳權は桀黠なり。未だ輕んず可からざるなり。大軍當に持重すべし。多く郷導を用ひ、然る後進む可し」と。聽かず。弘操に命じ、戰艦を帥ゐ、白藤江より交州に趣かしむ。權已に公羨を殺して交州に據り、兵を引き逆へ戰ふ。先づ海口に于て多く、大杖を植て、其首を鋭くし、之に冒ふに鐵を以てし、輕舟を遣はして潮に乗じ、戰を挑み而して僞り遁る。(漢ノ兵之)須臾にして潮落つ。漢艦、皆、鐵杖に礙へられ、返るを得ず。漢の兵大に敗れ、士卒覆溺する者太半なり。弘操、死す。漢主、慟哭し、餘衆を收めて還る。是より先、著作佐郎侯融、漢主に、兵を弭め民を息めんことを勸む。是に至りて、兵振はざるを以て、融を追咎し、棺を剖き其屍を暴す。益は、傲の孫なり。

楚の順賢夫人彭氏卒す。彭夫人は貌陋なれども、而も家を治むること法有り。楚王希範、之を憚

- 【一】 延藝。當に延藝に作るべし。岐公羨が楊延藝を殺すこと本卷の前年に見ゆ。
- 【二】 愛州より東のかた小黃江口に至るまで四百六十里にして交州の界に入る。
- 【三】 羨の上に當に公の字有るべし。
- 【四】 將に交州を以て弘操の封略と爲さんとするを言ふ。
- 【五】 白藤江は當に峯州の界に在るべし。此より進みて花歩に至り、峯州に至る。
- 【六】 杖。槩なり。
- 【七】 蕭益は唐の懿宗の時に相たり。

既に卒し、希範始めて聲色を縦にし、長夜の飲を爲し、内外、別無し。商人の妻の美なる有り。希範、其夫を殺して之を奪ふ。妻、辱められずと誓ひ、自ら經れ死す。

河、鄆州に決す。

十一月、(四) 范延光、鄆州より入朝す。

丙午、(五) 閩主昶を以て閩國王と爲し、左散騎常侍盧損を以て冊禮使と爲し、昶に(六) 赭袍を賜ふ。戊申、威武節度使王繼恭を以て臨海郡王と爲す。閩主、之を聞き、進奏官林恩を遣はし、執政に白すに、「既に帝號を襲ぐ。冊命及び使者を辭す」といふを以てす。閩の諫議大夫黃諷、閩主の淫暴なるを以て、妻子と辭訣し、入りて諫む。閩主、之を杖たんと欲す。諷曰はく、「臣若し國を迷はせて不忠ならば、死するも亦怨む無し。直諫して杖を被るは、臣、受けざるなり」と。閩主怒り、黜けて民と爲す。

帝、天雄節度使楊光遠が跋扈して制し難きを患ふ。桑維翰、請うて天雄の衆を分ち、光遠に太尉・西京留守を加へ、河陽節度使を兼ねしむ。光遠、是に由りて怨望し、密に賂を以て自ら契丹に訴ふ。部曲千餘人を養ひ、(四) 常に異志を蓄ふ。辛亥、

鄆都を廣晉府に建て、(五) 彰德軍を相州に置き、(五) 漳・衛を以て之に隸し、(五) 永清軍を貝州に置き、博・冀を以て之に隸す。澶州は舊頓丘に治す。帝、契丹が後世の患と爲らんことを慮り、前の淄州の刺史汲の人劉繼勳を遣はし、澶州を徙して、德勝津に跨らせ、頓丘を并せて焉に徙す。河南の尹高行周を以て廣晉の尹・鄆都留守と爲し、貝州防禦使王廷胤を彰德節度使と爲し、右神武統軍王周を永清節度使と爲す。廷胤は(五) 處存の孫、周は鄆都の人なり。

范延光、屢、致仕せんと請ふ。甲寅、詔して、太子太師を以て致仕せしめ、大梁に居らしむ。宴會に預る毎に、羣臣と異なる無し。延光が反するや、(五) 相州の刺史(五) 掖の人王景、境に拒ぎて、從はず。戊午、景を以て耀州團練使と爲す。癸亥、敕して、公私自ら銅錢を鑄るを聽し、雜ふるに鉛鐵を以てするを得る無からしめ、十錢毎に重さ一兩、天福元寶を以て文と爲す。仍は(五) 鹽鐵に令して、模範を頒ち下さしむ。惟だ私に銅器を作るを禁す。

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福三年

【四二】 史、婦人が能く節を守るを以て、其事を書し、而も其姓氏を失ふ。而も馬希範の淫暴、掩ふ可からず。

【四三】 范延光、魏より降り、鄆に徙る。今、鄆州より入朝す。

【四四】 閩主と書するは、其の已に大號を竊めるを表し、以て國王と爲すと書するは、晉の命なり。

【四五】 赭袍は天子の服する所なり。之を賜ふは、是れ之が竊號を許すなり。

【四六】 胡三省曰はく、楊光遠、異志を蓄ふと雖も、帝と契丹と間無きときは、從つて發する無きなり。出帝が契丹と隙を構ふるに至りては、契丹を引きて援と爲し、而して禍を招くと。

【四七】 唐の莊宗の初めて位に即くや、東京を魏州に建て、魏州を以て興唐府と爲す。後改めて鄆都と爲す。明宗の天成四年、廢す。晉、命を受け、魏州を以て廣晉府と爲す。今復た鄆都を建つ。

【四八】 彰德軍は、梁の貞明の間、嘗て之を置く。張彥の變に、尋ぎて廢す。今復た之を置く。

【四九】 天雄の貝博・成德の冀州を分ちて永清軍と爲す。

【五〇】 始めて貝州を升せて永清軍と爲す。

【五一】 唐末に、王處孫、易定に鎮す。

【五二】 范延光、天雄に帥たり、相州は其巡屬なり。

【五三】 掖。漢の縣、唐、萊州を帶ぶ。今の山東省膠東道掖縣なり。

【五四】 鹽鐵。鹽鐵使司なり。

左金吾衛上將軍重貴を(五)立てて鄭王と爲し、開封の尹に充つ。

癸亥、敕す、(五)「先に、公私の錢を鑄るを許す。銅の得難からんことを慮り、輕重・便に従ふを聽す。但だ缺漏せしむる勿れ」と。

辛丑、(五)吳の讓皇・卒す。唐主、朝を廢すること二十七日。追諡して睿皇帝と曰ふ。是歲、唐主、吳王璟を徙して齊王と爲す。

鳳翔節度使李從暉、文士を厚くして武人を薄くし、農民を愛して士卒を嚴にす。是に由りて、將士、之を怨む。會、兵を發して西邊に戍せしむ。既に郊を出でて亂を作し、(六)門を突きて城に入り、市に剽掠す。從暉、帳下の兵を發して之を撃つ。亂兵敗れて東に走り、自ら朝廷に訴へんと欲し、華州に至る。鎮國節度使張彥澤、邀へ撃ちて盡く之を誅す。

【五】 通鑑、子姪を封じて王と爲すに、多く「封す」と書す。亦或は「立つ」と書す。蓋し當時の史官の成文に因りて之を書し、義例無きなり。

【五】 胡三省曰はく、民の私鑄を許すこと、已に、久しかる可きの法に非ず。況んや又、其輕重、便に従ふを聽すをや。則ち民必ず輕きを鑄ん。安ん

【五】 吳の讓皇、時に年三十八。

【六】 城門を突きて入りて剽掠するなり。

卷の第二百八十二

後晉紀三

高祖聖文章武明德孝皇帝中

天福四年、春正月辛亥、澶州防禦使太原の張從恩を以て樞密副使と爲す。

朔方節度使張希崇・卒す。羌胡寇鈔し、復た畏憚する無し。甲寅、義成節度使馮暉を以て朔方節度使と爲す。党項の酋長拓跋彥超、最も彊大と爲す。暉至る。彥超入りて賀す。暉厚く之を遇す。因つて爲めに城中に于て第を治め、其服玩を豊にし、之を留めて遣らず。(三)封内遂に安し。

唐の羣臣江王知證等、累表して唐主に請ふ、「姓を李に復し、唐の宗廟を立てよ」と。乙丑、唐主、之を許す。羣臣、又、尊號を上らんと請ふ。唐主曰はく、「尊號は虚美にして、且つ古に非ず」と。遂に受けず。其後子孫、皆、其法を踵ぎ、尊號を受けず。又、外戚を以て政を輔けしめず、宦者、事に預るを得ず。皆、他國の及ばざる所なり。

【一】 天福四年。西紀九三九年。
【二】 其部落より靈州城に入りて賀す。
【三】 拓跋彥超を城中に質とすれば、党項諸羌、敢て外に鈔暴せず、故に安し。

二月乙亥、太祖の廟號を改めて義祖と曰ふ。己卯、唐主、李氏の考妃の爲めに哀を發し、皇后と與に、斬衰して廬に居ること、初喪の禮の如く、朝夕臨すること、凡そ五十四日。江王、知證・饒王知諤、亦、斬衰を服せんと請ふ。許さず。(一)李建勳の妻廣德長公主、衰經を假り、入り哭して禮を盡すこと、父母の喪の如し。辛巳、詔して、國事は齊王璟に委ねて詳決せしめ、惟だ軍旅のみ以て聞せしむ。庚寅、唐主、名を昇と更む。百官に詔して、(二)祚の合享の禮を議せしむ。辛卯、宋齊丘等、議して以はく、『義祖は七室の東に居らしめん』と。唐主、命じて、高祖を西室に居らしめ、太宗、之に次ぎ、義祖、又、之に次がしめ、皆、不祧の主と爲す。羣臣言ふ、『義祖は諸侯なり。宜しく高祖・太宗と同じく享すべからず。請ふ太廟の正殿の後に於て、別に廟を建てて之を祀らん』と。(三)帝曰はく、『吾、幼より身を義祖に託す。曷に義祖が吳に功有るに非ざりせば、朕安んぞ能く此中興の業を啓かんや』と。羣臣乃ち敢て言はず。唐主、吳王恪を祖とせん

【四】唐主初めて禪を受け、徐温を尊びて太祖と爲す。今、姓を李に復し、温を以て義父と爲す、故に廟號を改めて義祖と爲す。

【五】胡三省曰はく、初喪の禮、古より、五十四日の制無し。唐主も亦是れ漢晉の、日を以て月に易ふるの制に依傍し、父の喪・母の喪に居ること、各、二十七日、故に五十四日と爲すと。

【六】知證・知諤は、皆、徐温の子。

【七】胡三省曰はく、建勳の妻は、徐温の女なり。勢利の在る所は血氣の親に非ずして而も親しと。

【八】二祚。徐李二姓の先を謂ふ。

【九】通鑑既に晉帝とす。此帝の字、晉帝と混殺す。此れ亦、江南の舊史に因り、更定を失せるなり。

【一〇】事、二百六十卷唐の昭宗の乾寧二年に見ゆ。

と欲す。或るひと曰はく、(一〇)『恪は誅死せり。鄭王元懿を祖とするに若かじ』と。唐主、有司に命じて二王の苗裔を考せしむ。(一一)吳王の孫禕は功有り、禕の子岷は宰相と爲るを以て、遂に吳王を祖とすと云ふ。岷より五世、父榮に至るまで、其名率ね皆有司の撰ぶ所なり。唐主、又、十九帝・三百年を歴るを以て、十世は太だ少からんと疑ふ。有司曰はく、『三十年を世と爲す。陛下、(一二)文德に生れ、已に五十年なり』と。遂に之に従ふ。

(一三)盧損、福州に至る。閩主、疾と稱して見ず、弟繼恭に命じて之に主たらしめ、其禮部員外郎鄭元弼を遣はし、繼恭の表を奉じ、損に隨つて入貢せしむ。閩主、損に禮せず。士人林省鄒有り、私に損に謂つて曰はく、『吾が主、其君に事へず、其親を愛せず、其民を恤まず、其神を敬せず、其鄰に睦じからず、(一四)其資を禮せず。其れ能く久しからんや。余將に僧服して北に逃れんとす。會ず(一五)上國に相見んのみ』と。

三月庚戌、唐主、吳王恪を追尊して定宗孝靜皇帝と爲し、曾祖より以下、皆、廟號及び諡を追尊す。

己未、詔して、歸德節度使劉知遠・忠武節度使杜重威に、竝に同平章事を加ふ。知遠自ら以へらく、

【一】吳王恪は唐の高宗の朝に死す。房遺愛の誣引する所と爲る。其罪に非ざるなり。

【二】玄宗の朝、信安王禕、邊功あり、岷、肅宗に相たり。

【三】文德は唐の僖宗の末年の號。唐主の生れてより、是年に至るまで五十年と爲す。

【四】盧損、去年十一月、冊を奉じて閩に使す。今乃ち福州に至る。

【五】賓とは盧損を謂ふなり。

【六】時に號を偏隅に假る者、皆、中原を以て上國と爲す。

【七】胡三省曰はく、余を以て之を觀れば、林省鄒も亦善士に非ず。樊若水の志有りて、而も其志を遂ぐるを得ざるのみと。

佐命の功有り、重威は外戚に起り、大功無しと。之と制を同じくするを恥づ。制下るや、數日、門を杜ち、四たび表辭して、受けず。帝怒り、趙瑩に謂つて曰はく、「重威は朕の妹夫なり。知遠は功有りと雖も、何ぞ堅く制命を拒むを得ん。(一七)軍權を落し、私第に歸らしむべし」と。瑩・拜請して曰はく、「陛下、昔、(一八)晉陽に在るとき、兵、五千に過ぎず、唐の兵十餘萬の攻むる所と爲り、朝露より危かりき。知遠の心、鐵石の如くなるに非ざりせば、豈に能く大業を成さんや。奈何ぞ小過を以て之を棄てんや。竊に恐る、此語外に聞えなば、人君の度を彰かにする所以に非ざらんことを」と。帝、意乃ち解け、端明殿學士和凝に命じ、知遠の第に詣りて旨を諭さしむ。知遠・惶恐し、起ちて命を受く。

靈州の戍將王彥忠、(二〇)懷遠城に據りて叛く。上、供奉官齊延祚を遣はし、往きて之を詔諭せしむ。彥忠降る。延祚、之を殺す。上怒りて曰はく、「朕、踐祚して以來、未だ嘗て信を人に失はず。彥忠、已に輸伏して出で迎へたるに、延祚何ぞ擅に之を殺すを得ん」と。延祚の名を除き、重杖配流す。議者猶ほ以爲へらく、延祚は應に死を免るべからず」と。

辛酉、(二一)回鶻の可汗仁美を冊して奉化可汗と爲す。

夏四月、唐の江王徐知誼等、(二二)亦李を姓とせんと請ふ。許さず。辛巳、唐主、南郊に祀る。癸未、大赦す。

梁の太祖以來、軍國の大政、(二三)天子多く崇政・樞密使と議し、宰相は成命を受け、制敕を行ひ、典故を講じ、文事を治むるのみ。帝、唐の明宗の世に、(二四)安重誨が專横なりしに懲る。故に即位の初め、但だ桑維翰に命じて樞密使を兼ねしむ。(二五)劉處讓が樞密使と爲るに及び、奏對多くは旨に稱はず。會、處讓、母の喪に遭ふ。甲申、樞密院を廢し、印を以て中書に付し、院事は皆宰相に委ねて分判せしめ、副使張從恩を以て宣徽使、(二六)直學士と爲す。倉部郎中司徒詡・工部郎中顏衍、竝に罷めて、(二七)本官に守たり。然れども勳臣・近習、大體を知らず、故事に習ひ、毎に之を復せんと欲す。帝、(二八)唐の大臣の名を除かれて兩京に在る者皆貧悴なるを以て、復た李專美を以て贊善大夫と爲す。丙戌、韓昭胤を以て兵部尙書と爲し、馬胤孫を太子賓客と爲し、房嵩を右驍衛大將軍と爲し、竝に致仕す。閩主、其叔父前の建州の刺史延武・戶部尙書延望の才名を思む。巫者林興、延武と怨有り、鬼神の語に託して云ふ、「延武・延望將に變を爲さんとす」と。閩主、復た詰らず、興をして壯士を帥ゐ、第に

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福四年

【一七】 制。麻制たり。
 【一八】 劉知遠、時に宿衛諸軍を總ぶ。
 【一九】 事、前卷前年に見ゆ。
 【二〇】 懷遠縣は靈州に屬す。靈州の北約一百餘里に在り。
 【二一】 時に回鶻、比年、使を遣はして朝貢す、故に之を冊命す。
 【二二】 其本姓を改めて國姓に従ひ以て自ら親しくせんと欲す。
 【二三】 梁は崇政使と議し、唐は樞密使と議す。崇政使は即ち樞密使の職なり。
 【二四】 安重誨が專横なること、唐の明宗紀に見ゆ。
 【二五】 劉處讓が桑維翰を攘ふこと、前卷前年に見ゆ。
 【二六】 直學士は樞密直學士なり。
 【二七】 二人の本官は倉部・工部なり。
 【二八】 李專美等が名を除かるること、前卷元年に見ゆ。

就きて之を殺さしめ、其五子を并す。閩主、陳守元の言を用ひ、(二五)三清殿を禁中に作り、黄金數千斤を以て、寶皇大帝天尊老君の像を鑄、晝夜、樂を作し、香を焚きて禱祀し、神丹を求む。政、大小と無く、皆、林興、寶皇の命を傳へて之を決す。戊申、(二六)楚王希範に天策上將軍を加へ、印綬を賜ひ、府を開き官屬を置かしむ。

辛亥、唐、吉王景遂を徙して壽王と爲し、壽陽公景遂を立てて宣城王と爲す。

乙卯、唐の鎮海節度使兼中書令梁の懷王徐知諤卒す。

唐人、讓皇の族を(二七)秦州に遷し、永寧宮と號す。防衛甚だ嚴なり。(二八)

康化節度使兼中書令楊珉、疾と稱し、罷めて永寧宮に歸る。乙丑、平盧節度使兼中書令楊璉を以て康化節度使と爲す。璉固辭し、(二九)喪を終らんと請ふ。之に従ふ。

唐主、將に齊王璟を立てて太子と爲さんとす。固辭す。乃ち以て諸道兵馬大元帥判六軍諸衛守太尉錄尚書事(三〇)昇揚二州の牧と爲す。

閩の判六軍諸衛建王繼嚴、士心を得たり。閩主、之を忌む。六月、其兵

【二五】三清。道家に上清・玉清・太清を以て三清と爲す。

【二六】梁の開平四年、已に嘗て楚王殷に天策上將軍を加ふ。今、晉復た以て其子希範に命す。

【二七】秦州。本、揚州海陵縣、吳の乾貞中、制置院を立つ。南唐の昇元元年、升せて秦州と爲す。

【二八】康化軍も亦、吳、統内に於て置く所の節鎮なり。或は南唐、之を置く。其地、今、考ふ可き無し。錢大昕の辨正に云はく、康化軍は池州に置くと。

【二九】讓皇の喪を終るなり。【三〇】南唐、昇州を以て西都と爲し、揚州を東都と爲す、故に二州に牧を置く。

柄を罷め、名を繼裕と更め、弟繼鎔を以て判六軍とし、諸衛の字を去る。林興の詐覺はれ、泉州に流さる。望氣者言ふ、「宮中、災有らん」と。乙未、閩主徙りて長春宮に居る。

秋七月庚子朔、日、之を食する有り。

成德節度使安重榮、行伍より出で、性粗率にして、勇を恃みて驕暴なり。毎に人に謂つて曰はく、「今の世の天子は、兵彊く馬壯なれば、則ち之と爲るのみ」と。府廡に幡竿有り、高さ數十尺。嘗て弓矢を挟み、左右に謂つて曰はく、「我能く竿上の龍に中てなば、必ず天命有らん」と。一發して之に中つ。是を以て益、自負す。(三一)帝の重榮を遣は

して秘瓊に代らしむるや、之を戒めて曰はく、「瓊、代を受けずんば、當に別に汝を一鎮に除すべし。力を以て取る勿れ。恐らくは患を爲すこと滋

深からん」と。重榮、是に由りて帝を以て怯と爲し、人に謂つて曰はく、「秘瓊は匹夫なるのみ。天子、尙ほ之を畏る。況んや我、將相の重き・士馬

の衆きを以てするをや」と。毎に奏請する所、多く分を踰ゆ。(三二)執政の可否する所と爲れば、意・憤

憤として、快からず。乃ち亡命を聚め、戰馬を市ひ、飛揚の志有り。帝、之を知る。義武節度使皇甫遇、重榮と姻家なり。甲辰、(三七)遇を徙して昭義節度使と爲す。

乙巳、閩の北宮・火あり、宮殿を焚きて殆ど盡く。

【三一】前卷二年に見ゆ。

【三二】可なる者は之に従ひ、否なるものは従はざるなり。

【三三】鎮定、境を接す、其の合して變を爲さんことを恐れ、徙して、稍や遠からしめて、以て之を離析す。

戊申、(三六) 薛融等、定むる所の編敕を上る。之を行ふ。
丙辰、(三七) 敕す、(三八) 「先に天下に令し、公私、錢を鑄しむ。今、私錢は多く鉛錫を用ひ、小弱、餓薄なり。宜しく皆之を禁じ、専ら官司をして自ら鑄しむべし」と。

西京留守楊光遠、疏す、「中書侍郎同平章事桑維翰、遷除、公ならず、及び邸肆を兩都に營み、民と利を争ふ」と。帝、已むを得ず、閏月壬申、維翰を出して彰德節度使・兼侍中と爲す。

初め義武節度使王處直の子威、(三九) 王都の難を避け、亡げて契丹に在り。

是に至りて、(四〇) 義武、帥を缺く。契丹主、使を遣はし來りて言はしむ、「請ふ威をして父の土地を襲がしむること、(四一) 我が朝の法の如くせん」と。帝、辭して以はく「中國の法、必ず刺史・團練・防禦より序遷し、乃ち節度使に至る。請ふ威を遣はして此に至らしめよ。漸く進用を加へん」と。契丹主怒り、復た使を遣はし來りて言つて曰はしむ、「爾、節度使より天子と爲りしも、亦、階級有るか」と。帝、其の滋蔓して已まざらんことを恐れ、厚く契丹に賂ひ、且つ、處直の兄の孫彰德節度使廷胤を以て義武節度使と爲さんと請ひ、以て其意を厭かしむ。契丹の怒稍解く。

初め閩の惠宗、(四二) 太祖の元從を以て拱宸控鶴都と爲す。康宗立つに及び、更に壯士二千を募りて腹

心と爲し、宸衛都と號す。祿賜、皆、二都よりも厚し。或るひと言ふ、「二都・怨望し、將に亂を作さんとす」と。閩主、分ちて漳泉二州に隸せんと欲す。二都益々怒る。閩主好みて長夜の飲を爲し、羣臣に酒を強ひ、醉へば則ち左右をして其過失を伺はしむ。從弟繼隆、酔うて禮を失ふ。之を斬る。屢猜怒を以て宗室を誅す。叔父左僕射同平章事延義、陽りて狂愚と爲り、以て禍を避く。閩主賜ふに道士の服を以てし、(四三) 武夷山中に置き、尋ぎて復た召し還し、私第に幽す。

閩主、數、拱宸控鶴軍使、(四四) 永泰の朱文進、(四五) 光山の連重遇を侮る。二人、之を怨む。會、北宮火あり。賊を求むれども獲ず。閩主、重遇に命じ、内外の營兵を將る、餘燼を掃除せしむ。日に萬人を役す。士卒甚だ之に苦しむ。又、重遇が火を縱つての謀を知るを疑ひ、之を誅せんと欲す。内學士陳郟、私に重遇に告ぐ。辛巳夜、重遇入りて直し、二都の兵を帥ゐて、長春宮を焚き、以て閩主を攻め、人をして延義を瓦礫の中に迎へしめ、萬歲と呼ぶ。復た外營の兵を召し、共に閩主を攻む。獨り宸衛都拒ぎ戦ふ。閩主乃ち、(四六) 李后と與に、宸衛都に如く。明くる比ほひ、亂兵、宸衛都を焚く。宸衛都戦ひ敗る。餘衆千餘人、閩主及び李后を奉じて、北關を出で、梧桐嶺に至る。衆稍逃げ散す。延義、兄の子前の汀州の刺史繼業をして兵を將ゐて之を追はしめ、村舎に及ぶ。閩主素より射を善くし、弓を引きて數人を殺す。俄にして追兵雲の

【三六】 三年、薛融等をして編敕を詳定せしむ。今始めて上りて之を行ふ。
【三七】 前卷前年に見ゆ。
【三八】 王都の難は、處直を囚ふるを謂ふなり。二百七十一卷梁の均王龍德元年に見ゆ。
【三九】 皇甫遇、潞に徙る、故に義武、帥を缺く。
【四〇】 我が朝とは契丹自ら謂ふなり。
【四一】 閩王審知の廟號は太祖。

【四二】 武夷山は建州崇安縣(今の福建省建安道)の南三十里に在り。
【四三】 永泰縣は福州に屬す。今の福建省閩海道永泰縣。
【四四】 隋、光山縣を置き、仍ほ光山を置き、縣を以て屬す。縣は州の西六十里に在り。今の河南省汝陽道光山縣。
【四五】 李后。李春燕なり。

ごとく集まる。閩主、免れざるを知り、弓を投じて繼業に謂つて曰はく、「卿が臣節安にか在る」と。繼業曰はく、「君、君徳無し。臣安んぞ臣節有らん。新君は叔父なり。舊君は昆弟なり。孰れか親孰れか疎なる」と。閩主、復た言はず。繼業、之と俱に還り、隋莊に至り、飲ますに酒を以てし、醉はせて之を縊る。李后及び諸子王繼恭を并せて皆死す。宸衛の餘衆、吳越に奔る。延義自ら威武節度使・閩國王と稱し、名を【四八】曦と更め、永隆と改元し、繫囚を赦し、中外に頒賚し、「宸衛、閩主を弑す」といふを以て、鄰國に赴く。閩主に諡して聖神英睿文明廣武應道大弘孝皇帝と曰ひ、廟を康宗と號す。商人を遣はし、問道より表を奉り、藩と晉に稱す。然れども其の國に在り、百官を置くこと、皆、天子の制の如し。太子太傅致仕李眞を以て司空・兼中書侍郎・同平章事と爲す。連重遇が康宗を攻むるや、【四九】陳守元、宮中に在り、服を易へて將に逃れんとす。兵人、之を殺す。重遇、蔡守蒙を執へ、【五〇】數むるに官を賣るの罪を以てして之を斬る。閩王曦既に立ち、使を遣はし、【五一】林興を泉州に誅す。

河、【五二】薄州に決す。

八月辛丑、馮道を以て守司徒・兼侍中とす。壬寅、詔して、【五三】中書の知印、止だ上相に委ぬ。是

【四八】 曦は王審知の少子なり。
 【四九】 陳守元、閩主を讒惑すること二世、其の死すること晩し。
 【五〇】 蔡守蒙が官を賣ること、前卷前年に見ゆ。
 【五一】 林興が泉州に流さるること、上の六月に見ゆ。
 【五二】 薄州。當に博州に作るべし。
 【五三】 舊制に、凡そ宰臣、更日に印を知る。

に由りて、事、巨細と無く、悉く道に委ぬ。帝嘗て訪ふに軍謀を以てす。對へて曰はく、「征伐は大事なり。聖心の獨斷に在り。臣は書生なり。惟だ謹みて歷代の成規を守るを知る而已」と。帝、以て然りと爲す。道嘗て疾と稱して退かんことを求む。帝、鄭王重貴をして第に詣りて之を省せしめ、曰はく、「來日、出でずんば、朕當に親ら往くべし」と。道乃ち出でて事を視る。當時の寵遇、羣臣、與に比を爲す無し。

己酉、吳越王元瓘を以て天下兵馬元帥と爲す。

【五四】黔南の巡内溪州の刺史彭士愁、【五五】蔣錦州の蠻萬餘人を引き、【五六】辰澧

州に寇し、鎮戍を焚掠し、使を遣はして師を蜀に乞ふ。蜀主、道遠きを以て、許さず。九月辛未、楚王希範、左靜江指揮使劉勅、決勝指揮使廖匡齊に命じ、衡山の兵五千を帥めて之を討たしむ。

癸未、唐の許王從益を以て郇國公と爲し、唐の祀を奉せしむ。從益尙ほ幼なり。【五七】李后、從益を宮中に養ひ、王淑妃を奉すること母に事ふるが如し。

冬十月庚戌、【五八】閩の康宗の遣はす所の使者鄭元弼、大梁に至る。康宗、執政に書を遣りて曰はく、

【五四】 唐の盛時、溪州は、黔中觀察に屬す。唐の末、黔中觀察を陞せて黔南節度と爲し、後、武泰軍と號す。時に蜀の境に屬す。巡内とは巡屬の内なるを言ふなり。
 【五五】 蔣。當に樊に作るべし。
 【五六】 辰澧は時に楚に屬す。
 【五七】 李后は唐の明宗の曹皇后の女。王淑妃は明宗の次妃なり。故に后、之に事ふること母の如し。
 【五八】 是年二月、閩、鄭元弼を遣はして盧損に隨つて入貢せしむ。是に至りて大梁に達す。而して康宗已に閩七月に於て、閩人に弑せらる。

「閩國、一に興運に従ひ、久しく年華を歴たり。北辰の帝座頻に移るを見、(五〇)東海の風帆多く阻むを致す」と。又、敵國の禮を用ひ、書を致し往來せんことを求む。帝、其の不遜なるを怒り、壬子、詔して、其貢物及び福建諸州の綱運を却け、竝に元弼及び進奏官林恩に令し、部送して速かに歸らしむ。兵部員外郎李知損・上言す、「王利・僭慢なり。宜しく使者を執留し、其貨を籍没すべし」と。乃ち元弼・恩を獄に下す。

吳越の恭穆夫人馬氏・卒す。夫人は、雄武節度使綽の女なり。初め武肅王鏐、中外の聲伎を畜ふるを禁ず。文穆王元瓘、年三十餘にして子無し。夫人、之が爲めに鏐に請ふ。(六一)鏐喜びて曰はく、「吾が家の祭祀は、汝實に之を主る」と。乃ち元瓘に妾を納るるを聽す。鹿氏、弘傳・弘傑を生み、許氏、弘佐を生み、吳氏、弘俶を生み、衆妾、弘儀・弘億・弘偃・弘仰・弘信を生む。夫人・撫視し、慈愛すること一の如し。常に銀鹿を帳前に置き、諸兒を上に乗せしめて之を弄す。

十一月戊子、契丹、其臣遙折來使を遣はす。遂に吳越に如く。

楚王希範、(五二)始めて天策府を開き、護軍中尉・領軍司馬等の官を置き、諸弟及び將校を以て之と爲す。又、(五三)幕僚拓跋恆・李弘卓・廖匡圖・徐仲雅等十八人を以て學士と爲す。劉勅等、進みて溪州を攻

む。彭士愁、兵敗れ、州を棄てて走りて山寨を保つ。石崖四絶す。勅、梯棧を爲り、上りて之を圍む。廖匡齊・戰死す。楚王希範、其母を弔はしむ。其母、哭せず、使者に謂つて曰はく、「廖氏三百口、王の温飽の賜を受く。族を擧げて死を効すとも、未だ以て報ゆるに足らじ。況んや一子をや。願はくは王、以て念と爲す無かれ」と。王、其母を以て賢と爲し、厚く其家を恤む。

十二月丙辰、佛寺を(五四)剏造するを禁す。

閩王、新宮を作り、徙りて之に居る。是歳、漢の門下侍郎同平章事趙光裔、漢主に言つて曰はく、(五五)「馬后の崩せしより、未だ嘗て使を楚に通せず。(五六)親鄰舊好は、忘る可からざるなり」と。因つて「諫議大夫李紆、以て命を將ふ可し」と薦む。漢主、之に従ふ。楚も亦使を遣はして報聘す。光裔、漢に相たること二十餘年、府庫充實し、邊境、虞無し。卒するに及び、漢主復た其子翰林學士承旨尚書左丞損を以て門下侍郎・同平章事と爲す。

五年、春正月、帝、閩使鄭元弼等を引見す。元弼曰はく、「王昶は蠻夷の君にして、禮義を知らず。陛下、其善言を得るも喜ぶに足らず、惡言も怒るに足らず。臣、命を將ふこと狀無し。願はくは

【五〇】 剏造は創造に同じ。前に無き所にして、今創めて之を爲る者は之を禁す。

【六一】 漢主、楚に娶る。唐の清泰元年、馬后殂す。

【五六】 劉馬、姻を通ず、故に親と曰ふ。潭廣、境を接す、故に鄰と曰ふ。

【五九】 北辰云云。中國屢、主な易ふるを言ふ。
【六〇】 東海の風帆云云。此に由りて職貢を脩めざるを言ふ。
【六一】 雄武軍は秦州なり。
【六二】 禮に冢婦、先世の祭祀を司る。今、馬夫人、妬忌せずして嗣續を廣めんとす。故に鏐、其の託する有るを喜ぶ。
【六三】 是年夏、天策上將軍を加ふ。是に至りて、始めて府を開く。
【六四】 唐の太宗の天策府の文學館に倣ひ、學士員を立つ。

鉄鎖に伏し、以て昶の罪を贖はん」と。帝、之を憐む。辛未、詔して、元弼等を釋す。楚の劉勅等、大風に因り、火箭を以て彭士愁の寨を焚きて之を攻む。士愁、麾下を帥る、逃れて獎錦の深山に入る。乙未、其子師曷を遣はし、諸の酋長を帥る、溪錦獎三州の印を納れ、降を楚に請ふ。

二月庚戌、北都留守同平章事安彦威・入朝す。上曰はく、『吾が重んずる所の者は信と義なり。昔、契丹、義を以て我を救へり。我、今、信を以て之に報ゆ。其の徵求して已まざるを聞く。公能く節を屈して之に奉ず。深く朕が意に稱ふ』と。對へて曰はく、『陛下、蒼生の故を以て、猶ほ辭を卑しくし幣を厚くして以て之に事ふ。臣何ぞ節を屈すること之れ有らん』と。上悦ぶ。

劉勅、兵を引ききて長沙に還る。楚王希範、溪州を便地に徙す。彭士愁を表して、溪州の刺史と爲し、劉勅を以て錦州の刺史と爲す。是より、羣蠻、楚に服す。希範自ら謂ふ、『伏波の後なり』と。銅五千斤を以て柱を鑄、高さ丈二尺、地に入ること六尺、誓狀を上り銘し、之を溪州に立つ。唐の康化節度使兼中書令楊璉、平陵に謁して還り、一夕大醉し、舟中に卒す。追封し諡して弘

農の靖王と曰ふ。

閩王曦既に立ち、驕淫苛虐にして、宗族を猜忌し、多く舊怨を尋ぬ。其弟建州の刺史延政、數、書を以て之を諫む。曦怒り、復書して之を罵り、『親吏業翹を遣はし、建州の軍を監せしめ、教練使杜漢崇をして、南鎮の軍を監せしむ。二人争うて延政の陰事を拮うて曦に告ぐ。是に由りて兄弟積みて相猜恨す。一日、翹、延政と事を議し、叶はず。翹、之を訶して曰はく、『公・反する邪』と。延政怒り、翹を斬らんと欲す。翹、南鎮に奔る。延政、兵を發し、就きて之を攻め、其戍兵を敗る。翹、漢崇、福州に奔る。西鄙の戍兵皆潰ゆ。二月、曦、統軍使潘師達、吳行眞を遣はし、兵四萬を將ゐて延政を撃たしむ。師達は建州の城西に軍し、行眞は城南に軍し、皆水を阻て營を置き、城外の廬舎を焚く。延政、救を吳越に求む。壬戌、吳越王元瓘、寧國節度使同平章事仰仁詮・内都監使薛萬忠を遣はし、兵四萬を將ゐて之を救はしむ。丞相林鼎諫むれども聽かず。三月戊辰、師達、兵三千を分ち、都軍使蔡弘裔を遣はし、之を將ゐて出で戦はしむ。延政、其將林漢徹等を遣はし、之を茶山に敗る。斬首千餘級。安彦威・王建立、皆、致仕せんと請ふ。許さず。辛未、歸德節度使侍衛馬步都指揮使同平章事劉知遠

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福五年

【一】北都。後唐より以來、太原に建つ。

【二】便地に徙す。楚に近き境に徙して、制令に便ならしむるなり。

【三】伏波。漢の馬援、伏波將軍と爲る。

【四】平陵は蓋し楊璉の父讓皇の陵なり。

【五】唐主、然らしむるなりと云ふ。

【六】楊氏が其先、封を受くるの郡に因りて追封して弘農王と爲し、諡して靖と曰ふ。

【七】史炤曰はく、業は當に鄴に作るべしと。

【八】福州は西北のかた建州と鄰す。閩主蓋し南鎮軍を福建二州の境に置き、往來の要を扼す。

【九】宣州寧國軍、時に南唐に屬す。吳越、仰仁詮をして蓋に領せしむるのみ。當時、列國自ら相署置すること、此類多し。仰は姓なり。

【一〇】茶山。建州の東二十五里に在り。後世、鳳凰山といふ。

を以て鄴都留守と爲し、彦威を徙して歸德節度使と爲し、兼侍中を加ふ。癸酉、建立を徙して昭義節度使と爲し、爵を韓王に進む。建立は遼州の人なるを以て、(二)遼・沁・二州を割きて昭義に隸す。建雄節度使李德瑋を徙して北都留守と爲す。

山南東道節度使同平章事安從進、其の險固なるを恃み、陰に異謀を蓄へ、擅に(三)湖南の貢物を邀取し、亡命を招納し、甲卒を増廣す。元隨都押牙王令謙・押牙潘知麟諫む。皆、之を殺す。王建立が潞州に徙るに及び、帝、之に問はしめて曰はく、『朕、(四)青州を虚しくして以て卿を待つ。卿、意有らば則ち制を降さん』と。從進對へて曰はく、『若し青州を移して(五)漢南に置かば、臣即ち鎮に赴かん』と。(六)帝、(亦)之を責めず。丁丑、王延政、敢死の士千餘人を募り、夜、水を渉り、潛に潘師達の壘に入り、風に因りて火を縱つ。城上鼓譟して以て之に應ず。戰棹都頭建安の陳晦、師達を殺す。其衆皆潰ゆ。戊寅、兵を引き、吳行眞の寨を攻めんと欲す。建人未だ水を渉らず。行眞及び將士、營を棄てて走る。死する者萬人。延政、勝に乗じ、永平・順昌の二城を取る。是より、建州の兵

- 【二】 遼沁二州は、唐より以來、本、河東節度に屬す。
- 【三】 襄陽の地は、正に、屈完のいはゆる、方城以て城と爲し、漢水以て池と爲すの險を得、故に安從進、之を恃みて以て朝廷に傲る。
- 【四】 湖南の貢物。馬希範の進むる所の者をいふ。
- 【五】 青州。平盧軍。
- 【六】 襄陽は漢水の南に在り。
- 【七】 胡三省曰はく、帝は姑息の主に非ざるなり。憊然として、内、其の中原を取りし所以の者を顧み、而して其の中原を守る所以の者を思ひ、首を畏れ尾を畏る。故に諸鎮の桀驁なる者、皆、眉を俛れて之を撫馴すと。
- 【八】 建安縣は、唐、建州を帶ぶ。今の福建省建安道建甌縣。

始めて盛なり。

夏四月、蜀の太保兼門下侍郎同平章事趙季良、門下侍郎同平章事母昭裔・中書侍郎同平章事張業と三司を分判せんと請ふ。癸卯、蜀主、季良に命じて戶部に判たらしめ、昭裔をして監鐵に判たらしめ、業をして度支に判たらしむ。

庚戌、前の横海節度使馬全節を以て(一)安遠節度使と爲す。

甲子、吳越の孝獻の世子弘傳・卒す。

吳越の仰仁詮等の兵、建州に至る。王延政、福州の兵已に敗れ去りしを以て、牛酒を奉じて之を犒ひ、師を班さんと請ふ。仁詮等、從はず、城の西北に營す。(二)延政懼れ、復た使を遣はし、師を閩王に乞ふ。閩王、泉州の刺史王繼業を以て行營都統と爲し、兵二萬を將ゐて之を救はしめ、且つ移書して(三)吳越を責め、輕兵を遣はして吳越の糧道を絶つ。會、久しく雨ふり、吳越、食盡く。五月、延政、兵を遣はして出で撃たしめ、大に之を破る。俘斬、萬を以て計る。癸未、仁詮等夜遁る。

胡漢筠、既に詔命に違ひ、闕に詣らず。又、(四)賈仁沼の二子諸を朝に訴へんと欲するを聞き、馬全節を除して安州に鎮し、李金全に代らしむるに及び、漢筠、金全を給きて曰はく、(五)進奏吏、人を遣は

- 【一】 以て李金全に代らしむる也。
- 【二】 仰仁詮が城に通じて屯し、建州を圍るの心有るを見る、是を以て懼る。
- 【三】 謂はゆる曲を歸し直を以て責むるなり。
- 【四】 賈仁沼が死すること前卷二年に見ゆ。
- 【五】 進奏吏。安遠軍の進奏吏の、大梁に在る者を謂ふ。

して道を倍して來り言はしむ、「朝廷、公が代を受くるを俟ち、即ち賈仁沼の死状を按せん」と。以爲ふに必ず異圖有らん」と。金全大に懼る。漢筠因つて金全に説き、命を拒みて自ら唐に歸せしむ。金全、之に従ふ。丙戌、帝、金全・叛すと聞き、馬全節に命じ、(三三) 汴・洛・汝・鄭・單・宋・陳・蔡・曹・濮・申・唐の兵を以て之を討たしめ、保大節度使安審暉を以て之が副と爲す。審暉は審琦の兄なり。李金全、推官張緯を遣はし、表を奉じて降を唐に請ふ。唐主、鄂州屯營使李承裕、段處恭を遣はし、兵三千を將ゐて之を逆へしむ。

唐主、客省使尙全恭を遣はし、閩に如き、閩王曦及び王延政を和せしむ。六月、延政、牙將及び女奴を遣はし、誓書及び香爐を持し、福州に至り、曦と宣陵に盟はしむ。然れども兄弟相猜恨すること、猶ほ故の如し。

癸卯、唐の李承裕等、安州に至る。是夕、李金全、麾下數百人を將ゐ、唐の軍に詣る。妓妾・資財、皆、承裕の奪ふ所と爲る。承裕入りて安州に據る。甲辰、馬全節、(三四) 應山より、進みて、大化鎮に軍し、承裕と城南に戦ひ、大に之を破る。承裕、安州を掠めて南に走る。全節、安州に入る。丙午、安審暉追うて唐の兵を黃花谷に敗る。段處恭・戰死す。丁未、審暉、又、唐の兵を雲夢澤中に敗り、承裕及び其衆を虜にす。唐の將張建崇、雲夢橋に據りて拒ぎ戦ふ。審暉乃ち還る。馬全節、承裕及び其衆千五百人を城下に斬り、監軍杜光業等五百七人を大梁に送る。上曰は

【三三】此の如くならば、河の南、濟の西の諸鎮の兵、盡く發するなり。

【三四】應山縣は安州に屬す、州の北一百八十里に在り。今の湖北省江漢道應山縣。

【三五】大化鎮は應山縣に屬す。

く、「此曹何の罪かあらん」と。皆、馬及び器服を賜うて之を歸す。初め(三六) 盧文進が吳に奔るや、唐主、祖全恩に命じ、兵を將ゐて之を逆へしめ、戒めて、安州城に入る無く、城外に陳し、文進が出づるを俟ち、之に殿して以て歸り、(三七) 剽掠するを得る無からしむ。李承裕が李金全を逆ふるに及び、之を戒むること全恩の如し。承裕、剽掠を貪り、晉の兵と戦うて敗れ、四千人を失亡す。唐主、

【三六】事、二百八十卷元年に見ゆ。

【三七】盧文進より此に至るまで、皆、唐主が吳に相たるの時の事を言ふなり。

惋恨すること累日、自ら以へらく戒敕すること熟せず。杜光業等、唐に至る。唐主、其の命に違うて敗るるを以て、受けず。復た淮北に送る。帝に書を遣りて曰はく、「邊校、功を貪り、便に乗じ壘に據る」と。又曰はく、(三八) 『軍法朝章、彼此、可ならず』と。帝復た之を遣りて歸らしむ。使者將桐墟より淮を濟らんとす。唐主、戰艦を遣はして之を拒がしむ。乃ち還る。帝悉く唐の諸將に官を授け、其士卒を以て顯義都と爲し、(三九) 舊將劉康に命じて之を領せしむ。

【三八】之を律するに軍法を以てするときは、師を喪ふ者は、此の必ず誅する所なり。邊に盜する者は、彼の怨せざる所なり。之を繩するに朝章を以てするときは、兩國、皆、之を容れて朝に立たしむ可からざるなり。

【三九】桐墟。宿州蕭縣(今の安徽省淮河道宿縣の南)にあり。舊將。蓋し晉陽より起るときに従ひし者なり。

臣光曰はく、命に違ふ者は將なり。士卒は將の令に従ふ者なり。又何ぞ罪せんや。受けて其將を戮して以て敵に謝し、士卒を弔うて之を撫せば、斯に可なり。何ぞ必ずしも民を棄てて以て敵國に資せんや。

唐主、宦者をして廬山を祭らしむ。還る。之を勞うて曰はく、「卿の此行甚だ精潔なり」と。宦者曰はく、「臣、詔を奉せしより、蔬食して今に至る」と。唐主曰はく、「卿、某處に魚を市うて羹と爲し、某日、肉を市うて葷と爲せり。何爲れぞ蔬食ならん」と。宦者慙ち服す。倉吏、歲終に羨餘萬餘石を獻す。唐主曰はく、「出納、數有り。苟くも民を摺し軍を刻するに非ずんば、安んぞ羨餘を得んや」と。

秋七月、閩王曦、福州の西郭に城き、以て建人に備ふ。又、民を度して僧と爲す。民、重賦を避け、多く僧と爲る。凡そ萬一千人を度す。

乙丑、帝、鄭元弼等に帛を賜うて遣り歸す。

李金全の叛するや、安州馬步副都指揮使桑干、威和指揮使王萬金、成彥溫、從はずして死す。馬步都指揮使龐守榮、其愚を誚め、以て金全の意に徇ふ。己巳、詔して、賈仁沼及び桑干等に官を贈り、使を遣はして守榮を安州に誅す。李金全、金陵に至る。唐主、之を待つこと甚だ薄し。

丁巳、唐主、齊王璟を立てて太子・兼大元帥・錄尚書事と爲す。

太子太師致仕范延光、河陽の私第に歸らんと請ふ。帝、之を許す。延光、重載して行く。西京留

【二】廬山。江州潯陽縣に在り。山南は唐の都昌縣、山北は唐の潯陽縣。今の江西省潯陽道星子縣の西北に在り。

【三】胡三省曰はく、唐主の祭は、衛の嗣君の儔なりと。

【四】閩に遣り歸すなり。去年十月、之を囚ふ。今、釋して之を遣る。

【五】胡三省曰はく、李金全、姦將に惑はされ、父母の國に背き、身を它邦に委す。其の薄んぜらるるは宜なりと。

【六】范延光、唐に仕へ、先に私第有り、河陽に在り。

守楊光遠、兼ねて河陽を領し、其貨を利とし、且つ子孫の患を爲さんことを慮り、奏すらく、「延光は叛臣なり。汴洛に家せずして、外藩に就かば、其の逃逸して敵國に入らんことを恐る。宜しく早く之を除くべし」と。帝、許さず。光遠、延光に救して西京に居らしめんと請ふ。之に従ふ。光遠、其子承貴をして甲士を以て其第を圍ましめ、逼りて自殺せしめんとす。延光曰はく、「天子、上に在り、我に鐵券を賜ひ、許すに不死を以てせり。爾父子、何ぞ此の如きを得ん」と。己未、承貴、白刃を以て、延光を驅りて馬上に上らせ、浮梁に至りて河に擠す。光遠、奏して云はく、「自ら水に赴きて死せり」と。帝、其故を知れども、光遠の彊きを憚り、敢て詰らす。延光の爲めに朝を輟め、太師を贈る。

唐の齊王璟、固く太子を辭す。九月乙丑、唐主、之を許し、中外に詔し、牋を致すこと太子の禮の如くせしむ。

丁卯、翰林學士承旨戸部侍郎和凝を以て中書侍郎・同平章事と爲す。

己巳、鄴都留守劉知遠入朝す。

【三七】范延光が廣管を以て自ら歸するの時に當り、楊光遠、元帥たり、必ず以て之を陵暴する有りしならん。故に其の子孫の患を爲さんことを懼る。

【三八】胡三省曰はく、嗚呼、財の、人を累はすこと此の如し。秘璫、是を以てして董溫瑛の家を殺し、范延光復た是を以てして秘璫を殺し、楊光遠、又、是を以てして范延光を殺

し、而して光遠も亦、卒に免れず。財の、人を累はすと此の如きかなと。

【三九】鐵券を賜ふこと、前卷三年に見ゆ。

【四〇】位、嫡長に居れば、常に太子と爲るべし。之を辭するは、臣民の望を繋ぐ所以に非ざるなり。

【四一】是年二月、劉知遠、安彦威に代りて魏州に鎮す。

辛未、李崧奏す、『諸州の倉糧、計帳の外に于て、餘す所頗る多し』と。上曰はく、『法外に民に稅するは、罪、法を枉ぐるに同じ。倉吏は特に其死を貸し、各痛く之を懲さん』と。

翰林學士李潛、輕薄にして酒失多し。上、之を惡む。丙子、翰林學士を罷め、其職を中書舍人に併す。潛は濤の弟なり。

楊光遠入朝す。帝、之を他鎮に徙さんと欲し、光遠に謂つて曰はく、『魏を圍むの役、卿の左右皆功有り。尙ほ未だ之を賞せず。今當に各一州に除し、以て之を榮すべし』と。因つて其將校數人を以て刺史と爲す。甲申、光遠を徙して平盧節度使と爲し、爵を東平王に進む。

冬十月丁酉、吳越王元瓘に天下兵馬都元帥・尙書令を加ふ。

壬寅、唐大赦す。詔して、中外の奏章に、睿聖と言ふを得る無からしめ、犯す者は不敬を以て論す。術士孫智永以へらく、『四星、斗に聚まる。分野に災有らん』と。唐主に東都を巡らんことを勸む。乙巳、唐主、齊王璟に命じて國を監せしむ。光政副使太僕少卿陳覺、私憾を以て、『泰州刺史褚仁規、貪殘なり』と奏す。丙午、仁規を罷めて扈駕都部署と爲す。唐主、遂に江都に居らんと欲す。水凍りて漕運給せざるを以て、乃ち還る。十二月丙申、金陵に至る。

- 【四二】計帳。歲に其數を計りて帳を造り、以て三司に申す者を謂ふ。
- 【四三】當時の謂はゆる痛懲とは何たるかを知らず、畢竟、之を言へども行ふ能はず。
- 【四四】是時に當りて、樞密直學士既に罷められ、僅に翰林學士有り、尙ほ親近の儒生たり。李潛の酒失、之を罷むるは是なり。因つて翰林學士を罷むるは非なり。
- 【四五】魏を圍むこと、前卷二年三年に見ゆ。
- 【四六】楊光遠の黨を分ちて其勢を弱くする所以なり。
- 【四七】開運の初、楊光遠遂に平盧を以て叛く。
- 【四八】泰州。今の江蘇省淮揚道泰縣。

覺始めて事を用ふ。庚

戊、唐主、金陵を發し、甲寅、江都に至る。

閩王曦、商人に因りて表を奉じて自ら理す。十一月甲申、曦を以て威武節度使・兼中書令と爲し、閩國王に封す。

唐主、遂に江都に居らんと欲す。水凍りて漕運給せざるを以て、乃ち還る。十二月丙申、金陵に至る。

唐の右僕射兼門下侍郎同平章事張延翰卒す。

是歲、漢の門下侍郎同平章事趙損卒す。靈遠節度使南昌王定保を以て中書侍郎・同平章事と爲す。年を踰えずして、亦卒す。

初め帝、(五〇) 鴈門の北を割き、以て契丹に賂ふ。是に由りて、吐谷渾、皆契丹に屬す。其の貪虐なるに苦しみ、中國に歸せんことを思ふ。成德節度使安重榮、復た之を誘ふ。是に於て、吐谷渾、部落千餘帳を帥る、(五一) 五臺より來奔す。契丹大に怒り、使を遣はして帝を讓むるに、叛人を招納するを以てす。

- 【四九】己は未だ嘗て大號を稱せず、大號を稱するは王規の爲なるを言ふ。
- 【五〇】二百八十卷元年に見ゆ。
- 【五一】五臺より來奔す。蓋し飛狐道より鎮州に奔るなり。
- 【五二】吐谷渾、既に契丹を仇視し、之を逐ふと雖も、去らず。其後、劉知遠、遂に之を殺し、以て資と爲す。

六年、春正月丙寅、帝、供奉官張澄を遣はし、兵二千を將る、吐谷渾の并鎮析代四州の山谷に在る者を索めて之を逐はしめ、(二) 故土に還らしむ。

王延政、建州に城く。周二十里。閩王曦に請ひ、建州を以て威武軍と爲し、自ら節度使と爲らんと欲す。曦、威武軍は福州なるを以て、乃ち建州を以て鎮安軍と爲し、延政を以て節度使と爲し、(三)富沙王に封ず。延政、鎮安を改めて鎮武と曰ひ、而して之を稱す。

二月壬辰、(三)浮梁を德勝口に作る。

彰義節度使張彥澤、其子を殺さんと欲す。掌書記張式、素より彥澤の厚くする所と爲る。諫めて之を止む。彥澤怒りて之を射る。左右素より式を惡む。従つて之を讒す。

式懼れ、病と謝して去る。彥澤、兵を遣はして之を追はしむ。式、邠州に至る。靜難節度使李周、以て聞す。帝、彥澤の故を以て、式を商州に流す。彥澤、行軍司馬鄭元昭を遣はし、闕に詣りて之を求めしむ。且つ曰はく、「彥澤、張式を得ずんば、(四)恐らくは測られざるを致さん」と。帝、已むを得ずして之を與ふ。癸未、式、涇州に至る。彥澤、命じて、口を決き心を剖き、其四支を斷たしむ。

涼州の軍亂る。留後李文謙、門を閉ちて自ら焚死す。

蜀、國を建てしより以來、節度使多く禁兵を領し、或は他の職を以て成都に留まり、僚佐に委ねて留務に知らしめ、専ら聚斂を事とし、政事、治まらず。民、訴ふる所無し。蜀主、其弊を知り、丙

辰、衛聖馬步都指揮使、武德節度使兼中書令趙廷隱に樞密使を、武信節度使同平章事王處回に捧聖控鶴都指揮使を、保寧節度使同平章事張公鐸に檢校官を加へ、竝に其節度使を罷む。三月甲戌、翰林學士承旨李昊を以て知武寧軍とし、散騎常侍劉英圖を知保寧軍とし、諫議大夫崔巒を知武信軍とし、給事中謝從志を知武泰軍とし、將作監張讚を知寧江軍とす。

夏四月、閩王曦、其子亞澄を以て同平章事とし、六軍諸衛に判たらしむ。曦、(五)其弟汀州の刺史延喜が延政と謀を通ずるを疑ひ、將軍許仁欽を遣はし、兵三千を以て汀州に如き、延喜を執へて以て歸る。

唐主、陳覺及び萬年の常夢錫を以て宣徽副使と爲す。辛巳、北京留守李德珣、牙校を遣はし、(五)吐谷渾の酋長白承福を以て入朝す。唐主、通事舍人歐陽遇を遣はし、道を假りて以て契丹に通せんことを求む。帝、許さず。

(一〇) 黃巢が長安を犯してより以來、天下、血戰すること數十年。然る後諸國各、分土有り、兵革稍息む。唐主位に即くに及び、江淮、比年豐稔し、兵食、餘有り。羣臣争うて言

後晉高祖聖武明德孝皇帝天福六年

二二三

二二三

【六】 蜀、東川を以て武德軍と爲す。

【七】 之をして各、節度の事に知らしむ、正帥に非ざるなり。

【八】 汀州と建州と壤を接す、故に之を疑ふ。

【九】 胡三省曰はく、既に張澄を遣はして、吐谷渾の、四川の山谷に在る者を逐はしめ、而して又、其酋長の入朝を容る。豈に其大を容れて其細を逐ふ者に非ずや。晉の高祖の、契丹主に與けるは、術を以て相遇する者なりと。

【一〇】 唐の僖宗廣明元年、黃巢、長安に入る。

ふ、『陛下中興す。今、北方、難多し。宜しく兵を出して、舊疆を恢復すべし』と。唐主曰はく、『吾、少きより軍旅に長じ、兵の民の害を爲すこと深きを見、復た言ふに忍びず。彼の民をして安からしむれば、則ち吾が民も亦安し。又何ぞこれを求めん』と。漢主、使を遣はし唐に如き、共に楚を

取りて其地を分たんことを謀らしむ。唐主、許さず。
 山南東道節度使安從進、反を謀り、使を遣はし表を奉じて蜀に詣り、(三)師を金商に出して以て聲援を爲さんことを請はしむ。丁亥、使者、成都に至る。蜀主、羣臣と之を謀る。皆曰はく、『金商は險遠にして、少しく師を出せば則ち敵を制するに足らず、多ければ則ち(四)漕輓、繼がず』と。蜀主乃ち之を辭す。又、援を荆南に求む。高從誨、從進に書を遣り、諭すに禍福を以てす。從進怒り、反つて從誨を誣奏す。荆南行軍司馬王保義、從誨に勸む、『具に其狀を奏し、且つ、兵を發して朝廷を助けて之を討たんと請へ』と。從誨、之に従ふ。

成徳節度使安重榮、契丹に臣たるを恥ぢ、契丹の使者を見れば、必ず箕踞して慢罵し、使、其境を過ぐれば、或は潜に人を遣はして之を殺さしむ。契丹、以て帝を讓む。帝、之が爲めに遜謝す。六月戊午、重榮、契丹の使拽刺を執へ、騎を遣はし、幽州の南境を掠め、(五)博野に軍せしめ、上表して稱す、

- 【一】 舊疆とは盛唐の時の疆土を謂ふなり。此れ豈に恢復し易からんや。宜なり唐主の之に従はざるや。
- 【二】 史、唐主が能く境を保ち民を安んずるを言ふ。
- 【三】 金商より道を均房に取れば則ち襄陽に至る。
- 【四】 水運を漕といひ、陸運を輓といふ。
- 【五】 博野縣は定州に屬す。今の直隸省保定道蠡縣。

『吐谷渾、(一)兩突厥、渾契必、沙陀、各部衆を帥ゐて歸附す。党項等も亦使を遣はし、契丹の告身職牒を納れて言ふ、『虜の陵暴する所と爲る』』と。又言ふ、『二月より以來、各をして精甲・壯馬を具へしめ、將に(二)上秋を以て南寇せんとす。天命佑けずして之と俱に滅びんことを恐る。願はくは自ら十萬の衆を備へ、晉と共に契丹を撃たん』』と。又、(三)朔州節度使趙崇、已に契丹の節度使劉山を逐ひ、命を朝廷に歸せんことを求む。臣相繼ぎて以て聞す。陛下、屢、臣に敕し、契丹に承奉し、自ら盟端を起す勿からしむ。其れ天道人心の以て違拒し難きを如んせん。機は失ふ可からず。時は再び來らず。(四)諸節度使の、虜庭に没する者、皆、頸を延き踵を企て、以て王師を待つ。良に、哀閔す可し。願はくは早く計を決せよ』』と。表、數千言、大抵、帝が契丹に父事し、中國を竭し、以て厭く無きの虜に媚ぶるを斥す。又、此意を以て書を爲り、朝貴に遣り、及び藩鎮に移して云ふ、『已に兵を勅せり。必ず契丹と決戦せん』』と。帝、重榮が方に彊兵を握り、制する能はざるを以て、甚た之を患ふ。時に(五)鄴都留守侍衛馬步都指揮使劉知遠、大梁に在り。泰寧節度使桑維翰、重榮が已に姦謀を蓄ふるを知り、又、朝廷の其意に違ふを重るを慮り、密に上疏して曰はく、『陛下、晉陽の難を免れ、而して天下を有ては、皆、契丹の功なり。之に負く可からず。今、重榮、勇を恃み敵を輕んじ、吐渾、手を假り仇を報ゆる

- 【一】 兩突厥。東突厥、西突厥なり。
- 【二】 上秋。七月を謂ふ。
- 【三】 朔州は、舊、節鎮に非ず、蓋し契丹の置く所なり。
- 【四】 此れ趙德鈞・董溫琪・楊彥珣・翟璋等を謂ふ。
- 【五】 去年、劉知遠、魏より來朝し、時に尙ほ大梁に留まる。

は、皆、國家の利に非ず。聽く可からざるなり。臣竊に契丹を觀るに、數年以來、士馬精彊にして、四隣を吞噬し、戰へば必ず勝ち、攻むれば必ず取り、(三)中國の土地を割き、中國の器械を收め、其君、智勇人に過ぎ、其臣、上下輯睦し、牛羊蕃息し、國に天災無し。此れ未だ與に敵を爲す可からざるなり。且つ(三三)中國新に敗れ、士氣彫沮し、以て契丹の勝に乗ずるの威に當る。其勢相去ること甚だ遠し。又、和親既に絶えなば、則ち當に兵を發して塞を守るべし。兵少ければ則ち以て寇を待つに足らず、兵多ければ則ち饋運以て之に繼ぐ無し。我出れば則ち彼歸り、我歸らば則ち彼至らん。臣恐る、禁衛の士、奔命に疲れ、鎮定の地、復た遺民無からんことを。今、天下粗ぼ安く、瘡痍未だ復せず、府庫虛竭し、(三三)蒸民困弊す。靜にして之を守るも、猶ほ濟らざらんことを懼る。其れ妄に動く可けんや。契丹、國家と、恩義、輕きに非ず、信誓甚だ著かなり。彼、間隙無きに、而も自ら盟端を啓かば、就使之に克つとも、後患愈々重く、萬一克たずんば、大事去りなん。議者、歲ごとに繒帛を輸るを以て、之を耗盡と謂ひ、卑遜する所有るを、之を屈辱と謂ふ。殊えて知らず、兵連なりて、休まず、禍結びて、解けずんば、財力將に匱しからんとし、耗盡孰か焉よりも甚だしからん、兵を用ふれば則ち、武吏功臣、過ちて姑息を求め、邊藩遠郡、以て驕矜するを得、下陵ぎ上替れん、(三四)屈辱孰か焉よりも大ならんといふことを。臣願はく

【三】 此れ楊光遠を降し趙德鈞を虜にするの時をいふ。
 【三三】 此れ張敬達の晉安の敗と、趙德鈞の圍柏の敗をいふ。
 【三四】 蒸民。衆民なり。
 【三五】 桑維翰、利害の輕重を權りて之を言ふ、一時の論なり。

は陛下、農を訓へ戰を習はせ、兵を養ひ民を息め、國に内憂無く、民に餘力有るを俟ち、然る後盛を觀て動かんことを。則ち動きて必ず成る有らん。又、鄴都は富盛にして、國家の藩屏たり。今(三五)主帥、闕に赴き、軍府、人無し。臣竊に(三六)慢藏誨盜の言、(三七)勇夫重閉の義を思ふ。乞ふ陛下、略ぼ巡幸を加へ、以て姦謀を杜がんことを。帝、使者に謂つて曰はく、「朕、比日以来、煩懣して、決せず。今、卿の奏を見、醉の醒むるが如し。卿、以て憂と爲す勿れ」と。
 閩王曦、王延政が書を以て泉州の刺史王繼業を招けるを聞き、繼業を召して還らしめ、死を(三八)郊外に賜ふ。其子を泉州に殺す。初め繼業、汀州の刺史と爲るや、司徒兼門下侍郎同平章事楊沂豐、士曹參軍と爲り、之と親善なり。或るひと告ぐ、「沂豐、繼業と謀を同じくす」と。沂豐方に宴に侍す。即ち收めて獄に下し、明日、之を斬り、其族を夷ぐ。沂豐は(三九)涉の從弟なり。時に年八十餘。國人、之を哀れむ。是より、宗族勳舊、相繼ぎて誅せられ、人、自ら保んぜず。諫議大夫黃峻、榭を昇きて朝堂に詣りて極諫す。曦曰はく、「老物・狂發せり」と。(四〇)章州の司戸に貶す。曦、淫侈、度無く、資用、給らず。國計使(四一)南安の陳匡範に謀る。匡範、日に萬金を進めんと請ふ。曦悦び、匡範に禮部侍郎を加ふ。匡

【三五】 主帥云云。劉知遠の來朝するをいふ。
 【三六】 慢藏云云。易の大傳の言。
 【三七】 勇夫云云。左傳の申公巫臣の言。
 【三八】 郊外。福州の郊外なり。城外三十里を郊といふ。蓋し之を野に殺すなり。
 【三九】 楊涉は唐梁の禪代の際に相たり。
 【四〇】 章州。當に漳州に作るべし。
 【四一】 南安縣は隋置く、唐には泉州に屬す。州の北四十七里に在り。今の福建省廈門道南安縣。

範、商賈を増算すること數倍。曦、羣臣を宴し、酒を擧げて匡範に屬して曰はく、『明珠美玉は、之を求むれば得可し。匡範の如きは人中の寶なり。得可からざるなり』と。未だ幾くならずして、商賈の筭、足る能はず、日進、諸省務の錢を貸りて以て之を足らす。事覺はれんことを恐れ、憂悸して卒す。曦、祭贈する甚だ厚し。諸省務、匡範の貨帖を以て聞す。曦大に怒り、棺を斲り、其屍を斷ち、水中に棄つ。(三)連江の人黃紹頰を以て代りて國計使と爲す。紹頰請ふ、『令して、仕へんと欲する者、蔭補に非ざるよりは、皆、錢を輸するを聽し、即ち之に授け、資望の高下及び州縣の戸口の多寡を以て其直を定め、百緡より千緡に至らん』と。之に従ふ。

唐主、自ら、權を専らにして吳を取りしを以て、尤も宰相の權重きを忌み、右僕射兼中書侍郎同平章事李建勳が政を執ること歳久しきを以て、之を罷めんと欲す。會、建勳上疏して事を言ひ、其の中に留まらんことを意ふ。既にして唐主、有司に下して施行す。建勳、自ら、事に愛憎を挾むを知り、密に、奏する所を取りて之を改む。秋七月戊辰、建勳を罷めて私第に歸らしむ。

帝、安重榮の跋扈を憂へ、己巳、劉知遠を以て北京留守・河東節度使と爲し、復た遠・沁を以て河東に隸し、北京留守李德珣を以て鄴都留守と爲す。知遠、微なりし時、晉陽の李氏の贅婿と爲り、

【三】貨帖。貨錢の文書なり。
 【三】連江。唐の武德元年、閩縣を分ちて温麻縣を置く。尋ぎて改めて連江と曰ふ。福州に屬す。州の東北一百六十里に在り。今の福建省閩海道連江縣。
 【三】去年、遼沁を以て昭義軍に隸せり。

嘗て馬を牧して僧田を犯す。僧執へて之を笞つ。知遠、晉陽に至り、首として其僧を召し、之に坐を命じ、慰諭贈遺す。(三)衆心大に悦ぶ。

吳越の府署・火あり、宮室府庫幾ど盡く。吳越王元瑾、驚き懼れて狂疾を發す。唐人争うて唐主に勸む、『弊に乗じて之を取れ』と。唐主曰はく、『奈何ぞ人の災を利とせん』と。使を遣はして之を、信はしめ、且つ其の乏しきを、調す。

【三五】舊怨を念はず、故に衆心に悦ぶ。
 【三六】生を引ふを唁と曰ふ。
 【三七】調。之を振贖するなり。
 【三八】既に皇と稱し、又、威武節度使を領す。古の私に名字を立つる者、此比無きなり。
 【三九】晉江。唐の開元八年、南安縣を分ちて晉江縣を置く。後、遂に泉州の治所と爲す。今の福建省廈門道晉江縣。
 【四〇】判官。承祐を指す。
 【四一】此れ上の指を希うて之を薦むるなり。

閩王曦、自ら大閩皇と稱し、威武節度使を領し、王延政と、兵を治めて相攻め、互に勝負有り、福建の間、骨を暴すこと莽の如し。鎮武節度判官、晉江の潘承祐、屢、兵を息め好を脩めんと請ふ。延政、從はず。閩主の使者至る。延政大に甲卒を陳ねて以て之に示し、使者に對し、語甚だ悖慢なり。承祐、長跪して切に諫む。延政怒り、左右を顧みて曰はく、『判官の肉は食ふ可きか』と。承祐、顧みず、聲色愈厲し。閩主曦、泉州の刺史王繼嚴が衆心を得たるを惡み、罷め歸らしめて之を酖殺す。

八月戊子朔、開封の尹鄭王重貴を以て東京留守と爲す。

馮道・李崧、屢、天平節度使兼侍衛親軍馬步副都指揮使同平章事杜重威の能を薦む。以て都指揮使と爲し、隨駕御營使に充て、劉知遠に代らしむ。知遠、是に由りて二相を恨む。重威、至る所貨を

驢る。民多く逃亡す。嘗て出でて市を過ぎ、左右に謂つて曰はく、「人、我百姓を驅盡すと言ふ。何ぞ市人の多きや」と。

壬辰、帝、大梁を發し、己亥、鄴都に至る。壬寅、大赦す。帝、詔を以て安重榮を諭して曰はく、「爾、身、大臣と爲り、家に老母有り、忿りて、難を思はず、君と親とを棄つ。吾は契丹に因りて天下を得、爾は吾に因りて富貴を致せり。吾は敢て徳を忘れず。爾乃ち之を忘るるは何ぞや。今、吾、天下を以て之に臣たり。爾、一鎮を以て之に抗せんと欲するは、亦難からずや。宜しく審かに之を思ふべし。後悔を取る無かれ」と。重榮、詔を得て愈、驕る。山南東道節度使安從進が異志有るを聞き、陰に使を遣はし、之と謀を通す。

【四二】 重榮が帝に晉陽に降り、此より富貴を得たるを謂ふ。
【四三】 安從進反して重榮も亦反す。
【四四】 元瓘、時に年五十五。

吳越の文穆王元瓘、疾に寝ね、内都監章德安が忠厚にして能く大事を斷するを察し、屬するに後事を以てせんと欲し、之に語りて曰はく、「弘佐は尙ほ少し。當に宗人の長者を擇びて之を立つべし」と。德安曰はく、「弘佐は少しと雖も、羣下、其英敏に伏す。願はくは王、以て念と爲す勿れ」と。王曰はく、「汝善く之を輔けよ。吾、憂無きなり」と。德安は處州の人なり。辛亥、元瓘卒す。初め内牙指揮使戴惲、元瓘の親任する所と爲り、悉く軍事を以て之に委ぬ。元瓘の養子弘侑の乳母は、惲の妻の親なり。或るひと「惲、弘侑を立てんと謀る」と告ぐ。德安、秘して、喪を發せず、諸將と謀り、

甲士を幕下に伏す。壬子、惲、府に入る。執へて之を殺し、弘侑を廢して庶人と爲し、姓を孫に復し、之を明州に幽す。是日、將吏、元瓘の遺命を以て、制を承けて、鎮海鎮東副大使弘佐を以て節度使と爲す。時に年十四。九月庚申、弘佐、王位に即き、丞相曹仲達に命じて政を攝せしむ。軍中言ふ、「賜與、均しからず」と。使を擧げて、受けず。諸將、制する能はず。仲達親ら之を諭す。皆、使を釋てて拜す。弘佐は溫恭にして、書を好み士を禮す。躬ら政務を勤め、姦伏を發摘す。人、欺く能はず。民、嘉禾を獻する者有り。弘佐、倉吏に問ふ、「今、蓄積幾何ぞ」と。對へて曰はく、「十年」と。王曰はく、「然れば則ち軍食足る。以て吾が民を寛くす可し」と。乃ち命じて、其境内の税を復すること三年ならしむ。

【四五】 歐史には、年十三と曰ふ。
【四六】 復は免除するなり。史、弘佐が少しと雖も政に敏なるを言ふ。

辛酉、滑州言ふ、「河、決せり」と。

帝、安重榮が契丹の使者を殺せるを以て、其の塞を犯さんことを恐れ、乙亥、安國節度使楊彥詢を遣はし、契丹に使せしむ。彥詢、其帳に至る。契丹責むるに使者の死状を以てす。彥詢曰はく、「譬へば人家に惡子有り、父母の制する能はざる所なるが如し。將に之を如何せんとする」と。契丹主、怒乃ち解く。

閩主曦、其子瑯邪王亞澄を以て威武節度使・兼中書令と爲し、改めて長樂王と號す。

劉知遠、親將郭威を遣はし、(四七)詔指を以て吐谷渾の酋長白承福に説かしめ、安重榮を去りて朝廷に歸せしめ、許すに節鉞を以てす。威還り、知遠に謂つて曰はく、「虜は惟だ利を是れ嗜む。(四八)安鐵胡は止だ袍袴を以て之に賂ふのみ。今、其の來らんことを欲せば、重路に若くは莫し。乃ち致す可からんのみ」と。知遠、之に従ふ。且つ承福に謂はしめて曰はく、「朝廷已に爾が曹を割きて契丹に隸せしむ、爾が曹當に自ら部落に安んずべし。今乃ち南に來り、安重榮を助けて逆を爲す。重榮は已に天下の棄つる所と爲り、朝夕敗亡せん。爾が曹、宜しく早く化に従ふべし。之に臨むに兵を以てするを俟つ勿れ。(四九)南北、歸する無くば、悔ゆとも及ぶ無からん」と。承福懼れ、冬十月、其衆を帥ゐて知遠に歸す。知遠、之を太原の東山及び嵐石の間に處く。承福を表して(五〇)大同節度使を領せしめ、其精騎を收め、以て麾下に隸す。始め安重榮、檄を諸道に移して云ふ、「吐谷渾・達靺・契苾と、同じく兵を起す」と。既にして承福、知遠に降り、達靺・契苾も、亦之に赴く莫し。重榮の勢、大に沮む。

(四七) 閩主曦、皇帝の位に即く。王延政自ら兵馬元帥と稱す。(四八) 閩の同平章事李敏・卒す。

帝の大梁を發するや、和凝請うて曰はく、「車駕已に行き、安從進若し反せば、何を以て之に備へん」と。帝曰はく、「卿が意は如何」と。凝請ふ、「密に空名の(五一)宣敕十數通を留め、留守鄭王に付し、變を聞かば則ち諸將の名を書し、遣はして之を撃たしめん」と。帝、之に従ふ。十一月、從進、兵を擧げて(五二)鄧州を攻む。唐州の刺史武延翰、以て聞す。鄭王、宣徽南院使張從恩・武德使焦繼勳・護聖都指揮使郭金海・作坊使陳思讓を遣はし、大梁の兵を將ゐ、申州の刺史李建崇の兵に(五三)葉縣に就き、以て之を討たしむ。金海は本突厥、思讓は幽州の人なり。丁丑、西京留守高行周を以て南面軍前都部署と爲し、前の同州節度使宋彥筠を之に副とし、張從恩、焉を監す。又、郭金海を以て先鋒使と爲し、陳思讓、焉を監す。彥筠は滑州の人なり。庚辰、鄴都留守李德珣を以て權東京留守とし、鄭王重貴を召して鄴都に如かしむ。安從進、鄧州を攻む。威勝節度使安審暉、(五四)牙城に據りて之を拒ぐ。從進、克つ能はずして退く。癸未、從進、花山に至り、張從恩の兵に遇ふ。其の至ることの速かなるを意はず、合戦して大に敗る。從恩、其子牙内都指揮使弘義を獲たり。從進、數十騎を以て、奔りて襄州に還り、城に嬰りて自ら守る。

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福六年

(四七) 時に朝廷、陽に、吐谷渾を逐ふまねし、而して陰に之を撫納す。又、契丹が之を知りて之を怒らんことを懼れ、敢て明かに詔書を降さず。故に劉知遠、帝の密指を承け、郭威をして、詔旨と稱して以て之に説かしむ。

(四八) 鐵胡。安重榮の小字。

(四九) 吐谷渾、若し安重榮を助ければ、重榮敗亡の後、吐谷渾、南は晉に歸す可からず、北は契丹に歸す可からざらん。

(五〇) 雲州大同軍、時に已に契丹に屬す。

(五一) 閩の同平章事と書し、以て他國の相に別つ。

(五二) 宣は樞密院より出で、敕は中書門下より出づ。時に樞密院を中書に并す。

(五三) 襄陽より北のかた鄧州に至るまで一百七十八里。東北のかた唐州に至るまで二百五十里。

(五四) 漢に葉縣有り、中ごろ廢す。隋復た葉縣を置く。唐には汝州に屬す。州の東南一百四十里に在り。今の河南省汝陽道葉縣の南三十里。

(五五) 鄧州の牙城なり。

(五六) 花山。唐州湖陽縣(今の河南省汝陽道沘源縣の南八十里)の北に在り。

唐主、性節儉にして、常に蒲屨を躡き、鹽類するに、鐵盜を用ひ、暑ければ則ち青葛の帷に寝ね、左右の使令、惟だ老醜の宮人のみにして、服飾粗略なり。國事に死する者は、皆、祿を給すること三年。使者を分遣し、民田を按行し、肥瘠を以て其税を定めしむ。民間、其の平允なるを稱す。是より、江淮、兵を調し役を興し、及び他の賦斂に、皆、税錢を以て率と爲し、今に至るまで之を用ふ。唐主、政を聽くに勤め、夜を以て晝に繼ぎ、江都より還り、復た宴樂せず、頗る躁急に傷む。内侍王紹顔、上書して以爲はく、『今春以來、羣臣、罪を獲る者衆く、中外疑ひ懼る』と。唐主、手詔して、其の然る所以を釋き、紹顔をして中外に告諭せしむ。

十二月丙戌朔、鄭王重貴を徙して齊王と爲し、鄴都留守に充て、李徳琬を以て東都留守と爲す。

丁亥、高行周を以て知襄州行府事とし、荆南・湖南に詔し、共に襄州を討たしむ。高從誨、都指揮使李端を遣はし、水軍數千を將ゐて、南津に至り、楚王希範、天策都軍使張少敵を遣はし、戰艦百五十艘を將ゐて、漢江に入り、行周を助く。仍は各糧を運びて以て之に饋る。少敵は、佶の子なり。

安重榮、安從進が兵を擧ぐるを聞き、反謀遂に決し、大に境内の飢民を集め、衆、數萬に至り、南

【五七】蒲屨。蒲を以て編みたる履きもの。
 【五八】鹽類。手を染ふを鹽といひ、面を滌ふを類といふ。
 【五九】南津。漢水の南津なり。
 【六〇】張佶は楚王馬殷と同じく事を起す者なり。

して鄴都に向ひ、入朝すと聲言す。初め重榮、深州の人趙彥之と、俱に散指揮使と爲り、相得て歡ぶこと甚だし。重榮、成徳に鎮するときは、彥之、關西より之に歸す。重榮、待遇すること甚だ厚し。彥之をして黨衆を招募せしむ。然れども心實に之を忌む。兵を擧ぐるに及び、止だ用ひて排陳使と爲す。彥之、之を恨む。帝、重榮が反するを聞き、壬辰、護聖等の馬歩三十九指揮を遣はして之を撃たしめ、天平節度使杜重威を以て招討使と爲し、安國節度使馬全節を之に副とし、前の永清節度使王周を馬步都虞候と爲す。

安從進、其弟從貴を遣はし、兵を將ゐて、均州の刺史蔡行遇を逆へしむ。焦繼勳、邀へ撃ちて之を敗り、從貴を獲、其足を斷ちて之を歸す。

戊戌、杜重威、安重榮と、宗城の西南に遇ふ。重榮、偃月陳を爲る。

官軍再び之を撃つ。動かす。重威懼れ、退かんと欲す。指揮使宛丘の王重胤曰はく、『兵家は、退くを忌む。鎮の精兵、盡く中軍に在り。請ふ公、銳士を分ち、其左右翼を撃て。重胤、公の爲めに、契丹を以て直に其中軍を衝かん。彼必ず狼狽せん』と。重威、之に従ふ。鎮人の陳稍却く。趙彥之、旗を卷き馬に策つて來り降る。彥之、銀を以て鐵冑及び鞍勒を飾る。官軍、殺して之を分つ。重榮、彥之叛けるを聞き、大に懼れ、退きて輜重の中に匿る。官軍、從つて之に乗す。鎮人大に潰ゆ。斬首萬五千級。重榮、餘衆

【六一】二年、安重榮始めて鎮州に帥たり。
 【六二】行遇は安從進の巡内の刺史なり、時に蓋し兵を以て襄陽を援く、故に弟を遣はして之を逆へしむ。
 【六三】宗城縣は魏州の西北一百七十里に在り。今の直隸省大名道威縣の東三十里。
 【六四】退くときは、敵、之に乗するを得、或は士卒、退くに因りて潰亂す。故に之を忌む。

を收め、走りて宗城を保つ。官軍進み攻む。〔五〕夜分、之を抜く。重榮、十餘騎を以て、走りて鎮州に還り、城に嬰りて自ら守る。會、天寒く、鎮人、戦ひ及び凍えて死する者、二萬餘人。契丹、重榮の反せるを聞き、乃ち〔六〕楊彥詢の還るを聽す。庚子、〔七〕冀州の刺史張建武等、趙州を取る。

漢主、疾に寝ぬ。胡僧有り、漢主に謂ふ、「龔を名とするは利あらず」と。漢主自ら龔の字を造りて之を名とす。義、〔八〕飛龍、天に在り」に取る。

讀むこと儼の若し。

庚戌、制して、錢弘佐を以て鎮海鎮東軍節度使・兼中書令・吳越國王と爲す。

【五】夜分。夜半なり。
 【六】是年九月、楊彥詢、契丹に使す。
 【七】冀州の二州は、皆、安重榮の巡屬。
 【八】飛龍云云。易乾卦九五に曰く、飛龍、天に在り。大人を見るに利ありと。

卷の第二百八十三

後 晉 紀 四

高祖聖文章武明德孝皇帝下

〔一〕天福七年、春正月丁巳、鎮州の牙將、西郭の〔二〕水礮門より、官軍を導きて城に入れ、〔三〕守陣の民二萬人を殺し、安重榮を執へて之を斬る。杜重威、導ける者を殺し、自ら以て功と爲す。庚申、重榮の首、鄴都に至る。帝、命じて之に漆ぬり、函にして契丹に送らしむ。

癸亥、〔四〕鎮州を改めて恆州と爲し、成德軍を順國軍と爲す。

丙寅、門下侍郎同平章事趙瑩を以て侍中と爲し、杜重威を以て順國節度使・兼侍中と爲す。安重榮の私財及び恆州の府庫は、重威盡く之を有す。

帝、知れども問はず。又、衛尉少卿范陽の王瑜を表して副使と爲す。瑜、之が爲めに重く民より斂す。恆人、其苦に勝へず。

【一】天福七年。西紀九四二年。
 【二】水礮。水礮なり。即ち水車の力を應用せるヒキウス。
 【三】守陣。城の女牆を守るもの。
 【四】鎮州は、本、恆州。唐、穆宗の名を避けて改む。今、安重榮が反するを以て、州名を改めて舊に従ひ、又、軍號を改む。

張式の父鐸、闕に詣りて冤を訟ふ。壬午、河陽節度使王周を以て彰義節度使と爲し、張彦澤に代らしむ。

閩主曦、皇后李氏を立つ。同平章事眞の女なり。酒を嗜みて剛愎なり。曦・寵して而も之を憚る。

彰武節度使丁審琪、部曲千人を養ひ、之を縦ちて暴を境内に爲さしむ。軍校賀行政、諸胡と、相結

びて亂を爲し、延州を攻む。帝、曹州防禦使何重建を遣はし、兵を將ゐて之を救はしむ。同・鄜の援兵

繼ぎて至る。乃ち免るるを得たり。二月癸巳、重建を以て彰武留後と爲し、

審琪を召して朝に歸らしむ。重建は雲朔の間の胡人なり。

唐の左丞相宋齊丘、固く政事に豫らんことを求む。唐主、中書に入る

を聽す。又、尙書省を領せんことを求む。乃ち侍中壽王景遂が尙書省に判

たるを罷め、更に中書門下省を領せしめ、齊丘を以て尙書省の事に知たらしめ、其三省の事は、竝

に齊王璟の參決を取る。齊丘、事を視ること數月、親吏夏昌圖、官錢三千緡を盜む。齊丘、其死を判

貸す。唐主大に怒り、昌圖を斬る。齊丘、疾と稱し、省事を罷めんと請ふ。之に従ふ。

涇州・奏す、『押牙陳延暉を遣はし、敕書を持して涼州に詣らしむ。州中の將吏、延暉を節度使と爲

さんと請ふ』と。三月、閩主曦、長樂王亞澄を立てて閩王と爲す。

張彦澤、涇州に在り、擅に兵を發して諸胡を撃ち、兵皆敗れ没す。民馬千餘匹を調して以て之を補

ふ。(七) 還りて陝に至り、亡將楊洪を獲、醉に乗じ、其手足を斷ちて之を斬

る。(八) 王周・奏す、『彦澤、鎮に在り、貪殘不法、二十六條、民の散亡する

者、五千餘戸』と。彦澤既に至る。帝、其の軍功有り。又楊光遠と姻を

連ぬるを以て、釋きて・問はず。夏四月己未、右諫議大夫鄭受益・上言す、

『楊洪が屠られし所以は、陛下が去歲・張式を送りて彦澤に與へ・之をして

志を逞しくせしめしに由り、彦澤が敢て凶殘を肆にし・忌憚する所無

きを致す。見聞の人、切齒せざるは無し。而るに陛下、曾ち心を動かさず、

一に・詰讓する無し。(九) 淑慝、辨する莫く、賞罰、章かにする無し。中

外皆言ふ、『陛下、彦澤が獻する所の馬百匹を受け、其の是の如きを聽せ

り』と。臣竊に陛下の爲めに。(一〇) 此惡名を惜む。乞ふ彦澤の罪法を正し、以

て聖德を湔洗せんことを』と。疏・奏す。中に留む。受益は。(一一) 從讜の兄の

子なり。庚申、刑部郎中李濤等、(一二) 閣に伏し、彦澤の罪を極論し、語甚だ

切至なり。辛酉、敕して、張彦澤、(一三) 一階を削り、爵一級を降す。張式の

父及び子弟、皆、官に拜す。涇州の民、業に復する者は、其徭賦を減す。

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福七年

【七】 涇州より代りて還りて陝に至る。

【八】 王周、彦澤に代る、故に其の鎮に在るの事を奏するを得。

【九】 歐史によれば、張彦澤、帝と姻を連ね、又、范延光を討ちて功有り。

【一〇】 詰は問ふなり。讓は責むるなり。

【一一】 淑慝。善惡なり。

【一二】 獻を受けて有罪を釋す、是れ惡名なり。

【一三】 郭從讜は唐の僖宗紀に見ゆ。

【一四】 閣に伏す。閣門の下に伏して事を奏し、閣門使、以て聞す。

【一五】 階は武散階、爵級は封爵の級なり。

癸亥、李濤復た(二)兩省及び御史臺の官と與に、閭に伏して奏す、「彦澤の罰太だ輕し。請ふ論ずること法の如くせん」と。帝、濤を召し、面のあたり之を諭す。濤、笏を端し、前みて殿陛に迫り、聲色俱に厲し。帝怒り、連に之を叱す。濤、退かず。帝曰はく、「朕已に彦澤に死せざるを許せり」と。濤曰はく、「陛下、彦澤に死せざるを許す。負くべからず。知らず、(三)范延光の鐵券安に在るかを」と。帝、衣を拂ひて起ち、禁中に入る。丙寅、彦澤を以て左龍武大將軍と爲す。

漢の高祖、疾に寢ね、其子秦王弘度・晉王弘熙は皆驕恣にして、少子越王弘昌は孝謹にして智識有るを以て、右僕射兼西御院使王勣と謀り、弘度を出して邕州に鎮せしめ、弘熙をして容州を鎮せしめ、而して弘昌を立てんとす。制命將に行はんとす。會、崇文使蕭益入りて疾を問ふ。其事を以て之に訪ふ。(一)益曰はく、「嫡を立つるに長を以てす。之に違はば必ず亂れん」と。乃ち止む。丁丑、(二)高祖、殂す。高祖、人と爲り、辯察にして權數多く、好みて自ら矜大にす。常に中國の天子を謂つて(三)洛州の刺史と爲す。嶺南は珍異の聚まる所なり。毎に奢を窮め麗を極め、宮殿、悉く金玉珠翠を以て飾と爲す。刑を用ふること慘酷に、灌鼻・割舌・支解・剝剔・炮炙・烹蒸の法有り。或は毒蛇を水中に聚め、罪人を以て之に投じ、

【二】 兩省の官は中書・門下省の官なり。

【三】 范延光に許すに死せざるを以てし、而して楊光遠、之を殺せるを謂ふなり。事、前卷五年に見ゆ。

【四】 蕭益、經義を引き、以て弘昌を立てるの議を沮む。

【五】 漢の高祖、時に年五十四。洛陽に都するを以てなり。洛陽の地は、蓋し、本、洛州の刺史の治むる所なり。其政令、遠きに及ぶ能はず、特だ昔の洛州の刺史の任なるのみなるを言ふ。

之を水獄と謂ふ。同平章事楊洞潛諫むれども聽かず。末年尤も猜忌にして、すと以ふ、故に(三)専ら宦者に任ず。是に由りて、其國中、宦者大に盛なり。秦王弘度、皇帝の位に即き、名を玢と更め、弘熙を以て政を輔けしめ、光天と改元し、母趙昭儀を尊びて皇太妃と曰ふ。契丹、晉の吐谷渾を招納するを以て、使を遣はして來り讓む。帝、憂悒し、計を爲すを知らず。五月己亥、始めて疾有り。

乙巳、太妃劉氏を尊びて皇太后と爲す。太后は帝の(三)庶母なり。唐の丞相太保宋齊丘、既に尙書省を罷め、復た朝謁せず。唐主、壽王景遂を遣はして勞問せしめ、洪州に鎮せんことを許す。始めて入朝す。唐主、之と宴す。酒酣にして、齊丘曰はく、「陛下の中興は、臣の力なり。奈何ぞ之を忘るる」と。唐主怒りて曰はく、(三)「公、遊客を以て朕を干せり。今、三公と爲る、亦足れり。乃ち人と言へらく、朕は(二)烏喙なること句踐の如し。與に安樂を共にし難しと。之れ有るか」と。齊丘曰はく、「臣、實に此言有り。臣、遊客たりし時、陛下は乃ち偏裨なりしのみ。今日、臣を殺すも可なり」と。明日、(三)唐主、手詔して之を謝して曰はく、「朕の偏性は、子嵩が平昔知る所な

士人は多く子孫の計を爲

【一】 劉襲より後、専ら宦者に任じ、百官を謂つて門外の人と爲す。傳へて銀に至りて國亡ぶ。

【二】 徐無黨曰はく、帝の所生の母なりと。

【三】 事、二百六十八卷梁の太祖乾化二年に見ゆ。

【四】 烏喙云云。越の范蠡、文種に書を遣りて曰はく、越王、人と爲り、長頸烏喙なり。與に患難を同じくす可く、與に安樂を同じくす可からずと。

【五】 胡三省曰はく、古より、君臣の間、豈に親故無からんや。未だ宋齊丘の、舊を挾み功に矜り、唐主の、寵を啓き侮を納るるが如き者有らざるなりと。

後晉高祖聖文章武明德孝皇帝天福七年

り。少くして相親しみ、老いて相怨むるは、可ならんや」と。丙午、(三六)齊丘を以て鎮南節度使と爲す。帝、疾に寝ね、一旦、馮道・獨り對す。帝、幼子重睿に命じ、出でて之を拜せしむ。又、宦者をして重睿を抱きて道の懷中に置かしむ。其意蓋し道が之を輔立せんことを欲するなり。六月乙丑、(三七)帝、

道、天平節度使侍衛馬步都虞候景延廣と議し、以へらく、「國家多難なり。宜しく長君を立つべし」と。乃ち廣晉の尹齊王重貴を奉じて嗣と爲す。是日、齊王、皇帝の位に即く。延廣、以て己が功と爲し、始めて事を用ひ、(三八)都下の人を禁じ、偶語するを得る無からしむ。初め高祖・疾亟かなるとき、旨有り、河東節度使劉知遠を召し、入りて政を輔けしむ。齊王、之を寢む。知遠、是に由りて齊王を怨む。

丁卯、(三九)皇太后を尊びて太皇太后と曰ひ、(四〇)皇后を皇太后と曰ふ。閩の富沙王延政、汀州を圍む。閩主曦、(四一)漳泉の兵五千を發して之を救ふ。又、其將林守亮を遣はし、(四二)尤溪に入らしむ。大明宮使黃敬忠、尤口に屯し、虛に乗じて建州を襲はんと欲す。國計使黃

- 【三六】 洪州の約を踐む。宋齊丘は、本、洪州の進士なり。之を寵するに衣錦を以てするなり。
- 【三七】 高祖、時に年五十一。五代會要によれば、鄴都の大内の保昌殿に歿す。
- 【三八】 胡三省曰はく、晉の高祖が孤を馮道に託するは、吳主孫休が孤を濮陽興・張布に託するの事と略ぼ同じと。
- 【三九】 以て姦人が變を爲すを謀るを防ぐ。
- 【四〇】 皇太后。高祖の庶母劉氏なり。
- 【四一】 泉州より西のかた汀州に至るまで二百九十五里。漳州より西のかた汀州に至るまで五百四十里。
- 【四二】 尤溪縣は南劍州の南一百五十五里に在り。尤口は尤溪口なり。

紹頌、步卒八千を將ゐて二軍の聲援を爲す。

秋七月壬辰、太皇太后劉氏・歿す。

閩の富沙王延政、汀州を攻め、四十二戰し、克たずして歸る。其將包洪實・陳望、水軍を將ゐ、以て福州の師を禦ぐ。丁酉、尤口に遇ふ。黃敬忠將に戰はんとす。占者言ふ、「時刻未だ利あらず」と。兵を按じて動かす。洪實等、兵を引きて岸に登り、水陸より夾みて之を攻め、敬忠を殺し、俘斬二千級。林守亮・黃紹頌、皆遁れ歸る。

庚子、大赦す。

癸卯、(四三)景延廣に同平章事・兼侍衛馬步都指揮使を加ふ。

勳舊、皆、(四四)復た樞密使を置かんことを欲す。馮道等、三たび表し、(四五)樞密の舊職を以て之に譲らんと請ふ。帝、許さず。

神有り、(四六)博羅縣の民家に降り、人と言へども、其形を見ず。閩閩の人、往きて吉凶を占ふに、多く驗あり。縣吏張遇賢、之に事ふること甚だ謹む。時に循州、盜賊羣起し、相統一する莫し。賊帥共に神に禱る。神・大言して曰はく、「張遇賢、當に汝が主と爲るべし」と。是に於て共に遇賢を奉じ、中天八國王と稱し、永樂と改元し、百官を置き、(四七)海隅を攻掠す。遇賢、

- 【四三】 其定策の功を賞するなり。
- 【四四】 樞密使を罷むること、前卷前年に見ゆ。
- 【四五】 樞密を中書に并す。故に樞密院の舊と典る所の職を謂つて舊職と爲す。
- 【四六】 博羅縣。漢の古縣、唐には循州に屬す。時に漢の土たり。今の廣東省潮循道博羅縣に在り。
- 【四七】 循州の東南、潮惠二州に在り。海隅の地なり。

年少く、它の方略無し。諸將但だ進退を告ぐるのみ。漢主、越王弘昌を以て都統と爲し、循王弘杲を副と爲し、以て之を討たしむ。錢帛館に戦ふ。漢の兵、利あらず。二王、皆、賊の圍む所と爲る。指揮使陳道庠等、力戦して之を救ひ、免るるを得たり。東方の州縣、多く遇賢の陥るる所と爲る。道庠は端州の人なり。

高行周、襄州を圍みて年を踰え、下らず。城中、食盡く。奉國軍都虞候、曲周の王清、行周に言つて曰はく、「賊城已に危く、我が師已に老れ、民力已に困しむ。早く之に迫らず、尙ほ何を俟たんか」と。奉國都指揮使、元城の劉詞と、衆を帥ゐて先登す。八月、之を抜く。安從進、族を擧げて自ら焚く。

甲子、趙瑩を以て中書令と爲す。閩主曦、使を遣はし、手詔及び金器九百・錢萬緡・將吏の敕告六百四十通を以て、和を富沙王延政に求む。延政、受けず。丙寅、閩主曦、羣臣を九龍殿に宴す。從子繼柔、飲む能はず。之に強ふ。繼柔私に其酒を減す。曦怒り、客將を并せて之を斬る。閩人、永隆通寶・大鐵錢を鑄る。一、鉛錢の百に當る。

漢、天皇大帝を康陵に葬り、廟を高祖と號す。

唐主、吳の相たりしときより、利を興し害を除き、舊法を變更すること甚だ多し。位に即くに及び、法官及び尙書に命じ、刪定して、昇元條三十卷と爲す。庚寅、之を行ふ。

閩主曦、同平章事候官余廷英を以て泉州の刺史と爲す。廷英、貪穢にして、人の女子を掠め、詐りて、詔を受けて採擇すと稱し、以て後宮に備ふ。事覺はる。曦、御史を遣はして之を按せしむ。廷英懼れ、福州に詣りて自ら歸す。曦、詰責し、將に以て吏に屬せんとす。廷英退き、買宴錢萬緡を獻す。曦悦び、明日、召見して謂つて曰はく、「宴は已に買へり。皇后の貢物は安に在る」と。廷英復た錢を皇后に獻す。乃ち遣りて泉州に歸らしむ。是より、諸州、皆、別に皇后の物を貢す。未だ幾くならずして、復た廷英を召して相と爲す。

冬十月丙子、張遇賢、循州を陥れ、漢の刺史劉傳を殺す。

楚王希範、天策府を作り、棟宇の盛を極め、戶牖・欄檻、皆、飾るに金玉を以てし、壁を塗るに丹砂數十萬斤を用ひ、(四七) 地衣は、春夏には、角簞を用ひ、秋冬には木綿を用ひ、子弟・僚屬と、其間に遊宴す。

【元】 東方の州縣とは、番禺以東の州縣を謂ふなり。即ち惠州の地。廣州より東のかた惠州に至るまで、三百十五里。又、惠州より東のかた潮州に至るまで、八百二十里。
【四〇】 去年十一月、高行周、襄州を圍むこと、始めて前卷に見ゆ。
【四一】 曲周は縣の名、洛州に屬す。今の直隸省大名道曲周縣の東北四十里。
【四二】 元城縣は魏州を帶ぶ。
【四三】 王曦の醜虐は、孫皓の流なり。

【四四】 梁の均王の貞明四年、唐主始めて吳の政を得たり。吳王隆演の十五年なり。
【四五】 昇元。時に唐、昇元を以て元を紀す。
【四六】 丹砂は辰溪淑錦等の州及び諸溪峒に出づ。皆楚の境内なり。
【四七】 地衣。敷物をいふ。
【四八】 角簞。竹を刮きて細篋と爲し、之を織る、節を藏し筠を去り、盤滑にして愛す可し。

十一月庚寅、聖文章武明德孝皇帝を顯陵に葬り、廟を高祖と號す。

是より先、河南北諸州の官、自ら海鹽を賣り、歲ごとに緡錢十七萬を收め、又、(五〇)鹽を散じ、民錢を斂む。事を言ふ者稱す、「民、私に鹽を販ぐに坐し、罪に抵る者衆し。自ら販ぐを聽すに若かじ。而して歲ごとに、官の賣る所の錢直を以て、民より斂め、之を食鹽錢と謂はん」と。高祖、之に従ふ。

俄にして鹽價頓に賤しく、斤毎に十錢に至る。是に至りて、三司使董遇、義利を増求せんと欲し、而して驟に前法を變ずるを難り、乃ち重く鹽商を征す。過ぐる者は七錢、留まり賣る者は十錢。是に由りて鹽商殆ど絶え、而して官復た自ら賣る。其食鹽錢は、今に至るまで、之を斂すること故の如し。

閩の鹽鐵使右僕射李仁遇は、(五一)敏の子にして、閩主曦の甥なり。年少きとき、姿容美にして、(五二)幸を曦に得たり。十二月、仁遇を以て左僕射・兼中書侍郎・翰林學士と爲し、吏部侍郎李光準を中書侍郎・兼戸部尚書と爲し、竝に同平章事とす。曦、荒淫、度無し。嘗て夜宴し、光準酔うて旨に忤ふ。命じて執へて都市に送りて之を斬らしむ。吏、敢て殺さず、獄中に繋ぐ。明日、朝を視、召して其位に復す。是夕、又宴し、翰林學士周維岳を收めて獄に下す。吏、榻を拂つて之を待ちて曰はく、「相公、昨夜、此に宿せり。尙書、憂ふる勿れ。醒めば之

【四九】顯陵。河南府壽安縣（今の河南省河洛道宜陽縣）に在り。
【五〇】鹽。繭を賣る所以なり。
【五一】李敏は閩主視の元妃梁國夫人の父。
【五二】幸。ここにては龍陽の寵有るをいふ。

を釋さん」と。他日又宴す。侍臣皆醉を以て去る。獨り維岳在り。曦曰はく、「維岳は身甚だ小なるに、何ぞ酒を飲むことの多きや」と。左右或るひと曰はく、「酒に別腸有り。必ずしも長大ならず」と。曦、欣然として、命じて維岳を捧げて殿を下らしめ、剖きて其酒腸を視んと欲す。或るひと曰はく、「維岳を殺さば、人の陛下の劇飲に侍する者無からん」と。乃ち之を捨く。

帝の初めて位に即くや、大臣・議す、「表を奉じて臣と稱し、哀を契丹に告げん」と。(五三)景延廣請ふ、「書を致して孫と稱し、而して臣と稱せざらん」と。李崧曰はく、「身を屈して以て社稷の爲めにするは、何の恥か之れ有らん。陛下、此の如くせば、他日必ず躬、甲冑を擐き、契丹と戦はん。(五四)時に於て悔ゆとも益無からん」と。延廣固く爭ふ。馮道、其間に依違す。帝卒に延廣の議に従ふ。契丹大に怒り、使を遣はし來りて責讓し、且つ言ふ、「何ぞ先づ承稟せずして遽に帝位に即くを得たる」と。延廣復た不遜の語を以て之に答ふ。(五五)契丹の盧龍節度使趙延壽、晋に代りて中國に帝たらんと欲し、屢、契丹に晋を撃たんことを説く。契丹主頗る之を然りとす。

【五三】景延廣の議は、三年に契丹主が高祖をして兒皇帝と稱し家人の禮を用ひて書を致さしむるに因るなり。
【五四】時に於て。其時に於ての意。
【五五】趙延壽父子が中國に帝たらんと欲するの心、已に關柏に屯するの時に見ゆ。

【一】齊王。諱は重貴、高祖の兄敬備の子。

齊王上

天福八年、春正月癸卯、蜀主、宣徽使兼宮苑使田敬全を以て永平節度使を領せしむ。敬全は宦者なり。前(三)の蜀の王承休を引きて比と爲し、而して之を命ず。國人、之を非とす。

帝、契丹の將に入寇せんとするを聞き、二月己未、鄴都を發し、乙丑、東京に至る。然れども猶ほ契丹と問遣し、相往來すること虛月無し。

唐の宣城王景達、剛毅開爽にして、烈祖、之を愛し、屢、以て嗣と爲さんと欲す。宋齊丘、亟、其才を稱す。唐主、齊王璟の年長するを以てして止む。璟、是を以て齊丘を怨む。唐主の幼子景遷の母种氏は寵有り。

齊王璟の母宋皇后は、進見を得ること稀なり。唐主、璟の宮に如き、璟が親ら樂器を調ふるに遇ふ。大に怒り、誚讓する者數日。种氏、間に乘じて言ふ、「景遷は幼なりと雖も而も慧なり。以て嗣と爲す可し」と。唐主怒りて曰はく、「子、過有り、父、之を訓ふるは、常事なり。國家の大計は、女子何ぞ預り知るを得ん」と。即ち命じて之を嫁せしむ。唐主嘗て夢に靈丹を呑む。且にして方士史守冲、丹方を獻す。以て神と爲して之を餌ふ。浸く躁急を成す。左右諫むれども聽かず。嘗て藥を以て李建勳に賜ふ。

【二】天福八年。西紀九四三年。
【三】前の蜀主王衍、宦者王承休をして秦州に帥たらしむる事、二百七十三卷唐の莊宗同光二年に見ゆ。

【四】帝、鄴都の保昌殿の樞前に即位し、是に至りて始めて沐に還る。

【五】烈祖。即ち唐主をいふ。唐主崩じ、廟を烈祖と號す。通鑑、其國史の成文に因りて之を書す。

【六】胡三省曰はく、既に、嫡を奪ふの謀を贊するを以て之を怨み、又、權を争ひ國を誤るを以て之を怒る。宋齊丘、是に於て、免るるを得ずと。

【七】唐主、明斷にして、女寵に牽かれず。

【八】胡三省曰はく、叔孫豹より以來、妖夢を踐みて以て自ら禍する者多しと。

建勳曰はく、「臣、之を餌ふこと數日、已に躁熱を覺ゆ。況んや多く餌ふをや」と。唐主曰はく、「朕、之を服すること久し」と。羣臣、事を奏すれば、往往暴怒す。然れども或は色を正しくして論辯して理に中る者有れば、亦容を斂めて慰謝して之に従ふ。唐主、道士王栖霞に問ふ、「何の道か太平を致す可き」と。對へて曰はく、「王者、心を治め身を治め、乃ち家國を治む。今陛下尙ほ未だ飢嗔飽喜を去る能はず。何ぞ太平を論せん」と。宋后、簾中より稱歎し、以て至言と爲す。凡そ唐主の賜予する所、栖霞、皆、受けず。栖霞、常に人の爲めに章を奏す。唐主、之が爲めに壇を築かんと欲す。辭して曰はく、「國用方に乏し。何ぞ此に及ぶに暇あらん。章を焚けども化せざるを俟ちて、乃ち當に奏請すべきのみ」と。駕部郎中馮延巳、齊王元帥府の掌書記と爲る。性傾巧にして、宋齊丘及び宣徽副使陳覺と相結び、府を同じくして己の上(四)に在る者は、延巳稍く計を以て之を逐ふ。延巳嘗て戲に中書侍郎孫晟に謂つて曰はく、「公、何の能有りて中書郎と爲る」と。晟曰はく、「山東の鄙儒にして、文章は公に如かず、談諧は公に如かず、諂詐は公に如かず。然れども主上、公をして齊王と遊處せしむるは、蓋し仁義を以て之を輔導せんと欲するなり。豈に但だ聲色狗馬の友と爲さんや。晟は誠に能無し。公の能は、適國家の禍を爲すに足らんのみ」と。延巳は歙州の人なり。又、魏岑といふ者有り、亦、齊王府に在り。給事中常夢錫屢言ふ、「陳覺・馮延巳・魏岑は、皆、佞邪の小人なり。宜しく東宮に侍すべからず」

【九】孫晟は密州高密縣の人。南に奔ること、二百七十六卷唐の明宗天成二年に見ゆ。

と。司門郎中判大理寺蕭儼、表して稱す、「陳覺は姦回にして政を亂る」と。唐主頗る感悟すれども、未だ去るに及ばず。會疽、背に發す。祕して人をして知らしめず、密に醫をして之を治せしめ、政を聽くこと故の如し。庚午、疾亟かなり。太醫吳廷裕、親信を遣はし、齊王璟を召し、入りて疾に侍せしむ。唐主、璟に謂つて曰はく、「吾、金石を餌ひ、始め、壽を益さんと欲す。乃ち更に生を傷る。汝宜しく之を戒むべし」と。是夕、殂す。祕して喪を發せず、制を下し、齊王を以て國を監せしめ、大赦す。孫晟、馮延巳等が事を用ひんことを恐れ、遺詔と稱して太后をして朝に臨み制を稱せしめんことを欲す。翰林學士李貽業曰はく、「先帝嘗て云ふ、「婦人、政に預るは、亂の本なり」と。安んぞ肯て自ら厲階を爲さん。此れ必ず近習姦人の詐ならん。且つ嗣君、春秋已に長じ、明德著聞す。公何ぞ遽に亡國の言を爲すを得ん。若し果して宣行せば、吾必ず百官に對して之を毀らん」と。晟懼れて止む。貽業は蕭儼の從曾孫なり。丙子、始めて遺制を宣す。烈祖、末年下急にして、近臣多く譴罰に罹る。陳覺、疾と稱し、累月、入らず。遺詔を宣するに及びて乃ち出づ。蕭儼、劾奏す、「覺、私室に端居し、以て升遐を俟つ。請ふ其罪を按せん」と。齊王、許さず。烈祖が吳に相たりしより、馮延巳及び弟禮部員良を壓して賤を爲すを禁じ、奴婢を買ふ者をして、官に通じて券を作らしむ。

- 【一〇】唐主、時に年五十六。
- 【一一】厲階。禍の端なり。
- 【一二】李蔚。唐の僖宗の乾符中、相と爲る。
- 【一三】庚午より丙子に至るまで、七日、始めて喪を發す。
- 【一四】良人の子女を買つて奴婢と爲すを、之を良を壓して賤と爲すと謂ふ。律の禁する所なり。

外郎延魯、俱に元帥府に在り、遺詔を草し、民に男女を賣るを聽す。意、自ら姬妾を買はんと欲す。蕭儼、駁して曰はく、「此れ必ず延巳等の爲す所にして、大行の命に非ざらん。昔、延魯、東都判官たるに、已に此請有り。先帝、臣に訪ふ。臣對へて曰はく、「陛下、昔、吳の相たるに、民、男女を鬻ぐ者有り。爲めに府金を出し、贖うて之を歸せり。故に遠近、心を歸せり。今、位に即きて之に反し、貧人の子をして富人の厮役たらしむるは、可ならんや」と。先帝、以て然りと爲し、將に延魯の罪を治せんとす。臣以爲はく、「延魯は愚にして責むるに足る無し」と。先帝、延魯の章を斜封し、抹すること三筆、持して宮に入れり。請ふ諸を宮中に求めよ。必ず尙ほ在らん」と。齊王、命じて、先帝の時、中に留むる章奏千餘道を取らしむるに、皆、斜封一抹せり。果して延魯の疏を得たり。然れども遺詔已に行はるるを以て、竟に之を改めず。

閩の富沙王延政、帝と建州に稱し、國を大殷と號し、大赦し、天徳と改元し、將樂縣を以て鋪州と爲し、延平鎮を鐔州と爲し、皇后張氏を立て、節度判官潘承祐を以て吏部尙書と爲し、節度巡官、建陽の楊思恭

- 【一五】大行。漢より以來、天子升遐し、梓宮、殯に在るとき、稱して大行皇帝と曰ふ。
- 【一六】東都留守判官なり。唐、江都を以て東都と爲す。
- 【一七】府金。藏府の金なり。
- 【一八】凡そ章奏、中に留めて下さざる者は、皆、當時行はれざる者なり。若し其言、行ふ可き者ば、外に付して施行す。
- 【一九】將樂縣。唐の武徳五年、邵武を分ちて將樂縣を置く。時に建州に屬す。州の南二百四十里に在り。今の福建省建安道將樂縣。
- 【二〇】延平。吳、建安を分ちて南平縣を置く。晉改めて延平縣と爲す。今の福建省建安道南平縣。
- 【二一】建陽縣は建州に屬す。州の西二百四十里に在り。今の福建省建安道建陽縣。

を兵部尙書と爲す。未だ幾くならずして、承祐を以て同平章事とし、思恭、録す。延政、赭袍を服して事を視る。然れども牙參及び鄰國の使者に接するには、猶ほ藩鎮の禮の如し。殷は、國小に民貧しく、軍旅、息まず。楊思恭、善く聚斂するを以て幸を得。田畝山澤の税を増し、魚鹽蔬果に至るまで、(三)倍征せざるは無し。國人、之を楊剝皮と謂ふ。

三月己卯朔、中書令趙瑩を以て晉昌節度使・兼中書令と爲し、(三)晉昌節度使兼侍中桑維翰を以て侍中と爲す。

唐の (四)元宗、位に即き、大赦し、保大と改元す。祕書郎韓熙載、(五)年を踰ゆるを俟ちて改元せんと請ふ。從はず。(二)皇后を尊びて皇太后と曰ひ、妃鍾氏を立てて皇后と爲す。唐主、未だ政を聽かざるとき、馮延己屢入りて事を白し、一日、數四に至る。唐主曰はく、(三)書記は常職有り。何爲れぞ是の如く其煩はしきや」と。唐主、人と爲り謙謹にして、初めて位に即くや、大臣を名いはず、數、公卿を延き、政體を論ず。李建勳、人に謂つて曰はく、「主上、寬仁大度なること、先帝に優る。但だ性習未だ定まらず。苟くも旁に正人無くんば、(二)但だ、先帝の業を守る能はず。

僕射に遷り、軍國の事を

(三) 倍征。之を税すること其常數に倍するなり。

(四) 桑維翰、始は藩鎮に居りて侍中を兼ね。今、入朝して正に門下省の長官と爲る。

(五) 元宗。本の名は景通、名を環と改む。後、又、名を景と改む。

(六) 古者、人君、位に即き、年を踰えて後、元を改む。遂に父の道を改むるに忍びざるなり。

(七) 唐の烈祖の后宋氏。

(八) 喪に居るを以て未だ正朝に御して政を聽かざるなり。

(九) 馮延己、時に齊王の掌書記たり。

(十) 後果して李建勳の言の如し。其の僅に江南を保つ者は幸なり。

らんことを恐るるのみ」と。唐主、鎮南節度使宋齊丘を以て太保・兼中書令と爲し、(三)奉化節度使周宗を侍中と爲す。唐主、齊丘・宗が先朝の勳舊なるを以て、故に人望に順ひ、召して相と爲す。政事は皆自ら之を決す。壽王景遂を徙して燕王と爲し、宣城王景達を鄂王と爲す。初め (三)唐主、齊王・知政事たるとき、過失有る毎に、常夢錫、常に直言して規正す。始めは忿懣すと雖も、終に諒直を以て之を多とす。位に即くに及び、以て翰林學士と爲さんことを許す。齊丘の黨、之を疾む。制書を封駁するに坐し、池州判官に貶す。池州には (三)遷客多し。節度使上蔡の王彥儔、防制過甚にして、(客)幾ど・生を聊んせず。惟だ夢錫に事ふること、朝廷に在るが如し。宋齊丘、陳覺を待つこと素より厚し。唐主も亦覺を以て才有りと爲し、遂に之に委任す。馮延己・延魯、魏岑、齊邸の舊僚なりと雖も、皆、覺に依附し、(三)休寧の查文徽と、更に相汲引し、政事を侵蝕す。唐主、覺等を謂つて五鬼と爲す。延魯、禮部員外郎より、中書舍人、(三)勤政殿學士に遷る。江州觀察使杜昌業、之を聞き、歎じて曰はく、「國家、羣臣を驅駕する所以は、官爵に在るのみ。若し一言、旨に稱ひ、遂に通顯に躋らば、後、功を立つる者有らんに、何を以て之を賞せん」と。未だ幾く

らんことを恐るるのみ」と。唐主、鎮南節度使宋齊丘を以て太保・兼中書令と爲し、(三)奉化節度使周宗を侍中と爲す。唐主、齊丘・宗が先朝の勳舊なるを以て、故に人望に順ひ、召して相と爲す。政事は皆自ら之を決す。壽王景遂を徙して燕王と爲し、宣城王景達を鄂王と爲す。初め (三)唐主、齊王・知政事たるとき、過失有る毎に、常夢錫、常に直言して規正す。始めは忿懣すと雖も、終に諒直を以て之を多とす。位に即くに及び、以て翰林學士と爲さんことを許す。齊丘の黨、之を疾む。制書を封駁するに坐し、池州判官に貶す。池州には (三)遷客多し。節度使上蔡の王彥儔、防制過甚にして、(客)幾ど・生を聊んせず。惟だ夢錫に事ふること、朝廷に在るが如し。宋齊丘、陳覺を待つこと素より厚し。唐主も亦覺を以て才有りと爲し、遂に之に委任す。馮延己・延魯、魏岑、齊邸の舊僚なりと雖も、皆、覺に依附し、(三)休寧の查文徽と、更に相汲引し、政事を侵蝕す。唐主、覺等を謂つて五鬼と爲す。延魯、禮部員外郎より、中書舍人、(三)勤政殿學士に遷る。江州觀察使杜昌業、之を聞き、歎じて曰はく、「國家、羣臣を驅駕する所以は、官爵に在るのみ。若し一言、旨に稱ひ、遂に通顯に躋らば、後、功を立つる者有らんに、何を以て之を賞せん」と。未だ幾く

(一) 南唐、奉化軍節度を江州に置く。

(二) 晉の天福三年、唐の烈祖、吳王璟を徙して齊王と爲す。若し其の政を輔くるは、後唐の潞王の清泰元年、吳の睿皇の大和六年に始まるなり。此れ蓋し唐の政事に知たる時を言ふ。

(三) 罪を以て外州に遷降せらるる者、其州人、之を遷客と謂ふ。

(四) 休寧。吳、歙縣を分ちて休陽縣を置く。後、隋改めて休寧と曰ふ。唐、歙州を置く。

(五) 勤政殿學士は蓋し唐の烈祖の置く所にして、猶ほ中朝の端明殿學士のごときなり。

ならずして、唐主、岑及び文徽を以て、皆、樞密副使と爲す。岑既に志を得、會、覺、母の喪に遭ふ。岑即ち覺の過惡を暴揚し、之を擯斥す。

唐、定遠軍を濠州に置く。

漢の殤帝、驕奢にして、政事を親らせず。高祖、殯に在るとき、樂を作し酣飲し、夜、倡婦と微行し、男女を俪にして之を觀る。左右、意に忤へば輒ち死す。敢て諫むる者無し。惟だ越王弘昌、及び内常侍番禺の吳懷恩、屢、諫む。聽かず。常に諸弟を猜忌し、宴集する毎に、宦者をして門を守らしめ、羣臣・宗室、皆、露索して然る後入る。晉王弘熙、之を圖らんと欲し、乃ち盛に聲伎を飾り、其意を娛悅し、以て其惡を成す。漢主、手搏を好む。弘熙、指揮使陳道庠をして、力士劉思潮・譚令禪・林少強・林少良・何昌廷等五人を引き、手搏を晉府に習はしむ。漢主、聞きて之を悦ぶ。丙戌、諸王と長春宮に宴し、手搏を觀、夕に至りて宴を罷む。漢主大に醉ふ。弘熙、道庠・思潮等をして、漢主を掖し、因つて之を拉殺せしめ、盡く其左右を殺す。明旦、百官・諸王、敢て宮に入るもの莫し。越王弘昌、諸弟を帥る、寢殿に臨し、弘熙を迎へて皇帝の位に即かしむ。名を晟と更め、應乾と改元し、弘昌を以て太尉・兼中書令・諸道兵馬都元帥・知政事と爲し、循王弘泉を副元帥と爲し、政事に參預せしむ。陳

【三五】 暴は顯はすなり。

【三六】 露索は體を露にして之を搜索するなり。其の兵刃を挾懐せんことを恐るるなり。

【三七】 晉府は弘徽の居る所の第なり。

【三八】 漢の殤帝、時に年二十四。扶掖するに因りて其脅を拉きて之を殺す。

【三九】 晟は漢主玢の弟なり。

道庠及び劉思潮等、皆、賞賜を受くること甚だ厚し。閩主曦、金吾使尙保殷の女を納れ、立てて賢妃と爲す。妃、殊色有り。曦、之を嬖し、醉中、妃の殺さんと欲する所は則ち之を殺し、宥さんと欲する所は則ち之を宥す。

夏四月戊申朔、日、之を食する有り。

唐、中書侍郎同平章事李建勳を以て昭武節度使と爲し、撫州に鎮せしむ。

殷の將陳望等、閩の福州を攻め、其西郭に入る。既にして敗れ歸る。五月、殷の吏部尙書同平章事潘承祐、上書して十事を陳す。大指に言はく、『兄弟相攻め、天理を逆傷するは、一なり。賦斂煩重にして、力役、節無きは、二なり。民を發して兵と爲し、驛旅愁怨するは、三なり。楊

思恭、民の衣食を奪ひ、怨を上に歸せしめ、羣臣敢て言ふもの莫きは、四なり。疆土狹隘なるに、多く州縣を置き、吏を増し民を困しむるは、五なり。道を除ひ糧を裹み、將に臨汀を攻めんとし、曾て金陵・錢塘の虚に乗じて相襲ふを憂へざるは、六なり。高貴戸を括し、財多き者は官に補し、逋負する者は刑を被

後晉齊王天福八年

【四〇】 吳、昭武節度使を撫州に置く。

【四一】 是年二月、王延政、國を建州に建て、號して殷と曰ふ。

【四二】 民、兵と爲れば、征伐に疲れ、異郷に羈旅し、其故郷に反るを得ず、故に愁怨す。

【四三】 楊思恭の事、前の二月に見ゆ。

【四四】 州縣を置く。鋪州・鐔州を置くを謂ふ。

【四五】 臨汀。汀州なり。唐、撫福二州の山洞を開きて汀州を置く。今の福建省汀漳道長汀縣。

【四六】 唐、金陵に都し、吳越、錢塘に都す。唐の兵、撫信より、以て建州を襲ふ可く、吳越の兵、婺衢より、以て建州を襲ふ可し。

るは、七なり。延平諸津、果菜魚米を征し、利を獲ること至つて微にして、怨を斂むること甚だ大なるは、八なり。唐・吳越と鄰を爲し、位に即きて以來、未だ嘗て使を通せざるは、九なり。宮室臺榭、崇飾して度無きは、十なり」と。(四七) 殷王延政大に怒り、承祐の官爵を削り、勅して私第に歸らしむ。漢の中宗既に立ち、(四八) 國中の議論詢詢たり。循王弘杲、劉思潮等を斬りて以て中外に謝せんと請ふ。漢主、從はず。思潮等、之を聞き、「弘杲、反を謀る」と譖す。漢主、思潮等をして之を伺はしむ。弘杲方に客を宴す。思潮、譚令禪と、衛兵を帥るて突入し、弘杲を斬る。是に於て漢主、盡く諸弟を誅せんと謀る。(四九) 越王弘昌が賢にして衆を得るを以て、尤も之を忌む。(五〇) 雄武節度使齊王弘弼、自ら大鎮に居るを以て、禍を懼れ、入朝せんことを求む。之を許す。初め閩主曦、(五一) 康宗の宴に侍す。會 新羅、寶劍を獻す。康宗舉げて以て同平章事王倓に示して曰はく、「此れ何の施す所ぞ」と。倓對へて曰はく、「臣と爲りて不忠なる者を斬る」と。時に曦已に異志を蓄へ、凜然として色を變す。是に至りて羣臣を宴す。復た劍を獻する者有り。曦、命じて倓の家を發きて其尸を斬らしむ。校書郎陳光逸、其友に謂つて曰はく、「主上、徳を失ふ。亡ぶること日無からん。吾、諫に死せんと欲す」と。其友、之を止むれども從はず。上書して曦の大惡五十事を諫む。曦怒り、衛士に命じ、之を鞭つこと數百せしむ。死せず。繩を以て其頸を繫ぎ、諸を庭樹に懸く。之を久しくして乃ち絶ゆ。

- 【四七】 殷王。當に殷主に作るべし。
- 【四八】 其の兄を弑して自立せるを言ふなり。
- 【四九】 弘昌が忌まるること、前年四月に始まる。
- 【五〇】 雄武は當に建武に作るべし。建武軍は邕州。
- 【五一】 康宗。閩主昶の廟號。
- 【五二】 新羅國、使を閩に通ず。

秋七月己丑、詔して、年饑る國用足らざるを以て、分ちて使者六十餘人を遣はし、諸道に於て民穀を括せしむ。

吳越王弘佐、初めて立ち、上統軍使關璠、彊戾にして、己に異なるものを排斥す。弘佐、制する能はず。内牙上都監使章德安、數之と争ふ。右都監使李文慶、璠に附かず。乙巳、(五三) 德安を處州に、文慶を睦州に貶す。璠、右統軍使胡進思と與に、益專横なり。璠は明州の人、文慶は睦州の人、進思は湖州の人なり。

唐主、烈祖の意に緣り、天雄節度使兼中書令金陵の尹燕王景遂を以て諸道兵馬元帥と爲し、徙して齊王に封じ、東宮に居らしめ、天平節度使守侍中東都留守鄂王景達を副元帥と爲し、徙して燕王に封じ、中外に宣告し、約するに位を傳ふるを以てし、長子弘冀を立てて南昌王と爲す。景遂・景達、固辭すれども許さず。景遂自ら誓ふ、必ず敢て嗣と爲らじと。其字を更めて退身と曰ふ。

- 【五三】 胡三省曰はく、章德安、託孤の寄を受け、而して關播の制する所と爲る。其才、稱するに足らざるなりと。

漢の指揮使萬景忻、張遇賢を循州に敗る。遇賢、神に告ぐ。神曰はく、「虔州を取らば、則ち大事、成る可からん」と。遇賢、衆を帥る、嶺を踰えて虔州に趨く。唐の百勝節度使賈匡浩、備を爲さず。遇賢の衆十餘萬、諸縣を攻め陥れ、再び州兵を敗る。城門晝閉づ。遇賢、宮室營署を白雲洞に作り、將

を遣はして四出剽掠せしむ。匡浩は(五)公鐸の子なり。

八月乙卯、唐主、弟景遷を立てて保寧王と爲す。宋太后、(五)種夫人を怨み、屢、景遷を害せんと欲す。唐主、力めて之を保全す。

夏州牙内指揮使拓跋崇斌、亂を作さんと謀る。綏州の刺史李彝敏、將に之を助けんとす。事覺はる。辛未、彝敏、州を棄て、其弟彝俊等五人と與に、(五)延州に奔る。

九月、(五)帝の母秦國夫人安氏を尊びて皇太妃と爲す。妃は代北の人なり。帝、太后、太妃に事ふること甚だ謹み、諸弟を待つこと亦友愛あり。

初め河陽の牙將喬榮、趙延壽に從つて契丹に入る。契丹、以て(五)回圖使と爲す。晉に往來販易し、邸を大梁に置く。契丹と晉と隙有るに及び、景延廣、帝に説き、榮を獄に囚へ、悉く邸中の貨を取らしむ。凡そ契丹の人、販易して晉の境に在る者、皆、之を殺して其貨を奪ふ。大臣皆言ふ、(五)契丹、大功有り。負く可からず」と。戊子、榮を釋し、慰賜して之を歸す。榮、延廣に辭す。延廣、大言して曰はく、「歸りて而の主に語れ。先帝は北朝の立つる所と爲る。故に臣と稱して表を奉れり。今上は乃ち中國の立つる所なり。志を北朝に降

【五四】 賈公鐸は二百六十卷唐の昭宗乾寧三年に見ゆ。

【五五】 種夫人が景遷を立てんと欲すること、是年二月に見ゆ。

【五六】 綏州より南のかた延州の界に至るまで三百四十里。綏州より北のかた夏州に至るまで三百六十里。

【五七】 胡三省曰はく、帝既に太宗を繼げば、帝の父敬備は皇伯たり。今、生母安氏を尊びて皇太妃と爲す。將に以て誰の妃と爲さんとするかと。

【五八】 回圖使。凡そ外國、中國と貿易する者、回圖務を置く。

【五九】 晉陽の圍を救解し、高祖遂に以て中原を得たるを謂ふ。

す所以は、正に、敢て先帝の盟約を忘れざるを以ての故なるのみ。鄰と爲り孫と稱すれば足る。臣と稱するの理無し。北朝の皇帝、趙延壽の誑誘を信じ、中國を輕侮する勿れ。中國の士馬は、爾の目瞞する所なり。翁怒らば則ち來り戰へ。孫、十萬の橫磨劍有り、以て相待つに足る。他日、孫の敗る所と爲り、笑を天下に取るとも、悔ゆる母れ」と。榮、自ら、貨財を亡失せしを以て、歸りて罪を獲んことを恐れ、且つ異時の據驗と爲さんと欲し、乃ち曰はく、「公の言ふ所頗る多し。懼らくは遺忘有らん。願はくは之を紙墨に記せよ」と。延廣、吏に命じ、其語を書せしめ、以て之に授く。榮具に以て契丹主に白す。契丹主大に怒り、入寇の志、始めて決す。晉の使、契丹に如

【六〇】 胡三省曰はく、劉知遠、敢て言はざるに非ず、蓋し亦、帝に憾有りて、言ふを欲せず、將に坐ながら成敗を觀、因つて之を利せんとするなりと。

けば、皆之を幽州に繫へ、見ゆるを得ず。桑維翰屢、請ふ、「遜辭して以て契丹に謝せん」と。毎に延廣の沮む所と爲る。帝、延廣が定策の功有るを以て、故に寵、羣臣に冠たり。又、宿衛の兵を總ぶ。故に大臣、能く之と争ふもの莫し。河東節度使劉知遠、延廣が必ず寇を致さんことを知る。而れども其の方に事を用ふるを畏れ、(五)敢て言はず。但だ益、兵を募り、奏して興捷、武節等十餘軍を置き、以て契丹に備ふ。甲午、定難節度使李彝殷、李彝敏が亂を作すの狀を奏す。詔して、彝敏を執へて夏州に送らしめ、之を斬る。

冬十月戊申、吳國夫人馮氏を立てて皇后と爲す。初め高祖、少弟重胤を愛し、養うて以て子と爲す。

鄴都に留守するに及び、副留守安喜の馮濛の女を娶りて其婦と爲す。重胤早く卒す。馮夫人、寡居す。美色有り。帝、見て之を悦ぶ。高祖崩じ、梓宮、殯に在るとき、帝遂に之を納る。羣臣皆賀す。帝、馮道等に謂つて曰はく、「皇太后の命、卿等と與に、大慶に任へず」と。羣臣出づ。帝、夫人と與に酣飲し、梓宮の前を過ぎ、(三) 醜して告げて曰はく、「皇太后の命、先帝と與に、大慶に任へず」と。左右、(三) 失笑す。帝も亦自ら笑ふ。顧みて左右に謂つて曰はく、「我、今日、新婿と作るは、何如」と。(三) 夫人と左右と、皆大に笑ふ。太后、患ると雖も、而も之を如何ともする無し。既に位を中宮に正し、頗る政事に預る。後の兄玉、時に禮部郎中・鹽鐵判官たり。帝驟に擢用し、端明殿學士・戸部侍郎に至り、與に政事を議す。

漢主、詔王弘雅に命じて致仕せしむ。

唐主、洪州の營屯都虞候嚴恩を遣はし、兵を將ゐて張遇賢を討たしめ、通事舍人金陵の邊鎬を以て監軍と爲す。鎬、虔州の人白昌裕を用ひて謀主と爲し、張遇賢を撃ち、屢之を破る。遇賢、神に禱る。神、復た言はず。其徒大に懼る。昌裕、鎬に勸め、木を伐り道を開き、其營後に出でて之を襲はしむ。遇賢、衆を棄て、別將李台に奔る。台、

【一】安喜縣。定州に屬す。漢の中山の盧奴縣なり。今の直隸省保定道定縣。
 【二】醜。祭りて酒を以て地に酔ぐなり。
 【三】胡三省曰はく、斬馮たる衰絰の中、情に觸れて欲を縱にし、以て大倫を亂さんと欲し、又従つて其先を御侮す、何を以て能く久しからんやと。
 【四】覺えず笑を發するを失笑と爲す。
 【五】胡三省曰はく、魯の昭公、感に在りて嘉容有り、終に以て國を失へり。帝と夫人と、異域に淪めるは、不幸に非ざるなりと。

神の・驗無きを知り、(三) 遇賢を執へて以て降る。金陵の市に斬る。

十一月丁亥、漢主、南郊に祀り、大赦し、乾和と改元す。

戊子、吳越王弘佐、妃仰氏を納る。(三) 仁詮の女なり。

初め高祖、馬三百を以て平盧節度使楊光遠に借す。景延廣、詔命を以て之を取る。光遠怒りて曰はく、「是れ我を疑ふなり」と。密に其子(三) 單州の刺史承祚を召す。戊戌、承祚、母病むと稱し、夜、門を開きて青州に奔る。庚子、左飛龍使(三) 金城の何超を以て權に單州に知らしめ、(三) 内班

を遣はし、光遠に玉帶・御馬を賜ひ、以て其意を安んず。壬寅、侍衛歩軍都指揮使郭謹を遣はし、(三) 兵を將ゐて鄆州に戌せしむ。

唐、光文肅武孝高皇帝を永陵に葬る。廟を烈祖と號す。

十二月乙巳朔、左領軍衛將軍蔡行遇を遣はし、兵を將ゐて鄆州に戌せしむ。楊光遠、騎兵を遣はし(三) 淄州に入り、刺史翟進宗を劫し、青州に歸らしむ。甲寅、楊承祚を徙して(三) 登州の刺史と爲し、以て其便に従ふ。光

遠益驕り、密に契丹に告ぐるに、「晉主、徳に負き盟に違ひ、境内大に饑る、公私困竭す。此際に乘じて之を攻めば、一擧にして・取る可からん」といふを以てす。趙延壽も亦之を勸む。契丹主、乃ち

【一】去年七月、張遇賢、亂を漢の境に作し、唐の境に入りて亡ぶ。史、怪妄に依託するの禍を言ふ。
 【二】仰仁詮は吳越王元璵に任ぜらる。
 【三】單州は今の山東省濟寧道單縣。
 【四】此れ應州の金城縣なり。
 【五】内班。蓋し宦者なり。
 【六】以て河津を防ぎ、楊光遠をして契丹と交通するを得せらしむるなり。
 【七】青州より西南のかた淄州に至るまで三百二十里。
 【八】登州は平盧の巡屬なり。

【七〇】山後及び盧龍の兵を集め、五萬人を合はせ、延壽をして之に將たらしめ、延壽に委ねて中國を經略せしめ、曰はく、「若し之を得ば、當に汝を立てて帝と爲すべし」と。又、常に延壽を指し、晉人に謂つて曰はく、「此れ汝の主なり」と。【七一】延壽、之を信ず。是に由りて、契丹の爲めに力を盡し、中國を取るの策を畫す。朝廷頗る其謀を聞き、丙辰、使を遣はし、南樂及び【七二】德清軍に城き、近道の兵を徴して以て之に備へしむ。

唐の侍中周宗、年老い、恭謹にして自ら守る。【七三】中書令宋齊丘、廣く朋黨を樹て、百計、之を傾く。宗泣きて唐主に訴ふ。唐主、是に由りて齊丘を薄んず。既にして【七四】陳覺、疎んせらる。乃ち齊丘を出して鎮海節度使と爲す。齊丘、忿懣し、表して、【七五】九華の舊隱に歸らんと乞ふ。唐主、其の詐なるを知り、一たび表すれば即ち之に従ひ、書を賜うて曰はく、「明日の行、昔時相許せり。朕、實に公を知る。故に公の志を奪はず」と。仍て號を九華先生と賜ひ、青陽公に封じ、一縣の租税を食ましむ。齊丘乃ち大第を【七六】青陽に治め、服御將吏、皆、王公の如し。而して憤邑すること尤も甚だし。

【七〇】寧州の會長莫彥殊、所部溫那等十八州を以て楚に附く。其州、官府無く、惟だ牌を岡阜に立て、略ぼ恩威を以て羈縻するのみ。

是歲、春夏、旱し、秋冬、水あり、蝗大に起り、東は海墻より、西は隴坻に距り、南は江淮を踰え、北は幽薊に抵るまで、原野山谷、城郭廬舍皆滿ち、竹木の葉俱に盡く。重ぬるに、【八一】官、民穀を括し、使者督責嚴急なるを以てし、確磴を封じて、其食を留めず。穀を匿すに坐して死に抵る者有るに至る。縣令、往往、督趣の辦せざるを以て、印を納れ自ら劾して去る。民の餓死する者數十萬口、流亡するもの勝て數ふ可からず。是に於て留守節度使より、下、將軍に至るまで、各、馬、金帛、芻粟を獻じ、以て國を助く。朝廷、恆定の饑うることを甚だしきを以て、獨り、民穀を括せず。【八二】順國節度使杜威、奏して稱す、「軍食、足らず。請ふ諸州の例の如くせん」と。之を許す。威、判官王緒の謀を用ひ、檢索して殆ど盡し、百萬斛を得。威止だ三十萬斛と奏し、餘は皆其家に入る。判官李沼をして民に【八三】稱貸せしめ、復た百萬斛に滿つ。來春、之を糶し、緡錢二百萬を得たり。闔境、之に苦しむ。定州の吏、例を援きて奏を爲さんと欲す。義武節度使馬全節、許さずして曰はく、

【七三】山後は即ち媯檀雲應の諸州。盧龍は幽州の軍號。此れ皆天福の初、契丹に割與せし土地人民なり。

【七四】胡三省曰はく、趙延壽、契丹主に愚弄鼓舞せられ、死に至るまで悟らず。嗜欲深き者は、天機淺きなりと。

【七五】時に德清軍を澶州清豐縣に置く。州の北六十里に在り。今の直隸省大名道清豐縣の西。

【七六】宋齊丘の嫌隙は、吳唐禪代の際に開く。權勢利益、人の争心を啓くこと、此の如き者あり。事、二百八十卷に見ゆ。

【七七】陳覺は宋齊丘の黨にして、唐主の親任する所の者なり。覺、疎んぜらるれば、齊丘、君側の助無し、乃ち出ざる。

【七八】齊丘、九華に隱るること、二百七十七卷唐の明宗長興七年に見ゆ。

【七九】青陽縣は、本、吳の臨城縣の地。唐、池州に屬す。州の東南一百里に在り。今の安徽省蕪湖道青陽縣。

【八〇】寧州は即ち唐の南寧州なり。天寶の末、蠻に没す。唐の末、復た寧州を清溪鎮に置く。黔州を去ること二十九日程。

【八一】是年、秋七月、年饑、用足らざるを以て、民の穀を括す。

【八二】杜重威、安重榮を平げ、即ち用つて恆帥と爲す。帝、位に即き、帝の名を避けて重の字を去り、止だ威と稱す。順國の軍號も亦新に改む。

【八三】稱ば擧ぐるなり。

〔八三〕『吾、觀察使と爲り、職、民を養ふに在り。豈に彼の爲す所に效ふに忍びんや』と。

楚の地多く金銀を産し、茶の利尤も厚し。是に由りて財貨豊殖す。而るに楚王希範、奢欲、厭く無

く、喜びて自ら誇大にし、長槍・大槩を爲り、之を飾るに金を以てし、執る

可くして而も用ふ可からず。富民の年少く肥澤なる者八千人を募り、銀槍

都と爲す。宮室園囿、服用の物、務めて侈靡を窮む。九龍殿を作り、沈香

を刻みて八龍を爲り、飾るに金寶を以てし、長さ十餘丈、柱を抱きて相向

ふ。希範、其中に居り、自ら一龍と爲り、其襍頭、脚の長さ丈餘、以て龍

角に象る。用度、足らず、重く賦斂を爲す。毎に使者を遣はして田を行ら

しめ、専ら頃畝を増すを以て功と爲す。民、租賦に勝へずして逃る。王曰

はく、〔八五〕『但だ田をして在らしめば、何ぞ穀無きを憂へん』と。營田使鄧

懿文に命じて逃田を籍せしめ、民を募りて〔八六〕耕藝して租を出さしむ。民、

故きを捨てて新しきに從ひ、僅に能く自ら存す。西より東に徂き、〔八七〕各

其業を失ふ。又、人財を入るれば官に拜するを聽し、財の多少を以て、官の高卑の差を爲す。富商大

賈、布きて列位に在り。外官の還る者には、必ず貢獻を責む。民、罪有れば、則ち富者は財を輸し、

強者は兵と爲し、惟だ貧弱のもののみ刑を受く。又、函を置き、人をして匿名の書を投じ、相告訐せ

しむ。族を滅ぼす者有るに至る。是歲、孔目官周陟の議を用ひ、令して、常税の外に、大縣は米二

千斛を貢せしめ、中は千斛、小は七百斛、米無き者は布帛を輸せしむ。天策學士拓跋恆、上書して曰

はく、『殿下、深宮の中に長じ、已成の業に藉り、身、稼穡の勞を知らず、耳、〔八八〕鼓鼙の音を聞かず、

馳騁遊遊し、〔八九〕雕牆玉食す。府庫盡きたるに、而も浮費益、甚だしく、百

姓困しめるに、而も厚斂息ます。今〔九〇〕淮南は仇讎の國たり、番禺は吞噬の

志を懷き、荊渚は日に窺伺を圖り、溪洞は我が姑息を待つ。諺に曰は

く、〔九一〕『足寒ければ心を傷ひ、民怨むれば國を傷ふ』と。願はくは米を輸

するの令を罷め、周陟を誅して以て郡縣に謝し、不急の務を去り、興作の

役を減せん。一旦禍敗して四方の笑ふ所と爲らしむる無かれ』と。王大に

怒る。他日、恆、見えんと請ふ。辭するに晝寢を以てす。恆、客將區弘練

に謂つて曰はく、『王、欲を逞しくして諫に復る。吾、其〔九二〕千口の飄零す

るを見ること、日無からん』と。王益、怒り、遂に終身、復た之を見ず。

閩主曦、其女を嫁し、〔九三〕班簿を取りて之を閱視するに、朝士、賀せざる

者十二人有り。皆、之を朝堂に杖つ。御史中丞劉贊が舉劾せざりしを以て、亦將に之を杖たんとす。

贊、義として辱を受けず、自殺せんと欲す。諫議大夫鄭元弼諫めて曰はく、『古者、〔九四〕刑は大夫に

後晉齊王天福八年

〔八八〕 鼓鼙の音。戰場の聲。

〔八九〕 雕牆は垣牆などに雕刻を施すこと。玉食は珍食をいふ。

〔九〇〕 淮南は唐をいひ、番禺は漢をいひ、荊渚は高氏をいひ、溪洞は彭莫の諸族をいふ。

〔九一〕 足寒ければ云云。黄石公素書及び荀悅の申鑑に出づ。

〔九二〕 千口。人多く闔家の人を謂つて百口と曰ふ。今千口と曰ふは、其の諸侯なるを以て之を盛言するなり。

〔九三〕 班簿。朝參の名員を記する帳簿。

〔八四〕 唐の節度使は率れ觀察使を兼ね。節度の職は兵を掌り、觀察の職は民を掌る。馬全節が杜威に效はざるは、是なり。

〔八五〕 民逃ぐれば、耕さざるの土あり、何によりて穀を得んや。馬希範が稼穡の艱難を知らざるを言ふ。

〔八六〕 藝は種うる也。

〔八七〕 民、生を安んじ業を樂しむの心無し。安んぞ能く其上に親しみて其長に死するを得んや。

上らず。中丞は百僚に儀刑す。豈に宜しく之に筆楚を加ふべけんや」と。曦、色を正しくして曰はく、「卿、魏徵に効はんと欲するか」と。元弼曰はく、「臣、陛下を以て唐の太宗と爲す。故に敢て魏徵に効ふ」と。曦、怒稍解く。乃ち贊を釋す。贊竟に憂を以て卒す。

(二) 開運元年、春正月乙亥、邊藩馳せ告ぐ、「契丹の前鋒將趙延壽・趙延昭、兵五萬を將ゐて、入寇し、貝州に逼る」と。延昭は思温の子なり。是より先、朝廷、貝州は水陸の要衝なるを以て、多く芻粟を聚め、大軍の數年の儲を爲し、以て契丹に備ふ。軍校邵珂、性凶悍なり。(三) 永清節度使王令温、之を黜く。珂、怨望し、密に人を遣はし、亡げて契丹に入りて言はしむ、「貝州は粟多けれども兵弱し。取り易きなり」と。會令温入朝す。執政、(四) 前の復州防禦使吳繼を以て權に州事に知たらしむ。繼至り、誠を推し士を撫す。會契丹入寇す。繼は書生にして爪牙無し。珂自ら請ふ、「願はくは死を効さん」と。繼、兵を將ゐて南門を守らしめ、繼自ら東門を守る。契丹主自ら貝州を攻む。繼、力を悉して之を拒ぎ、其攻具を燒きて殆ど盡く。己卯、契丹復た城を攻む。珂、契丹を引きて南門より入る。繼、井に赴きて死す。契丹遂に貝州を陷る。殺す所且に萬人ならんとす。庚辰、

- 【一】 開運元年。是年七月改元す。西紀九四四年。
- 【二】 邊藩。猶ほ邊鎮と言ふがごとし。
- 【三】 趙思温は、本、中國の人にして、契丹に没す。
- 【四】 時に永清軍を貝州に置く。
- 【五】 天福の初、吳繼、堅く雲州を守り、以て契丹を拒ぐ、故に朝廷、之を用ふ。

歸德節度使高行周を以て北面行營都部署と爲し、河陽節度使符彥卿を以て馬軍左廂排陳使と爲し、右神武統軍皇甫遇を以て馬軍右廂排陳使と爲し、陝府節度使王周を以て步軍左廂排陳使と爲し、左羽林將軍潘環を以て步軍右廂排陳使と爲す。

太原・奏す、「契丹、(五) 鴈門關に入る」と。恆・邢・滄、皆奏す、「契丹入寇す」と。

(六) 成德節度使杜威、幕僚曹光裔を遣はし、楊光遠に詣り、爲めに禍福を陳べしむ。光遠、光裔を遣はし、入り奏せしめ、「承祚逃れ歸りしは、母疾むが故のみ。既に恩宥を蒙り、閹族、恩を荷ふ」と稱す。朝廷、其言を信じ、使を遣はし、光裔と與に、復た往きて之を慰諭せしむ。

唐、侍中周宗を以て鎮南節度使と爲し、左僕射兼門下侍郎同平章事張居詠を鎮海節度使と爲す。

唐主、決して(七) 位を齊燕二王に傳へんと欲す。翰林學士馮延巳等、之

に因り、中外を隔絶して以て權を擅にせんと欲す。辛巳、齊王景遂に敕して、庶政を參決せしめ、百官は惟樞密副使魏岑・李文微のみ、事を白すを得、餘は召對するに非ざれば見ゆるを得ず。國人大に駭く。給事中蕭儼、上疏して極論す。報せず。侍衛都虞候賈崇、閹を叩きて見えんことを求めて曰はく、「臣、先帝に事ふること三十年、其の疎遠を延接するを觀るに、孜孜として怠らず。下情、猶

- 【六】 符。當に符に作るべし。
- 【七】 鴈門關。即ち雁門關。
- 【八】 安重榮が反して死せしより、晉、成德軍を改めて順國軍と爲す。史、舊軍名を以て之を書するのみ。
- 【九】 去年十一月、楊承祚、單州より逃れて青州に歸る。
- 【一〇】 位を傳ふるの議、去年七月に始まる。

は・通せざる者有り。陛下新に位に即き、任ずる所の者何人ぞ、而して頓に羣臣と謝絶する。臣老いたり。復た顔色を奉ずるを得ず」と。因つて涕泗嗚咽す。唐主・感悟し、遽に前敕を收む。唐主、宮中に於て高樓を作り、侍臣を召して之を觀しむ。衆、皆、歎美す。蕭儼曰はく、「恨むらくは樓下に井無きを」と。唐主、其故を問ふ。對へて曰はく、「此を以て景陽樓に及びざるのみ」と。唐主怒り、舒州に貶す。觀察使孫晟、兵を遣はして之を防ぐ。儼曰はく、「儼、諫諍を以て罪を得たり。他の志有るに非ず。昔、顧命の際、君幾ど社稷を危くせんとせり。其罪願つて儼よりも重からずや。今日、反つて防がるるか」と。晟慙ぢ懼れ、遽に之を罷む。

帝、使を遣はし、書を持して契丹に遺らしむ。契丹已に鄴都に屯す。通ずるを得ずして返る。壬午、侍衛馬步都指揮使景延廣を以て御營使と爲し、前の靜難節度使李周を東京留守と爲す。是日、高行周、前軍を以て先づ發す。時に兵を用ふる、方略號令、皆、延廣に出づ。宰相以下、皆、預る所無し。延廣、勢に乘じ氣を使ひ、諸將を陵侮す。天子と雖も、亦制する能はず。乙酉、帝、東京を發す。丁亥、滑州・奏す、「契丹、黎陽に至る」と。

【一】 涕泗。目より出づるを涕といひ、鼻よりするを泗といふ。
 【二】 景陽樓。陳の後主、景陽樓を起す。隋の兵至り、自ら樓下の井中に投ず。蕭儼、亡國の例を引きて以て諫むるなり。
 【三】 顧命云云。孫晟が太后をして朝に臨ましめんと欲せしをいふ。
 【四】 時に契丹、鄴都の城外に屯す。
 【五】 黎陽は滑州の西岸に在り、大河を隔つるのみ。故に其事を奏す。
 【六】 澶州は時に德勝津に據る。

至る。契丹主、(一)元城に屯す。趙延壽、(二)南樂に屯す。(三)契丹、太原に寇す。劉知遠、白承福と與に、兵二萬を合はせて之を撃つ。甲午、知遠を以て幽州道行營招討使と爲し、杜威を副使と爲し、馬全節を都虞候と爲す。丙申、右武衛上將軍張彥澤等を遣はし、兵を將ゐて契丹を黎陽に拒がしむ。戊戌、蜀主復た將相を以て遙に節度使を領せしむ。

帝復た譯者孟守忠を遣はし、書を契丹に致し、舊好を修めんことを求む。契丹主、復書して曰はく、「已成の勢は、改む可からざるなり」と。辛丑、太原・奏す、「契丹の偉王を秀容に破り、首を斬ること三千級。契丹、鴉鳴谷より遁れ去れり」と。

殷、天德通寶・大鐵錢を鑄る。一、百に當る。唐主、使を遣はし、閩主曦及び殷主延政に書を遣り、責むるに兄弟、戈を尋ふるを以てす。曦、

【一】 元城。魏州の元城、隋の縣、古の殷城に治す。唐の貞觀十七年、併せて貴郷に入る。聖曆二年、貴郷莘縣を分ちて、元城縣を置く。王莽城に治す。今の直隸省大名道大名縣の東に在り。
 【二】 南樂。縣の名、魏州の南四十四里に在り。今の直隸省大名道南樂縣。
 【三】 延壽を以て魏博節度使等と爲すは、此れ契丹主の命する所なり。
 【四】 蜀、將相が節を領するを罷むること、二百八十二卷高祖天福六年に見ゆ。蜀主の廣政五年なり。
 【五】 秀容。漢の汾陽縣の地、隋、秀容の故城より此に移り、因つて縣名を更む。唐、忻州を帶ぶ。
 【六】 鴉鳴谷より滑州の東に出で、契丹主の大軍と合す。
 【七】 兄弟云云。左傳に、鄭の子産曰はく、昔、高辛氏、二子有り、伯を閼伯と曰ひ、季を實沈と曰ひ、曠林に居り、相能からず、日に于戈を尋ひて以て相征討すと。尋ば用ふるなり。

復書し、周公が管蔡を誅し、唐の太宗が建成・元吉を誅せしを引きて比と爲す。延政・復書し、唐主が楊氏の國を奪ひしを斥す。唐主怒り、遂に殷と絶つ。

天平節度副使知鄆州顏衍、觀察判官竇儀を遣はして奏す、(西)「博州の刺史周儒、城を以て契丹に降り、又、楊光遠と、使を通じて往還し、契丹を引きて、馬家口より河を濟らしめ、(三)左武衛將軍蔡行遇を擒にす」と。

儀、景延廣に謂つて曰はく、「虜若し河を濟り、光遠と合はば、則ち河南危からん」と。延廣、之を然りとす。儀は薊州の人なり。

【西】 鄆州より西北のかた博州に至るまで一百七十里。

【三】 去年十二月、蔡行遇を遣はして鄆州に擒せしむ。

卷の第二百八十四

後晉紀五

齊王中

(二) 開運元年、二月甲辰朔、前の保義節度使石贇に命じて、麻家口を守らしめ、前の威勝節度使何重建をして楊劉鎮を守らしめ、護聖都指揮使白再榮をして馬家口を守らしめ、西京留守安彦威をして河陽を守らしむ。未だ幾くならずして、周儒、契丹の將麻荅を引き、馬家口より河を濟り、東岸に營し、鄆州の北津を攻め、以て楊光遠に應ず。麻荅

は契丹主の從弟なり。乙巳、侍衛馬軍都指揮使義成節度使李守貞、(三) 神武統軍皇甫遇、陳州防禦使梁漢璋、懷州の刺史薛懷讓を遣はし、兵萬人を將る、河に緣うて水陸俱に進ましむ。守貞は河陽、漢璋は應州、懷讓は太原の人なり。丙午、契丹、高行周、符彥卿及び先鋒指揮使石公霸を、(三) 戚城に圍む。是より先、景延廣、諸將に令し、地を分ちて守り、相救ふを得る無からしむ。行周等、急を告ぐ。延廣徐ろに帝に白す。帝自ら將として之を救ふ。契丹

【一】 開運元年。西紀九四四年。

【二】 神武。恐らくは當に龍武に作るべからん。

【三】 戚城。當に澶州の北、魏州の南に在るべからん。

解き去る。三將泣きて、救兵の緩にして幾と免れざらんとせしを訴ふ。戊申、李守貞等、馬家口に至る。契丹、歩卒萬人を遣はして壘を築かしめ、騎兵を其外に散じ、餘兵數萬、河西に屯し、船數千艘、兵を度して未だ已まず。晉の兵、之に薄る。契丹の騎兵退き走る。晉の兵進みて其壘を攻め、之を拔く。契丹大に敗れ、馬に乗り河に赴き、溺死する者數千人、俘斬も亦數千人。河西の兵、慟哭して去る。是に由りて、敢て復た東せず。

辛亥、(一)定難節度使李彝殷奏す、『兵四萬を將る、(二)麟州より河を濟り、契丹の境を侵せり』と。壬子、彝殷を以て契丹西南面招討使と爲す。初め契丹主、貝州・博州を得、皆、其人を撫慰し、或は官に拜し、服章を賜ふ。戚城及び馬家口に敗るるに及び、忿恚し、得る所の民、皆、之を殺し、軍士を得れば之を燔炙す。是に由りて、晉人憤怒し、力を戮せて争ひ奮ふ。楊光遠、青州の兵を將る、西して契丹に會せんと欲す。戊午、(三)石贊に詔して、兵を分ちて鄆州に屯し、以て之に備へしむ。劉知遠に詔して、部兵を將る、土門より恆州に出で、契丹を撃たしむ。又詔して、杜威・馬全節に邢州に會せしむ。知遠、兵を引きて、(四)樂平に屯し、進まず。帝、喪に居ること期年、即ち宮中に於て、(五)細聲の女樂を奏す。師を出すに及び、常に左右をして三

- 【四】 楊光遠の援絶の由。
- 【五】 定難軍は夏州。
- 【六】 麟州より西北のかた夏州に至るまで一百二十里。麟州より東北のかた府州に至り、又、府州より東北行して契丹の境に入る。
- 【七】 石贊は時に麻家口に屯す。
- 【八】 樂平は太原を離るること三百餘里のみ。
- 【九】 細聲。新聲を言ふ也。其の正聲に乖くを以て、故に之を細と謂ふ。

絃琵琶を奏せしめ、和するに羌笛を以てし、鼓を撃ち歌舞して曰はく、『此れ樂に非ざるなり』と。庚申、百官・表して、樂を聽かんと請ふ。詔して、許さず。

壬戌、(一〇)楊光遠、棣州を圍む。刺史李瓊、兵を出して撃ちて之を敗る。光遠、營を燒き、走りて青州に還る。癸亥、前の威勝節度使何重建を以て東面馬步都部署と爲し、兵を將るて鄆州に屯す。

階州の義軍指揮使王君懷、所部千餘人を帥る、叛きて蜀に降り、郷道を爲して以て、(二)階成を取らんと請ふ。甲子、蜀人、階州を攻む。

契丹僞りて元城を棄てて去り、精騎を古の(三)頓丘城に伏し、以て晉の軍と恆定の兵と合するを俟ち、而して之を撃たんとす。鄴都留守張從恩、屢奏す、『虜已に遁れ去る』と。大軍、進みて之を追はんと欲す。霖雨に會して止む。契丹、伏を設くること旬日、人馬飢乏疲る。趙延壽曰はく、

『晉の軍、悉く河上に在り、我が鋒銳を畏れ、必ず敢て前まざらん。如かじ、其城下に(四)即き、四合して之を攻め、(五)其浮梁を奪はんには。則ち天下定まらん』と。契丹主、之に従ふ。三月癸酉朔、自ら兵十餘萬を將る、(六)澶州の城北に陳し、東西、城の兩隅を横掩す。城に登りて之を望めば、其際を見ず。高行周の前軍、戚城の南に在り、契丹と

- 【一〇】 楊光遠、青州より淄州を歴て棣州を圍む。
- 【一】 階成。二州の名。
- 【二】 頓丘。漢の古縣。古城は蓋し陰安城なり。
- 【三】 時に杜威・馬全節に詔して、兵を以て來り會せしむ。契丹、其の合ふを俟ちて之を邀へ撃たんと欲す。
- 【四】 即。就くなり。
- 【五】 浮梁。澶州の德勝渡の河梁をいふ。
- 【六】 宋白曰はく、契丹、時に兵を澶州の鐵丘に駐むと。

戦ひ、午より晡に至り、互に勝負有り。契丹主、精兵を以て中軍に當りて來る。帝も亦陳を出でて以て之を待つ。契丹主、晉の軍の盛なるを望見し、左右に謂つて曰はく、「楊光遠言ふ、晉の兵半は已に餒死せり」と。今何ぞ其の多きや」と。精騎を以て左右より陳を略す。晉の軍、動かさず。萬弩齊しく發し、飛矢、地を蔽ふ。契丹稍却く。又、晉の陳の東偏を攻め、克たず、苦戦して暮に至る。兩軍の死する者、勝つて數ふ可からず。昏れて後、(一六)契丹引き去り、三十里の外に營す。乙亥、契丹主の帳中の小校、其馬を竊みて亡げ來り、「契丹・已に木書を傳へ、軍を收めて北に去れり」と云ふ。景延廣、其の詐なるを疑ひ、壁を閉ぢ、敢て追はず。

漢主、中書令都元帥越王弘昌に命じ、(一七)烈宗の陵に海曲に謁せしむ。昌華宮に至る。盜をして之を殺さしむ。

契丹主、澶州の北より、分ちて兩軍と爲し、一は滄德に出で、一は深冀に出でて歸る。過ぐる所焚掠し、方廣さ千里、民物殆ど盡く。趙延照を留めて、貝州留後と爲す。麻荅、德州を陥れ、刺史尹居璠を擒にす。

閩の拱宸都指揮使朱文進、閩門使連重遇、(一八)既に康宗を弑し、常に國人の討を懼れ、相與に昏を結び、以て自ら固む。閩主曦、誅殺に果なり。嘗て西園に遊び、醉に因りて控鶴指揮使魏從朗を殺す。從朗

【一七】 楊光遠が契丹を誘うて入寇せしむること、前卷前年に見ゆ。

【一八】 敢て城に逼りて營せざるは、晉の軍の攻劫せんことを懼るるなり。

【一九】 木書。之を木に書し、以て信契と爲すなり。

【二〇】 烈宗。劉龔、大號を擧げ、其兄隱を追尊して烈宗と爲す。

【二一】 二百八十二卷天福四年に見ゆ。

は朱連の黨なり。又嘗て酒酣にして、白居易の詩を誦して云はく、「惟だ人心相對する間のみ有り、咫尺の情料る能はず」と。因つて酒を擧げて二人に屬す。二人起ち、流涕し再拜して曰はく、「臣子、君父に事ふるに、安んぞ它志有らん」と。曦、應へず。二人大に懼る。李后、(二二)尙賢妃の寵を妬み、曦を弑して其子亞澄を立てんと欲す。人をして二人に告げて曰はしむ、「主上、殊だ二公に平かならず。奈何せん」と。會、后の父李眞、疾有り。乙酉、曦、眞の第に如きて疾を問ふ。文進、重遇、拱宸馬歩使錢達をして曦を馬上に弑せしむ。百官を召して朝堂に集め、之に告げて曰はく、(二三)「太祖昭武皇帝、閩國を光啓せり。今、子孫淫虐にして、厥緒を荒墜す。天、王氏を厭ふ。宜しく更に有徳の者を擇びて之を立つべし」と。衆、敢て言ふもの莫し。重遇乃ち文進を推して殿に升らせ、袞冕を被せ、羣臣を帥りて北面し、再拜して臣と稱す。

文進自ら閩主と稱し、悉く王氏の宗族、(二四)延喜以下少長五十餘人を收め、皆、之を殺す。閩主曦を葬り、諡して睿文廣武明聖元德隆道大孝皇帝と曰ひ、廟を景宗と號す。重遇を以て六軍を總べしむ。禮部尙書判三司鄭元弼、抗辭して屈せず。黜けて田里に歸らしむ。(二五)將に建州に奔らんとす。文進、之を殺す。文進、令を下し、宮人を出し、營造を罷め、以て曦の政に反す。殷主延政、統軍使吳成義を遣はし、兵を將りて文進を討たしむ。克たず。文進、樞密使鮑思潤に

【二二】 尙賢妃が寵あること前卷天福八年に見ゆ。閩主の永隆四年なり。亞澄は時に閩王に封ぜらる。

【二三】 閩主王璘、大號を擧げ、其父審知を追尊して太祖昭武皇帝と曰ふ。

【二四】 延喜。閩主の弟なり。

【二五】 王延政に奔らんと欲する也。

同平章事を加へ、羽林統軍使黃紹頰を以て泉州の刺史と爲し、左軍使程文緯を漳州の刺史と爲す。汀州の刺史(三)同安の許文積、郡を擧げて之に降る。

丁亥、太原・恆定の兵に詔して、(三)各本鎮に還らしむ。

辛卯、馬全節、契丹の(二)泰州を攻め、之を拔く。

天下に勅し、郷兵を籍し、七戸毎に、共に兵械を出し、一卒に資せしむ。

秦州の兵、階州を救ひ、黃階嶺に出で、蜀の兵を西平に敗る。

漢、戸部侍郎陳偃を以て同平章事とす。

夏四月丁未、緣河巡檢使梁進、(三)郷社の兵を以て、復た德州を取る。己酉、歸德節度使高行周、保義節度使王周に命じ、留まりて澶州に鎮せしむ。

庚戌、帝、澶州を發し、甲寅、大梁に至る。侍衛馬步都指揮使天平節度使同平章事景延廣、既に上下の惡む所と爲る。帝も亦其の不遜にして制し難きを憚る。桑維翰、其の威城を救はざりし罪を引く。辛酉、延廣に兼侍中を加へ、出して(三)西京留守と爲し、歸德節度使兼侍中高周を以て侍衛馬步都指揮使と爲す。(三)延廣、鬱鬱として志を得ず。契丹の疆盛なる

【二六】同安縣は泉州に屬し、州の西一百三十五里に在り。蓋し王氏の置く所なり。今の福建省廈門道同安縣。

【二七】契丹已に退くが故なり。

【二八】五代會要によれば、後唐の天成三年、奉化軍を升せて泰州と爲し、清苑縣を以て治所と爲す。晉の開運二年九月に至りて、移りて滿城縣に治す。

【二九】郷社の兵は民兵なり。時に契丹、寇掠し、緣河の民、自ら兵械を備へ、各、其郷に隨つて、團結して社を爲し、以て自ら保衛す。契丹、德州を陥れて北に歸る。梁進、其の去るに乗じて復た之を取る。

【三〇】上とは將相大臣を謂ひ、下とは軍民を謂ふ。

を見、始めて國破れ身危きを憂へ、遂に(三)日夜、酒を繼にす。朝廷、契丹入寇し、國用愈々竭くるに因り、復た使者三十六人を遣はし、道を分ちて民財を括率せしめ、各(三)劍を封じて以て之に授く。使者多く吏卒を

從へ、鎖械刀杖を攜へ、民家に入る。小大驚き懼れ、死を求むるも地無し。州縣の吏、復た因縁して姦を爲す。河南府、(三)緡錢二十萬を出す。景延廣、三十七萬を率す。留守判官盧億、延廣に言つて曰はく、「公、位、將相を兼ね、富貴極まれり。今、國家不幸にして、府庫空竭し、已むを得ずして民に取る。公何を復た因りて利を求め、子孫の累と爲すに忍ぶるか」

と。(三)延廣慙ぢて止む。是より先、詔して、楊光遠が叛するを以て、(三)兗州に命じて守備を脩めしむ。泰寧節度使安審信、樓堞を治むるを以て名と爲し、民財を率し、以て私藏を實す。大理卿張仁愿、括率使と爲り、兗州に至り、緡錢十萬を賦す。審信が(二)在らざるに値ひ、其守藏吏を拘へ、

錢一困を指取し、已に其數に滿つ。

戊寅、侍衛馬步軍都虞候泰寧節度使李守貞に命じ、步騎二萬を將る、

楊光遠を青州に討たしむ。又、神武統軍洛陽の潘環及び張彥澤等を遣はし、兵を將ゐて澶州に屯し、

【三一】晉、徙りて汴に都し、河南府を以て西京と爲す。

【三二】小人、權を得れば、驕溢して氣を使ひ、權を失へば、鬱鬱として志を得ざるは、乃ち其常なり。

【三三】自ら、復た全地無きを知り、苟くも朝夕の樂を取る。

【三四】斷斬を専らにせしむるを示す。此れ威脅を以て民の財を取るなり。

【三五】此れ括率合出の數なり。

【三六】景延廣、十七萬を増率し、以て已に入れんと欲す。

【三七】史、景延廣が差や杜重威よりも愈れるを言ふ。

【三八】青と兗とは鄰鎮なり、故に之に命じて備を爲さしむ。

【三九】困。圓廩なり。

【四〇】李守貞、蓋し安審信に代りて泰寧に帥たるなり。

以て契丹に備へしむ。契丹、兵を遣はして青州を救ふ。齊州防禦使(四二)堂陽の薛可言、邀へ撃ちて之を敗る。

丙戌、詔して、諸州の籍する所の郷兵を、武定軍と號す。凡そ七萬餘人を得。時に兵荒の餘、復た此擾有り。民、生を聊んせず。

丁亥、鄆都留守張從恩・上言す、「趙延照、貝州に據ると雖も、麾下の兵、皆、久客にして・歸らんことを思ふ。宜しく速かに軍を進めて之を攻むべし」と。詔して、從恩を以て貝州行營都部署と爲し、諸將を督して之を撃たしむ。辛卯、從恩・奏す、「趙延照、火を縱ちて大に掠め、城を棄てて遁れ、瀛莫に屯し、水を阻てて自ら固む」と。

宋文進、使を遣はして唐に如かしむ。(四三)唐主、其使を囚へ、將に之を伐たんとす。會、天暑く疾疫ありて止む。

六月辛丑朔、官軍、淄州を拔き、其刺史劉翰を斬る。

(四四)太尉侍中馮道、首相たりと雖も、依違兩可し、操決する所無し。或るひと帝に謂つて

【四二】 堂陽縣は冀州に屬す。地

は堂水の陽に在り。今の直隸省大名道新河縣の西。

【四三】 瀛と莫との間、水濼多し。故に趙延照、阻して以て固と爲す。瀛と莫と相去ること一百一十里。

【四四】 唐主、宋文進が君を弑するの罪を討たんと欲す。

【四五】 淄州は楊光遠の巡屬なり。

【四六】 馮道、唐の淄王の時より、已に正しく三公に拜せられ、

管の高祖、洛に入り、用ひて以て相と爲す。位任、執政の右に在り。

【四七】 此れ馮道が身を保ち位を固くするの術にして、一生、受用する所の者なり。

【四八】 禪は靜寂を以て宗と爲し、僧は慈悲にして殺さざるを以て教と爲す。禪僧たる者

曰はく、「馮道は承平の良相なり。今、艱難の際、譬へば(四七)禪僧をして鷹を飛ばさしむるが如きのみ」と。

癸卯、道を以て匡國節度使・兼侍中と爲す。乙巳、漢主、齊王弘弼を私第に幽す。

(四九)或るひと帝に謂つて曰はく、「陛下、北狄を禦ぎ天下を安んせんと欲せば、桑維翰に非ざれば不可なり」と。丙午、復た樞密院を置き、

維翰を以て中書令・兼樞密使と爲し、事、大小と無く、悉く以て之に委ぬ。數月の間に、朝廷差治まる。

滑州・河決し、汴・曹・單・濮・鄆・五州の境を浸し、(五〇)梁山を環り、汶に合す。丁夫を發し、之を塞がしむ。既に塞ぎ、帝、碑に刻して其事を紀せんと欲す。中書舍人楊昭檢諫めて

曰はく、「陛下、石に刻して功を紀するは、哀痛の詔を降すに若かず。翰を染めて頌美するは、己を罪するの文を頒つに若かず」と。帝、其言を善しとして止む。

初め(五一)高祖、北邊の地を割き、以て契丹に賂ふ。是に由りて、(五二)府州の刺史折從遠も亦北に屬す。

は、第だ能く機辯窮まり無けれど、而も物に應ずる能はず、之をして鷹を飛ばし搏撃せしむるは、其任に非ざるなり。

【四八】 馮道を出して同州に鎮せしめ、將に別に相を命ぜんとするなり。

【四九】 馮道を罷めんと請ひ、桑維翰を用ひんと請ふは、蓋し一人の口に出づ。

【五〇】 樞密院を罷むること、二百八十二卷高祖天福四年に見

ゆ。

【五一】 梁山。鄆州壽張縣(今、山東省東臨道)に在り。汶水、東北より來り、濟水と梁山の東北に會す。今、決河の水、瀾漫して梁山を環りて汶に合す。

【五二】 事、二百八十卷高祖天福元年に見ゆ。

【五三】 府州は府谷一縣を領す。後唐、麟州の東北河濱の地を以て置く。今の陝西省榆林道府谷縣。

契丹、盡く河西の民を徙して以て遼東を實せんと欲す。州人大に恐る。從遠因つて險を保ちて之を拒ぐ。帝が契丹と絶つに及び、使を遣はして從遠を諭さしめ、契丹を攻めしむ。從遠、兵を引きて深く入り、十餘寨を拔く。戊午、從遠を以て府州團練使と爲す。從遠は雲州の人なり。

甲子、(五)復た翰林學士を置く。戊辰、右散騎常侍李慎儀を以て兵部侍郎・翰林學士承旨と爲し、都官郎中劉溫叟・金部郎中知制誥(五)武強の徐台符・禮部郎中李潛・主客員外郎宗城の范質を、皆、學士と爲す。溫叟は(妻)岳の子なり。

秋七月辛未朔、大赦し、(五)改元す。

己丑、太子太傅劉昫を以て司空・兼門下侍郎・同平章事と爲す。

八月辛丑朔、河東節度使劉知遠を以て北面行營都統と爲し、順國節度使杜威を都招討使と爲し、十三節度を督し、以て契丹に備へしむ。(五)桑維翰、兩朝政を兼り、楊光遠・景延廣を外に出す。是に至りて、一たび制し、(五)指揮節度使十五人、敢て違ふ者無し。時の人、其膽略に

翰林學士を廢すること、

二百八十二年天福五年に見ゆ。

武強縣は深州に屬す。州の東北六十里に在り。今の直隸省保定道武強縣。

劉岳は二百七十五卷唐の明宗天成元年に見ゆ。

天運と改元す。

楊光遠・景延廣は、先に、皆、嘗て宿衛の兵を總ぶ。天福の初、桑維翰、政を兼り、楊光遠を出し、是時、再び政

を兼り、景延廣を出す。

劉知遠・杜威并に十三節度を十五人と爲す。薛史に十三節度を載す。鄆州の張從恩、馬步都監に充てられ、西京留守景延廣、都排陳使に充てられ、徐州の張在禮、都廣候に充てられ、晉州の安叔子、左廂排陳使に充てられ、前の兗帥安審信、右廂に充てられ、河中の安審琦、馬步都指揮使に充てられ、河陽の符彥卿、馬軍左廂に充てられ、滑州の

服す。朔方節度使馮暉、上章して自ら陳ず、「未だ老いず、用ふ可し。而るに制書、遣れらる」と。維翰、(五)禁直學士に詔し、答詔を爲らしめて曰はく、「制書の忽忘するに非ず。實に朔方は重地なるを以て、卿に非ざれば以て彈壓する無し。比る。卿を内地に移さんと欲す。代を受くるも亦須く奇才なるべし」と。暉、詔を得て甚だ喜ぶ。時に軍國多事にして、百司及び使者、咨請輻湊す。維翰、事に隨つて裁決し、初めより思慮を経ざるが若し。人、其の疎略なるを疑ふ。退きて之を熟議するに、亦終に易ふる能はざるなり。然れども相と爲り、頗る愛憎に任じ、一飯の恩、睚眦の怨も必ず報ゆ。(六)人、此を以て之を少とす。契丹の入寇するや、帝再び劉知遠に命じ、兵に(五)山東に會せしむ。皆、期に後れて至らず。帝、之を疑ひ、所親に謂つて曰はく、「太原殊えて朕を助けず。必ず異圖有らん。(五)果して分有らば、何ぞ速かに之を爲さざる」と。是に至りて、都統と爲ると雖も、而も實は臨制の權無く、密謀・大計、皆、預るを得ず。知遠も亦自ら疎んせらるるを知り、但だ事を慎み自ら守るのみ。郭威、知遠が憂

【五】 皇甫遇、右廂に充てられ、右神武統軍張彥澤、馬軍排陳使に充てられ、滄州の王延胤、步軍左廂都指揮使に充てられ、陝州の宋彥筠、右廂に充てられ、前の金帥田武、步軍左廂排陳使に充てられ、左神武統軍潘環、右廂に充てらる。

【六】 史、桑維翰の長を稱し、而して併せて其短に及ぶ。是非を明かにし勸懲を示す所以なり。
【七】 太原は、河北の地を以て山東と爲す。帝、初め劉知遠に詔して、土門より恆州に出でしめ、尋ぎて又詔して、兵に邢州に會せしむること、並に前に見ゆ。
【八】 若し天子と爲るに分あらば、何ぞ速かに之を爲さざる。之を怒るの辭なり。

色有るを見、知遠に謂つて曰はく、『河東は、(西)山川險固に、風俗、武を尚び、(西)士に戰馬多く、靜なれば則ち稼穡を勤め、動けば則ち軍旅に習ふ。此れ霸王の資なり。何ぞ憂へんや』と。

朱文進自ら威武留後・權知閩國事と稱し、使を遣はし表を奉じ、藩と晉に稱す。癸丑、文進を以て威武節度使・知閩國事と爲す。

癸亥、鎮寧軍を瀘州に置き、(六六)濮州を以て焉に隸す。

初め吳の濠州刺史劉金・卒し、子仁規、之に代る。仁規・卒し、子崇俊、之に代る。唐の烈祖、(六七)定遠軍を濠州に置き、崇俊を以て節度使と爲す。會、清淮節度使姚景・卒す。崇俊厚く權要に賂ひ、壽州を兼ね領せんことを求む。唐主陽りて其意を知らざる爲し、崇俊を徒して清淮節度使と爲し、楚州の刺史劉彥貞を以て濠州觀察使と爲し、馳せ往きて之に代らしむ。崇俊、之を悔ゆ。彥貞は(六八)信の子なり。

九月庚午朔、日、之を食する有り。

丙子、契丹、(七〇)遼城・樂壽に寇す。深州の刺史康彥進撃ちて之を却く。

冬十月丙午、漢主、鎮王弘澤を邕州に毒殺す。

【六四】河東は晉陽に治し、東は太行・常山を阻とし、西は龍門・西河を限とし、南には霍太山・雀鼠谷の隘あり、北には雁門・五臺諸山の險あり、故に然云ふ。

【六五】土は紀事本末には士に作る。

【六六】天平の巡屬の濮州を割きて以て鎮寧軍に隸す。

【六七】唐、定遠軍を濠州に置くこと、通鑑、天福八年三月元宗即位の後に書す。前卷に見ゆ。

【六八】唐、清淮軍を壽州に置く。

【六九】劉信、吳の楊氏に事ふること四世、戰功有り。

【七〇】遼城縣は易州に屬す。今の直隸省保定道徐水縣の西二十五里。樂壽縣は深州に屬す。今の直隸省津海道獻縣。

殷主延政、其將陳敬侏を遣はし、兵三千を以て(七一)尤溪及び古田に屯せしめ、盧進をして兵二千を以て(七二)長溪に屯せしむ。泉州散員指揮使(七三)桃林の留從效、同列王忠順・董思安・張漢思に謂つて曰はく、『朱文進、王氏を屠滅し、腹心を遣はし、分ちて諸州に據らしむ。吾が屬、世王氏の恩を受け、而して臂を交へて賊に事ふ。一旦、(七四)富沙王、福州に克たば、吾が屬、死して餘愧有らん』と。衆、以て然りと爲す。十一月、從效等、各軍中の善き所の壯士を引き、夜、從效の家に飲す。從效、之を給きて曰はく、『富沙王、已に福州を平げ、密旨して吾が屬をして(七五)黃紹頰を討たしむ。吾、諸君の狀貌を觀るに、皆、久しく貧賤に處る者に非ず。吾が言に従はば、富貴圖る可からん。然らすんば禍且に至らんとす』と。衆皆踊躍し、白梃を操り、垣を踰えて入り、紹頰を執へて之を斬る。從效、州印を持ち、王繼勳の第に詣り、軍府に主たらんと請ふ。從效自ら平賊統軍使と稱し、紹頰の首を函にし、副兵馬使(七六)臨淮の陳洪進を遣はし、齎して建州に詣らしむ。洪進、尤溪に至る。福州の戍兵數千、道を遮る。洪進、之を給きて曰はく、『義師已に(七七)朱福州を誅せり。吾、道を倍して(七八)嗣君を建州より

【七一】尤溪縣は南劍州の南一百九十五里に在り。今の福建省建安道尤溪縣。古田縣は開元二十九年山洞を開きて置く。今の福建省閩海道古田縣。

【七二】長溪縣は福州に屬す。州の東北三百四十五里に在り。今の福建省閩海道霞浦縣の南。

【七三】桃林。泉州に桃林溪有り。蓋し留從效の居る所の地。

【七四】殷主延政、本、富沙王に封ぜらる。

【七五】朱文進時に黃紹頰を以て泉州の刺史と爲す。

【七六】臨淮縣は今の安徽省淮河道盱眙縣の北一里。

【七七】朱福州。朱文進、福州に據る、故に以て之を稱す。

【七八】嗣君。殷王延政をいふ。當に嗣ぎて閩國を有つべしと謂ふなり。

逆ふ。爾が輩尚ほ此を守るは、何を爲すや」と。紹頗の首を以て之に示す。衆遂に潰ゆ。大將數人、洪進に從つて建州に詣る。延政、繼勳を以て侍中・泉州の刺史と爲し、從效・忠順・思安・洪進を、皆、都指揮使と爲す。(七五)漳州の將程謨、之を聞き、(八〇)亡げて刺史程文緯を殺し、王繼成を立てて州事を權せしむ。繼勳・繼成は、皆、延政の從子なり。朱文進が王氏を滅ぼすや、二人、疎遠なるを以て、全きを獲たり。汀州の刺史許文積、表を奉じて降を殷に請ふ。

十二月(八三)癸丑、朱文進に同平章事を加へ、閩國王に封ず。

(八四)李守貞、青州を圍みて時を經、城中、食盡き、餓死する者大半。契丹の援兵、至らず。楊光遠、遙に契丹に稽首して曰はく、「皇帝・皇帝、光遠を誤れり」と。其子承勳・承祚・承信、光遠に降らんことを勸め、「冀はくは其族を全くせん」と。光遠、許さずして曰はく、「吾、昔、(八五)代北に在るとき、嘗て紙錢を以て天池を祭りたるに沈めり。人皆言へらく、「當に天子と爲るべし」と。姑く之を待て」と。丁巳、承勳、光遠に反を勸めし者節度判官丘濬等を斬り、其首を守貞に送り、火を縱ちて大に譟ぎ、其父を劫し、出でて私第に居らしめ、上表して罪を待ち、城を開きて官軍を納る。

【七五】泉州より西南のかた漳州に至るまで三百六十里、鄰郡なり。

【八〇】亡。當に立(立ちどころに)に作るべし。然らずんば亦の字なり。

【八一】事、前の三月に見ゆ。

【八二】癸丑は、大梁、命を出すの日なり。命未だ達せざるに、文進、誅せらる。

【八三】是年五月、李守貞、青州を圍む。

【八四】楊光遠は、本、沙陀部の人、代北の天池に居る。即ち汾陽縣の天池なり。時に嵐州靜樂縣の界に屬す。

【八五】代北は、今、山西省の北に在る。

朱文進、黃紹頗死せるを聞き、大に懼れ、重賞を以て兵二萬を募り、統軍使林守諒・內客省使李廷鏐を遣はし、之を將ゐて泉州を攻めしむ。(八五)鉦鼓相聞ゆること五百里。殷主延政、大將軍杜進を遣はし、兵二萬を將ゐて、泉州を救はしむ。留從效、門を開き、福州の兵と戦ひ、大に之を破り、守諒を斬り、廷鏐を執ふ。延政、統軍使吳成義を遣はし、戰艦千艘を帥ゐて福州を攻めしむ。朱文進、子弟を遣はし、吳越に質と爲し、以て救を求む。初め唐の(八六)翰林待詔臧循、樞密副使查文徽と郷里を同じくす。循常て賈人と爲り、福建の山川に習ふ。文徽の爲めに、建州を取るの策を畫す。文徽、表して、兵を用ひて王延政を撃たんと請ふ。國人多く以て不可と爲す。唐主、文徽を以て江西安撫使と爲し、境上を循行し、其可否を規はしむ。文徽、信州に至り、奏して言はく、「之を攻めば必ず克たん」と。唐主、洪州營屯都虞候邊鏞を以て行營招討諸軍都虞候と爲し、兵を將ゐて文徽に從ひて殷を伐たしむ。文徽、(八七)建陽より、進みて蓋竹に屯す。泉漳汀の三州皆殷に降り、殷の將張漢卿・鋪州より兵八千を將ゐて將に至らんとすと聞き、文徽懼れ、退きて建陽を保つ。臧循、(八八)邵武に屯す。邵武の民、殷の兵を導き、襲うて循の軍を破り、循を執へて建州に送り、之を斬る。

【八六】盛唐の時、翰林待詔あり、以て伎藝の人を處く。

【八七】建陽。建州に屬す。建州の西一百三十里に在り。今の福建省建安道建陽縣なり。建陽縣の南二十五里に蓋竹の地有り。

【八八】邵武縣は、本、漢の冶縣の地、吳、此において昭武鎮を立つ。晉の太康三年、邵武縣と改む。唐には建州に屬す。州の西南二百七十里に在り。今の福建省建安道邵武縣。

朝廷、楊光遠の罪大なれども、而も諸子、命を歸するを以て、顯誅を難り、李守貞に命じ、便宜を以て事に従はしむ。閏月癸酉、守貞、青州に入り、人を遣はして光遠を別第に拉殺せしめ、病死を以て聞す。丙戌、楊承勳を起復し、汝州防禦使に除す。

殷の吳成義、唐の兵有りと聞き、詐りて人をして福州の吏民に告げて曰はしむ、「唐、我を助けて賊臣を討つ。大兵今至らん」と。福人益々懼る。乙未、朱文進、同平章事李光準等を遣はし、國寶を殷に奉らしむ。丁酉、福州の南廊承旨林仁翰、其徒に謂つて曰はく、「吾が曹、世王氏に事ふ。今、制を賊臣に受く。富沙王至らば、何の面ありてか之を見ん」と。其徒三十人を帥る、甲を被り、連重遇の第に趣く。重遇方に兵を嚴にして自ら衛る。三十人の者之を望み、稍稍遁れ去る。仁翰、梁を執りて直に前み、重遇を刺して之を殺し、其首を斬り、以て衆に示して曰はく、「富沙王且に至らんとす。汝が輩、族せられん。今重遇已に死せり。何ぞ亟かに文進を取りて以て罪を贖はざる」と。衆、踊躍して之に従ひ、遂に文進を斬り、吳成義を迎へて城に入れ、二首を函にして建州に送る。

契丹復た大舉して入寇す。盧龍節度使趙延壽、兵を引きて先づ進む。契丹の前鋒、邢州に至る。順國節度使杜威、使を遣はし、間道より急を告ぐ。帝、自ら將として之を拒がんと欲す。會、疾有

り。天平節度使張從恩、鄴都留守馬全節、護國節度使安審琦に命じ、諸道の兵に會して邢州に屯せしめ、武寧節度使趙在禮をして鄴都に屯せしむ。契丹主、大兵を以て繼ぎて至り、牙を元氏に建つ。朝廷、契丹の盛なるを憚り、從恩等に詔し、兵を引きて稍却かしむ。是に於て諸軍懼懼し、復た部伍無く、器甲を委棄し、過ぐる所焚掠す。相州に至る比ほひ、復た能く整はず。

二年、春正月、趙在禮に詔して、還りて瀆州に屯せしめ、馬全節をして鄴都に還らしむ。又、右神武統軍張彥澤を遣はして黎陽に屯せしめ、西京留守景延廣をして、滑州より、兵を引き、胡梁渡を守らしむ。庚子、張從恩奏す、「契丹、邢州に通る」と。滑州・鄴都に詔して、復た軍を進めて之を拒がしむ。義成節度使皇甫遇、兵を將るて邢州に趣く。契丹、邢・洛・磁の三州に寇し、殺掠して殆ど盡し、鄴都の境に入る。壬子、張從恩、馬全節、安審琦、悉く行營の兵數萬を以て、相州安陽水の南に陳す。皇甫遇、濮州の刺史慕容彥超と、數千騎を將る、前みて契丹を覘ひ、鄴縣に至り、將に漳水を度らんとし、契丹の數萬に遇ふ。遇等、且つ戦ひ且つ却き、榆林店に至る。契丹

- 【九三】 馬全節、鄴都より進みて邢州に屯し、趙在禮をして、徐州より進みて鄴都に屯せしめ、後鎮と爲す。
- 【九四】 元氏縣は恆州に屬す。州の南九十八里に在り。今の直隸省保定道元氏縣。
- 【一】 皇甫遇、詔を奉じて滑州より兵を進む。
- 【二】 鄴都の境より西のかた磁州を距ること五十五里、西北のかた洛州を距ること五十里。
- 【三】 鄴縣。漢の古縣なり。唐には相州に屬す。州の東北に在り。今の河南省河北道臨漳縣の西南四十里。

大に至る。二將謀りて曰はく、「吾が屬今走らば、死して還る無からん」と。乃ち止まりて陳を布き、午より未に至るまで、力戦すること百餘合、相殺傷すること甚だ衆し。遇、馬斃れ、因つて歩戦す。其僕杜知敏、乗る所の馬を以て之に授く。遇、馬に乗りて復た戦ふ。之を久しくして稍解く。顧みれば知敏已に契丹の擒にする所と爲る。遇曰はく、「知敏は義士なり。棄つ可からざるなり」と。彦超と與に馬を躍らして契丹の陳に入り、知敏を取りて還る。俄にして契丹繼ぎて新兵を出して來り戦ふ。二將曰はく、「吾が屬、勢、走る可からず。死を以て國に報いんのみ」と。日且に暮れんとす。安陽の諸將、覘兵の還らざるを怪しむ。安審琦曰はく、「皇甫太師、寂として音問無し。必ず虜の困しむる所と爲らん」と。語未だ卒らざるに、一騎有りて白す、「遇等、虜數萬の圍む所と爲る」と。審琦即ち騎兵を引きて出で、將に之を救はんとす。張從恩曰はく、「此言は未だ信必するに足らず。若し虜衆、猥至せば、吾が軍を盡すとも、恐らくは未だ以て之に當るに足らざらん。公往くとも何の益あらん」と。審琦曰はく、「成敗は天なり。萬一、濟らずんば、當に共に之を受くべし。借使虜、南に來らずとも、坐して皇甫太師を失はば、吾が屬何の顔ありて以て天子に見えん」と。遂に水を踰えて進む。契丹、塵起るを望見し、即ち解き去る。遇等乃ち還

- 【四】 猥至。猥は雜なり。雜然として至り、其數多くして勝て計る可からざるなり。
- 【五】 皇甫遇は、未だ必ずしも加官、太師に至らざるなり。而るに安審琦、太師を以て之を稱するは、蓋し五季の亂、官賞、章無く、當時、相稱謂するに、復た其品秩を論ぜず、人臣の極品に就きて之を稱するなり。
- 【六】 援兵來るを知る、故に解きて去る。

るを得、諸將と俱に相州に歸る。軍中、皆、二將の勇に服す。彦超は本吐谷渾なり。劉知遠と同母なり。契丹も亦軍を引きて退く。其衆自ら相驚きて曰はく、「晉の軍悉く至る」と。時に契丹主、(一)邯鄲に在りて之を聞き、即時に北に遁れ、再宿せずして(二)鼓城に至る。是夕、張從恩等議して曰はく、「契丹、國を傾けて來り、吾が兵、多からず、城中の糧、一句を支へじ。萬一、姦人往きて吾が虚實を告げば、虜、衆を悉して我を圍み、死すること日無からん。若かじ、軍を引きて黎陽倉に就き、南して大河に倚りて以て之を拒がんには。以て萬全なる可からん」と。議未だ決せざるに、從恩、兵を引きて先づ發す。諸軍、之に繼ぐ。擾亂失亡すること、復た邢州を發するの時の如し。從恩、歩兵五百を留め、安陽橋を守らしむ。夜四鼓、知相州事符彦倫、將佐に謂つて曰はく、「此夕紛紜として、人、固き志無し。五百の驍卒、安んぞ能く橋を守らん」と。即ち召し入

- 【七】 吐谷渾は慕容涉歸の庶長子なり、故に其種、慕容氏を姓とす。
- 【八】 邯鄲縣は磁州に屬す。州の東北七十里に在り。
- 【九】 鼓城縣は恆州に屬す。邯鄲に至るまで、約三百餘里。今の直隸省保定道晉縣。
- 【一〇】 契丹主、先づ北に通ると雖も、趙延壽と楊隱の諸軍と、猶ほ南向して、去らず。
- 【一一】 約束。號令を申嚴するなり。

れ、城に乗りて備を爲す。曙に至りて之を望めば、(一〇)契丹の數萬騎、已に安陽の水北に陳す。彦倫、命じて城上に旗を揚げしめ、鼓諫して(一一)約束す。契丹、測らず。日、辰に加はる。趙延壽、契丹の惕隱と與に、衆を帥ゐて水を踰え、相州を環りて南す。右神武統軍張彥澤に詔し、兵を將ゐて相州に趣かしむ。延壽等、(一二)湯

- 【一二】 湯陰は、本、漢の湯陰。唐には相州に屬す。州の南四十里に在り。今の河南省河北道湯陰縣。

陰に至り、之を聞き、甲寅、引き還る。馬全節等、大軍を擁して黎陽に在り、敢て追はず。延壽悉く甲騎を相州の城下に陳ね、將に城を攻めんとする状の若くす。符彦倫曰はく、「此れ虜將に走らんとするのみ」と。甲卒五百を出し、城北に陳して以て之を待つ。契丹果して引き去る。天平節使度張從恩を以て東京留守を權せしむ。庚申、振武節度使折從遠、契丹を撃ち、勝州を圍み、遂に朔州を攻む。帝、疾小しく愈ゆ。河北相繼ぎて急を告ぐ。帝曰はく、「此れ安寝の時に非ず」と。乃ち諸將を部分し、行計を爲す。

〔三〕 武定軍を更め命けて天威軍と曰ふ。

北面副招討使馬全節等奏す、「降者の言に據れば、虜衆、多からず。宜しく其の散じて種落に歸るに乗じ、大舉して徑に幽州を襲ふべし」と。帝、以て然りと爲し、兵を諸道に徵す。壬戌、詔を下して親征せんとす。乙丑、帝、大梁を發す。

閩の故臣、共に殷主延政を迎へ、福州に歸らんことを請ひ、國號を改めて閩と曰ふ。延政、方に唐の兵有るを以て、未だ都を徙すに暇あらず。從子門下侍郎同平章事繼昌を以て都督南都内外諸軍事とし、福州に鎮せしめ、飛捷指揮使黃仁諷を以て鎮遏使と爲し、兵を將ゐて之を衛らしむ。〔二〕 林仁翰、福州に至る。閩主、之を賞すること甚だ薄し。仁翰未だ嘗て自ら其功を言はず。南都の侍衛及び

〔三〕 去年夏、諸州の郷兵を籍して武定軍と爲す。

〔四〕 殷主、建州に居る、故に福州を以て南都と爲す。

〔五〕 林仁翰、既に朱進を誅す、故に福州より建州に至りて王延政を見る。福州は當に建州に作るべし。

〔一〕 兩軍の甲士萬五千人を發し、建州に詣り、以て唐を拒がしむ。二月戊辰朔、帝、滑州に至り、安審琦に命じ、鄴都に屯せしむ。甲戌、帝、滑州を發し、乙亥、澶州に至る。己卯、馬全節等の諸軍、次を以て北上す。劉知遠、之を聞きて曰はく、「中國疲弊し、自ら守るに恐らくは足らざらん。乃ち横しまに強胡を挑む。之に勝つも猶ほ後患有らん。況んや勝たざるをや」と。契丹、恆州より還り、〔七〕 羸兵を以て牛羊を驅り、祁州の城下を過ぐ。刺史下邳の沈斌、兵を出して之を撃つ。契丹、精騎を以て其城門を奪ふ。州兵、還るを得ず。趙延壽、城中に餘兵無きを知り、契丹を引きて急に之を攻む。斌、〔八〕 上に在り。延壽、之に語りて曰はく、「沈使君は吾の故人なり。〔九〕 禍を擇ぶは輕きに若くは莫し。何ぞ早く降らざる」と。斌曰はく、〔一〇〕 「侍中父子、計を失し、身を虜庭に陥れ、犬羊を帥ゐて以て父母の邦を殘ふに忍び、自ら愧恥せず、更に驕色有るは、何ぞや。沈斌、弓折れ矢盡くとも、寧ろ國家の爲めに死せんのみ。終に公の爲す所に効はず」と。明日、城陷る。斌、自殺す。

〔一〕 兩軍の甲士萬五千人を發し、建州に詣り、以て唐を拒がしむ。

二月戊辰朔、帝、滑州に至り、安審琦に命じ、鄴都に屯せしむ。甲戌、帝、滑州を發し、乙亥、澶州に至る。己卯、馬全節等の諸軍、次を以て北上す。劉知遠、之を聞きて曰はく、「中國疲弊し、自ら守るに恐らくは足らざらん。乃ち横しまに強胡を挑む。之に勝つも猶ほ後患有らん。況んや勝たざるをや」と。契丹、恆州より還り、〔七〕 羸兵を以て牛羊を驅り、祁州の城下を過ぐ。刺史下邳の沈斌、兵を出して之を撃つ。契丹、精騎を以て其城門を奪ふ。州兵、還るを得ず。趙延壽、城中に餘兵無きを知り、契丹を引きて急に之を攻む。斌、〔八〕 上に在り。延壽、之に語りて曰はく、「沈使君は吾の故人なり。〔九〕 禍を擇ぶは輕きに若くは莫し。何ぞ早く降らざる」と。斌曰はく、〔一〇〕 「侍中父子、計を失し、身を虜庭に陥れ、犬羊を帥ゐて以て父母の邦を殘ふに忍び、自ら愧恥せず、更に驕色有るは、何ぞや。沈斌、弓折れ矢盡くとも、寧ろ國家の爲めに死せんのみ。終に公の爲す所に効はず」と。明日、城陷る。斌、自殺す。

〔一〕 福州、侍衛の外に、左右軍あり、軍使を置き、以て之を領せしむ。或は曰はく、兩軍とは、拱宸、控鶴兩都を謂ふなり。

〔七〕 以て城中を誘ふなり。

〔八〕 上の上に當に城の字を脱するなるべし。

〔九〕 文字の言を引く。

〔一〇〕 趙延壽、其父德鈞と與に、張敬達を救ふ能はず、契丹を邀へ、中國に帝たらんことを求め、寇を玩び禍を致し、竝に俘虜と爲るを言ふ。身を陥るること、二百八十卷高祖天福元年に見ゆ。趙延壽、唐に在る時、侍中を加へらる。沈斌、其舊官を稱す。

丙戌、北面行營都招討使杜威に詔し、本道の兵を以て馬全節等に會し、軍を進めしむ。

端明殿學士戶部侍郎馮玉、宣徽北院使權侍衛馬步都虞候太原的李彥韜、皆、恩を挾みて事を用ひ、中書令桑維翰を惡み、數之を毀る。帝、維翰の政事を罷めんと欲す。李崧、劉昫、固く諫めて止む。維翰、之を知り、玉を以て樞密副使と爲さんと請ふ。玉殊だ平かならず。丙申、(三)中旨、玉を以て戶部尙書、樞密使と爲し、以て維翰の權を分つ。彥韜少きとき閻寶に事へ、僕夫と爲る。後、高祖の帳下に隸す。(三)高祖、太原より南下するるとき、彥韜を留めて帝に侍せしめ、腹心と爲す。是に由りて寵有り。性纖巧にして、嬖幸と相結び、以て帝の耳目を蔽ふ。帝、之を委信し、將相を升黜するに至るまで、亦、議に預るを得たり。常て人に謂つて曰はく、『吾、朝廷の文官を設くるは何の用ふる所なるかを知らず、且く澄汰せん』と欲す。徐ろに當に盡く之を去るべし』と。

- 【一】馮玉、後の兄を以て進む、故に旨、中より出づ。詩に云ふ、婦、長舌有るは、維れ亂の階と。信なるかな。
- 【二】高祖、帝を留めて太原を守らしむること、二百八十卷天福元年に見ゆ。
- 【三】澄汰、淘汰なり。
- 【四】建州に崇安縣有り、州の北二百五十里に在り。亦、王氏の置く所なり。今の福建省建安道崇安縣。

唐の查文徽、表して、兵を益さんことを求む。唐主、天威都虞候何敬洙を以て建州行營招討馬步都指揮使と爲し、將軍祖全恩を應援使と爲し、姚鳳を都監と爲し、兵數千を將ゐて、會して建州を攻めしめ、(四)崇安より進みて赤嶺に屯す。閩主延政、僕射楊思恭、統軍使陳望を遣はし、兵萬人を將ゐて之を拒がしむ。柵を水南に列ね、旬餘まで戰はず。唐人、敢て逼らす。思恭、延政の命を以て望の戰を督す。望曰はく、『江淮の兵精しく、其將、武事

に習ふ。國の安危、此一舉に繫る。萬全にして後動かざる可からず』と。思恭怒りて曰はく、『唐の兵深く侵し、陛下、寝ぬるに睫を交へず、之を將軍に委ぬ。今、唐の兵、數千を出でず。將軍、衆萬餘を擁す。其の未だ定まらざるに乗じて之を撃たず。唐の兵懼れて自ら退くが如きこと有らば、(三)將軍何の面目ありて以て陛下に見えんか』と。望、已むを得ず、兵を引きて水を涉り、唐と戰ふ。全恩等、大兵を以て其前に當り、奇兵をして其後に出でしめ、大に之を破る。望、死し、(五)思恭僅に身を以て免る。延政大に懼れ、城に嬰りて自ら守り、董思安、王忠順を召し、泉州の兵五千を將ゐて建州に詣り、分ちて要害を守らしむ。

初め高祖、(三七)德清軍を故の澶州城に置く。契丹入寇するに及び、澶州、鄴都の間、城、戍俱に陥る。議者以爲はく、『澶州、鄴都、相去ること百五十里。宜しく中塗に於て城を築き、以て南北に應接すべし』と。之に従ふ。三月戊戌、更に德清軍城を築き、德清、南樂の民を合はせて以て之を實す。

- 【三】胡三省曰はく、楊思恭、敵を破りて以て功と爲すに急なり。一たび跌きて國を危くするを知らざるなりと。
- 【四】又曰はく、閩を亡ぼす者は楊思恭なり。然れども其の閩を亡ぼす所以は、此戰に在らずして、楊剝皮の名を得るに在りと。
- 【五】九域志に、澶州の清豐縣(今、直隸省大名道)に舊州鎮あり、即ち德清軍を置くの地なり。
- 【六】是時、王延政、國を殷と號す。
- 【七】事、去年三月に見ゆ。

初め光州の人李仁達、閩に仕へて元從指揮使と爲り、十五年、職を遷らす。閩主曦の世に、叛きて建州に奔る。(二)閩主延政、以て將と爲す。(三)朱文進が曦を弑するに及び、復た叛きて福州に奔り、建

州を取るの策を陳ぶ。文進、其反覆を惡み、黜けて【三〇】福清に居らしむ。【三一】浦城の人陳繼珣も、亦閩主延政に叛きて福州に奔り、曦の爲めに策を盡して建州を取らんとす。曦、以て著作郎と爲す。延政が福州を得るに及び、二人、皆、自ら安んぜず。王繼昌は、閩弱にして酒を嗜み、將士を恤まず。將士多く怨む。仁達潛に福州に入り、黃仁諷を説きて曰はく、「今、唐の兵、勝に乗じ、建州孤危なり。富沙王、建州を保つ能はず。安んぞ能く福州を保たんや。昔、王潮兄弟は、光山の布衣なるのみ。福建を取ること、掌を反すが如くなりき。況んや吾が輩、此機會に乘じ、自ら富貴を圖らば、何ぞ彼に如かざるを患へんや」と。仁諷、之を然りとす。【三二】是夕、仁達等、甲士を引き、府舎に突入し、繼昌及び吳成義を殺す。仁達、自立せんと欲すれども、衆心未だ服せざらんことを恐れ、【三三】雪峯寺の僧卓巖明が素より衆の重んずる所と爲るを以て、乃ち言ふ、「此僧、目重瞳子にして、手垂れて膝を過ぐ。眞に天子なり」と。相與に之を迎ふ。己亥、立てて帝と爲し、衲衣を解き去り、被するに袞冕を以てし、將吏を帥る、北面して之を拜す。然れども猶ほ天福十年と稱し、使を遣はし表を奉じ、藩と晉に稱す。延政、之を聞き、黃仁諷の家を族し、統軍使張漢眞に命じ、水軍五千を將る、漳泉の兵に會し、巖明を討たしむ。

【三〇】 福清縣は福州に屬す。州の東南一百七十七里に在り。王氏の置く所なり。今の福建省閩海道福清縣。
 【三一】 浦城縣は建州に屬す。州の東北三百三十里に在り。今の福建省建安道浦城縣。
 【三二】 雪峯。福州侯官縣(今の福建省閩海道閩侯縣)の西百餘里に在り。

乙巳、杜威等の諸軍、定州に會す。供奉官蕭處鈞を以て、權に祁州の事に知たらしむ。唐戊、諸軍、契丹の泰州を攻む。刺史【三四】晉廷謙、州を擧げて降る。甲寅、【三五】滿城を取り、契丹の酋長沒剌及び其兵二千人を獲たり。乙卯、遂城を取る。趙延壽の部曲、降る者有りて言はく、「契丹主還りて【三六】虎北口に至り、晉の泰州を取るを聞き、復た衆を擁して南に向ふ。約八萬餘騎。計るに來夕當に至るべし。宜しく速かに備を爲すべし」と。杜威等懼れ、丙辰、退きて泰州を保つ。戊午、契丹、泰州に至る。己未、晉の軍南に行く。契丹、之を踵く。晉の軍、【三七】陽城に至る。庚申、契丹大に至る。晉の軍與に戦ひ、北ぐるを逐ふこと十餘里。契丹、【三八】白溝を踰えて去る。壬戌、晉の軍、陳を結びて南す。胡騎、四合して山の如し。諸軍、力戦して之を拒ぐ。是日、纒に行くこと十餘里、人馬饑乏す。癸亥、晉の軍、白團衛村に至り、鹿角を埋めて行寨と爲す。契丹、之を圍むこと數重、奇兵、寨後に出で、糧道を斷つ。是夕、東北風大に起り、屋を破り樹を折る。營中、井を掘るに、方に水に及べば輒ち崩る。士卒、其泥を取り、帛絞して之を飲み、人馬俱に渴す。曙に至りて風尤も甚だし。契丹主、【三九】大奚車の中に坐し、其衆に令して曰はく、「晉の軍、此に止まるのみ。當に盡く之を擒にし、然る後南して

【三四】 晉は姓なり、國を以て氏と爲す。
 【三五】 是年九月、泰州の治を滿城に徙す。今の直隸省保定道滿城縣。
 【三六】 虎北口。本紀には、古北口に作る。檀州より五十里にして金溝に至り、又約九十里にして古北口に至る。
 【三七】 陽城は蒲陰縣(今の直隸省保定道完縣の東南)の東南三十里に在り。
 【三八】 此れ南白溝なり。
 【三九】 大奚車。奚人、山陞種を伐りて車を斲るを業とす。契丹の車皆奚に資す。

大梁を取るべし」と。鐵鶴に命じ、四面に馬を下り、鹿角を抜きて入り、短兵を奮つて以て晉の軍を撃たしむ。又、風に順つて火を縦ら塵を揚げ、以て其勢を助く。軍士皆憤怒して大に呼びて曰はく、「都招討使、何ぞ兵を用ひずして、士卒をして徒らに死せしむる」と。諸將、出でて戦はんと請ふ。杜威曰はく、「風の稍緩かなるを俟ち、徐ろに可否を觀ん」と。馬步都監李守貞曰はく、「彼は衆、我は寡。風沙の内、多少を測る莫し。惟だ力闘する者勝たん。此風は乃ち我を助くるなり。若し風止むを俟たば、吾が屬、類無からん」と。即ち呼びて曰はく、「諸軍齊しく賊を撃て」と。又、威に謂つて曰はく、「令公善く守禦せよ。守貞、中軍を以て決死せん」と。馬軍左廂都排陳使張彥澤、諸將を召して計を問ふ。皆曰はく、「虜、風の勢を得たり。宜しく風回るを俟ちて與に戦ふべし」と。彥澤も亦以て然りと爲す。諸將退く。馬軍右廂副排陳使太原の藥元福、獨り留まり、彥澤に謂つて曰はく、「今、軍中饑渴已甚し。若し風回るを俟たば、吾が屬已に虜と爲らん。敵、我・風に逆うて以て戦ふ能はずと謂はん。宜しく其不意に出でて急に之を撃つべし。此れ兵の詭道なり」と。馬步左右廂都排陳使符彥卿曰はく、「其の首を束ねて擒に就かんよりは、曷ぞ身を以て國に殉するに若かん」と。乃ち彥澤・元福及び左廂都排陳使皇甫遇と與に、精騎を引き、西門を出でて之を撃つ。諸將繼ぎて至る。契丹

【三九】 契丹、精騎を鐵鶴と謂ふ。其身、鐵甲を被りて馳突し、輕疾なること鶴の鳥雀を搏つが如きを謂ふ。

【四〇】 令公、杜威、時に中書令を帶ぶ。故に之を稱す。

【四一】 矢、風に逆はざるは、此れ古法なり。若し短兵を用ひて薄り戦ふときは、風に逆うて勝つ者多し。

却くこと數百歩。彥卿等、守貞に謂つて曰はく、「且く隊を曳きて往來せんか、直に前みて奮撃し、勝を以て度と爲さんか」と。守貞曰はく、「事勢此の如し。安んぞ輕を廻らす可けん。宜しく長驅して勝を取るべきのみ」と。彥卿等、馬を躍らして去る。風勢益々甚だしく、昏晦なること夜の如し。彥卿等、萬餘騎を擁し、横さまに契丹を撃ち、呼聲、天地を動かす。契丹大に敗れて走り、勢、山を崩すが如し。李守貞も亦歩兵をして盡く鹿角を抜きて出で鬪はしむ。歩騎俱に進み、北ぐるを逐ふこと二十餘里。鐵

【四二】 西門は行寨の西門なり。風、東北より來り、西門を出でて接戦するは、亦、風の勢に順ふなり。

【四三】 輕。馬勒なり。

【四四】 賊に逢うて劫さるれども、幸にして死せず。而して更に賊に従つて衣囊を求めば、必ず將に怒りて之を殺さんとす。

鶴既に馬を下り、蒼皇として復た上る能はず、皆、馬及び鎧仗を委棄して地を蔽ふ。契丹の散卒、陽城の東南の水上に至り、稍復た列を布く。杜威曰はく、「賊已に膽を破る。宜しく更に列を成さしむべからず」と。精騎を遣はして之を撃つ。皆、水を度りて去る。契丹主、奚車に乗り、走ること十餘里。追兵、急なり。一乘駝を獲、之に乗りて走る。諸將、急に之を追はんと請ふ。杜威・揚言して曰はく、「賊に逢うて幸にして死せず。更に衣囊を索むるか」と。李守貞曰はく、「兩日、人馬、渴すること甚だしく、今水を得て之を飲み、皆足重く、以て寇を追ひ難し。軍を全くして還るに若かじ」と。乃ち退きて定州を保つ。契丹主、幽州に至る。散兵稍く集まる。軍・利を失へるを以て、其酋長を杖つこと各、數百。唯だ趙延壽のみ免るるを得たり。乙丑、諸軍、定州より引き歸る。詔して、

泰州を以て定州に隸す。

夏四月辛巳、帝、澶州を發し、甲申、大梁に還る。

己丑、復た鄴都を以て天雄軍と爲す。

閩の張漢眞、福州に至り、其東關を攻む。黃仁諷、家夷滅せらると聞き、門を開きて力戦し、大に閩の兵を破り、漢眞を執へて城に入り、之を斬る。卓巖明、它の方略無く、但だ殿上に於て水を噴き豆を散じ、諸の法事を作すのみ。又、使を遣はし、其父を莆田より迎へ、尊びて太上皇と爲す。李仁達既に巖明を立て、自ら六軍諸衛の事に判たり、黃仁諷をして西門に屯せしめ、陳繼珣をして北門に屯せしむ。仁諷、從容として繼珣に謂つて曰はく、「人の人たる所以の者は、忠信仁義有るを以てなり。吾頃嘗て富沙に功有り、中間、之に叛きしは、忠に非ざるなり。人、從子を以て我に託せり、而るに人と與に之を殺ししは、信に非ざるなり。屬者、建の兵と戦ひ、殺す所は皆郷曲の故人なるは、仁に非ざるなり。妻子を棄て、人をして之を魚肉にせしめしは、義に非ざるなり。此身十沈九浮す。死して餘愧有り」と。因つて膺を拊ちて慟哭す。繼珣曰はく、「大丈夫、

【四四】 定州は義武軍。

【四六】 是年正月、詔を下して親征し、二月、澶州に至る。今、諸軍、勝を以て歸る。故に復た大梁に還る。

【四七】 唐の莊宗同光元年、魏州を以て東京興唐府と爲し、天雄節鎮を罷む。三年、東京を罷め、以て鄴都と爲す。晉興りて之に因り、興唐府を改めて興晉府と爲す。今、復た天雄軍と爲す。

【四八】 水を含みて之を噴くを噴と爲す。諸佛事を作し、以て厭勝を爲す。

【四九】 莆田、唐の武徳の初め、南安縣を分ちて莆田縣を置き、泉州に屬す。州の東北一百六十里に在り。今の福建省廈門道莆田縣。

【五〇】 王繼昌は閩主延政の從子なり。

功名に狗す。何ぞ妻子を顧みん。宜しく此事を置くべし。以て禍を取る勿れ」と。仁達、之を聞き、人をして、「仁諷・繼珣、反を謀る」と告げしめ、皆、之を殺す。是に由りて、兵權盡く仁達に歸す。五月丙申朔、大赦す。

【五一】 順國節度使杜威、久しく恆州に鎮す。性、貪殘にして、自ら貴戚を恃み、不法多し。毎に邊に備ふるを以て名と爲し、吏民の錢帛を斂め、以て私藏に充て、富室に珍貨或は名姝・駿馬有れば、皆、之を虐取し、或は誣ふるに罪を以てして之を殺し、其家を籍沒す。又、畏懦過甚にして、契丹の數十騎境に入る毎に、威已に門を閉ちて陴に登り、或は數騎、掠むる所の華人千百を驅り、城下を過ぐれば、威但だ目を瞋らし頸を延べて之を望み、邀へ取るに意無し。是に由りて、虜、忌憚する所無く、屬城多く屠る所と爲る。威、竟に一卒をも出して之を救はず。千里の間、暴骨、莽の如く、村落殆ど盡く。威、所部殘弊し、衆の怨むる所と爲るを見、又、契丹の強きを畏れ、累表して入朝せんことを請ふ。帝、許さず。威、報を俟たず、遽に鎮を委てて入朝す。朝廷、之を聞きて驚駭す。桑維翰、帝に言つて曰はく、「威固より朝命に違ひ、擅に邊鎮を離れ、居常、勳舊を憑恃し、姑息を邀求す。及び疆場事多きに、曾て守禦の意無し。宜しく此時に因りて之を廢すべし。庶はくは後患無からん」と。帝、悦ばず。維翰曰はく、「陛下、之を廢するに忍びずば、宜しく授くるに近京の小鎮を以てすべ

し。復た委ぬるに雄藩を以てする勿れ」と。帝曰はく、「威は朕の密親なり。必ず異志無からん。但だ宋國長公主、切に相見んと欲するのみ。公、以て疑と爲す勿れ」と。維翰、是より、敢て復た國事を言はず、足疾を以て位を辭す。丙辰、威、大梁に至る。

丁巳、李仁達、大に戰士を閲し、卓巖明に請うて臨視せしむ。仁達陰に軍士に教へ、突前して階を登り、巖明を刺殺せしむ。仁達陽に驚き、狼狽して走る。軍士共に仁達を執へ、巖明の坐に居らしむ。仁達乃ち自ら威武留後と稱し、保大の年號を用ひ、表を奉じて藩と唐に稱す。亦、使を遣はして晉に入貢す。并せて巖明の父を殺す。唐、仁達を以て威武節度使・同平章事と爲し、名を弘義と賜ひ、之を屬籍を編す。弘義、又、使を遣はし、好を吳越に修む。

己未、杜威、部曲の歩騎合はせて四千人・并に鎧仗を獻す。庚申、又、粟十萬斛・芻二十萬束を獻して云ふ、「皆、本道に在り」と。帝、其の獻する所の騎兵を以て扈聖に隸し、歩兵は護國に隸す。威、復た以て衙隊と爲さんと請ひ、而して稟賜は皆縣官に仰ぐ。威、又、公主をして帝に白さしめ、天雄の節鉞を求む。

【五三】 胡三省曰はく、杜威、去る可からずして、桑維翰、去るを求む。晉始しと。

【五四】 是年は南唐の保大三年。

【五五】 其の同姓なるを以てなり。之を屬籍に編して、名を弘義と賜ひ、諸子の列に齒す。

【五六】 皆、恆州に在るを言ふ。誠に之れ有らしむるも、皆、民に虐取するなり。倉皇として鎮を離れ、運びて私家を實す可からず、故に之を獻するのみ。

【五七】 胡三省曰はく、杜威が朝廷を愚弄すること此の如し。而して帝、其姦を察する能はず。恆州中渡の變を成す所以なりと。

帝、之を許す。

唐の兵、建州を圍み、屢泉州の兵を破る。許文稹、唐の兵を汀州に敗り、其將時厚卿を執ふ。六月癸酉、杜威を以て天雄節度使と爲す。

契丹、連歲、入寇し、中國、奔命に疲れ、邊民、地に塗る。契丹の人畜も亦多く死し、國人、之を厭苦す。述律太后、契丹主に謂つて曰はく、「漢人をして胡主と爲らしめば、可ならんか」と。曰はく、「不可なり」と。太后曰はく、「然らば則ち汝何が故に漢主と爲らんと欲するか」と。曰はく、「石氏、恩に負けり。容す可からず」と。太后曰はく、「汝、今、漢の地を得と雖も、居る能はざるなり。萬一蹉跌せば、悔ゆとも何の及ぶ所あらん」と。又、其羣下に謂つて曰はく、「漢兒、何ぞ一向に眠るを得ん。古より、但だ、漢の蕃に和するを聞く、未だ蕃の漢に和するを聞かず。漢兒、果して能く意を回さば、我も亦何ぞ與に和するを惜まん」と。桑維翰屢、帝に勸む、「復た和を契丹に請ひ、以て國患を紓めよ」と。帝、開封の軍將張暉に供奉官を假し、表を奉じて臣と稱して契丹に詣らしめ、辭を卑くして過を謝す。契丹主曰はく、「景延廣・桑維翰をして自ら來らしめ、仍は鎮定兩道を割きて我に隸せば、則ち和す可し」と。朝廷、契丹の語恐れ

【五八】 泉州の兵は、董思安・王忠順が將あてて以て建州を救ふ所の者なり。

【五九】 契丹入寇すること、去年正月、貝州を陷るるに始まる。

【六〇】 奔命。邊境に急ありて、奔りて赴き救ふなり。

【六一】 後、卒に述律後の言の如し。

【六二】 人寝れて席に安んぜざるときは、輾轉反側して寐を成さず。一向に眠るときは、其眠安し。

【六三】 開封府の軍將なり。

るを以て、其の和意無きを謂ひ、乃ち止む。(三)契丹主が大梁に入るに及び、李崧等に謂つて曰はく、

『曩に晉の使をして再び來らしめば、則ち南北、戦はざりしならん』と。

【三】契丹、通國上下、本自ら兵に厭く。

秋七月、閩人或るひと『福州の援兵、叛を謀る』と告ぐ。閩主延政、其鏡仗を收めて遣り還し、兵を隘に伏し、盡く之を殺す。死者八千餘人。

【四】是年正月、閩主、福州の兵を發して建州に赴き、以て唐を拒がしむ。

其の肉を脯にして以て歸りて食と爲す。唐の邊鎬、(五)鐔州を抜く。查文徽の黨魏岑・馮延己・延魯、師出でて功有るを以て、皆踴躍して之を贊成し、供億を徵求す。府庫、之が爲めに耗竭す。洪・饒・撫・信の民、尤も之に苦しむ。延政、使を遣はして表を奉じ、臣と吳越に稱し、附庸と爲らんことを請ひ、以て救を求む。

【五】鐔州より東のかた建州に至るまで一百八十里。
【六】希範が希杲を忌むこと、二百八十卷高祖天福元年に始まる。

(七)楚王希範、靜江節度使兼侍中知朗州希杲が人心を得たるを疑ひ、人を遣はして之を伺はしむ。希杲懼れ、疾と稱して歸らんことを求む。許さず。醫を遣はし往きて疾を視、因つて之を毒殺せしむ。

卷の第二百八十五

後晉紀六

齊王下

(一)開運二年、八月甲子朔、日、之を食する有り。

丙寅、右僕射兼中書侍郎同平章事和凝、罷めて本官を守り、樞密使を加ふ。戸部尚書馮玉、中書侍郎・同平章事たり、事、大小と無く、悉く以て之

に委ぬ。帝、(二)陽城の捷より、天下虞無しと謂ひ、驕侈益甚だしく、四方の貢獻珍奇、皆、

【一】開運二年、西紀九四五年。
【二】陽城の捷は、前卷前年に見ゆ。勝を恃む可からざるや尙し。勝を恃む者は禍あり。

内府に歸す。多く器玩を造り、宮室を廣くし、後庭を崇飾し、(三)近朝、之に及ぶもの莫し。織

【三】近朝。近世、梁の如き唐の如きを謂ふ。

錦樓を作り、以て地衣を織り、織工數百を用ひ、

【四】元年の瀘州の戦を謂ふ。事、前卷に見ゆ。

期年にして乃ち成る。又、優伶に賞賜すること度無し。桑維翰諫めて曰はく、『曩者、陛下親ら胡寇

を禦ぐや、戰士の重傷する者、賞、帛數端に過ぎざりき。今、優人、一談一笑、旨に稱へば、往往、
 東帛・萬錢・錦袍・銀帶を賜ふ。彼の戰士、之を見れば、能く失望して、「我が曹、白刃を冒し、筋を
 絶ち骨を折き、曾ち一談一笑の功に如かざるか」と曰はざらんや。此の如くならば則ち士卒解體せん。
 陛下、誰と與に社稷を衛らんか」と。帝、聽かず。
 馮玉毎に善く帝の意を承迎す。是に由りて益
 寵有り。嘗て疾有りて家に在り。帝、諸宰相に
 謂つて曰はく、「刺史より以上は、馮玉の出づ
 るを俟ちて乃ち除するを得ん」と。其の倚任す
 ること此の如し。玉、勢に乗じ權を弄し、四
 方の賂遺、其門に輻輳す。是に由りて、朝政
 益、壞る。

【五】 唐の制、帛、十端を以て東と爲す。
 【六】 失望。怨望なり。
 【七】 胡三省曰はく、寶廣徳、賢行有り。漢の文帝、其の弟なるを以て、天下の其私を議せんことを恐れ、敢て相とせざるなり。馮玉は何人ぞや。晉の出帝、朝に昌言し、以て親任の意を昭かにす。亂に臨むの君は、各、其臣を賢とすとば、其れ此の謂かと。

【八】 晉の亡形已に成る。
 【九】 是年二月、唐の兵、建州を攻むること、始めて前卷に見ゆ。
 【一〇】 上元は、本、江寧縣。唐の肅宗、上元の間、名を更む。江寧府を帶ぶ。
 【一一】 閩、唐末に王潮が福建を得しより、審知・延翰・鐸・昶、曠に傳へ、延政に至りて亡ぶ。
 【一二】 泉州の二將、閩主に事ふること、始終あり。

唐の兵、建州を圍むこと既に久しく、建人、心を離す。或るひと董思安に謂ふ、「宜しく早く去就を擇ぶべし」と。思安曰はく、「吾、世王氏に事ふ。危くして之に叛かば、天下其れ誰か我を容れん」と。衆、其言に感じ、叛く者無し。丁亥、唐の先鋒橋道使(二〇)上元の王建封・先登し、遂に建州に克つ。(二一)閩主延政降る。(二三)王忠順・戰死す。董思安、

衆を整へて泉州に奔る。初め唐の兵の來るや、建人、王氏の亂と(二三)楊思恭の重斂とに苦しみ、争うて木を伐り道を開き、以て之を迎ふ。建州を破るに及びて、兵を縱ちて大に掠め、宮室・廬舎を焚き俱に盡く。是夕、寒雨し、凍死する者相枕す。建人、望を失ふ。唐主、其の功有るを以て、皆、問はず。

【一三】 楊思恭の重斂の事、二百八十三卷天福八年に見ゆ。
 【一四】 弘雅。漢主の弟なり。
 【一五】 括糶。調査して米を買ふこと。

漢主、(二四)詔王弘雅を殺す。
 九月、許文績は汀州を以て、王繼勳は泉州を以て、王繼成は漳州を以て、皆、唐に降る。唐、永安軍を建州に置く。

丙申、西京留守兼侍中景延廣を以て北面行營副招討使に充つ。
 殿中監王欽祚、權に恆州の事に知たり。會、軍儲に乏し。欽祚に詔し、民粟を(二五)括糶せしむ。杜威、粟十餘萬斛有り、恆州に在り。欽祚、舉籍して以て聞す。威、大に怒り、表して稱す、「臣、何の罪有りて、欽祚、臣の粟を籍没するか」と。(二六)朝廷、之が爲めに欽祚を召して還らしめ、仍ほ厚く威に賜ひ、以て之を慰安す。

戊申、威信軍を曹州に置き、侍衛馬步都指揮使李守貞を遣はし、澶州に戍せしむ。
 乙卯、彰德節度使張彥澤を遣はし、恆州に戍せしむ。

漢主、(一七)劉思潮・林少強・林少良・何昌廷を殺し、(一八)左僕射王翽が嘗て高祖と弘昌を立てんことを謀りしを以て、出して(一九)英州の刺史と爲す。未だ至らざるに死を賜ふ。内外皆懼れて、自ら保んぜず。

冬十月癸巳、鎮安軍を陳州に置く。

唐の元敬宋太后・殂す。

王延政、金陵に至る。唐主、以て羽林大將軍と爲す。(二〇)楊思恭を斬り、以て建人に謝す。百勝節度使王崇文を以て永安節度使と爲す。崇文、治むるに寛簡を以てす。建人遂に安んず。

初め(二一)高麗王建、兵を用ひて鄰國を吞滅し、頗る疆大なり。胡僧機囉に因り、高祖に言つて曰はく、「勃海は我が昏姻なり。其王、契丹の虜にする所と爲る。請ふ朝廷と共に撃ちて之を取らん」と。高祖、報せず。帝が契丹と仇と爲るに及び、襍囉復た之を言ふ。帝、高麗をして契丹の東邊を擾さしめ、以て其兵勢を分たんと欲す。會、建・卒す。子武、自ら權知國事と稱し、上表して喪を告ぐ。十一月戊戌、武を以て大義軍使・高麗王と爲し、通事舍人郭仁遇を遣はして其國に使せしめ、(二二)指を諭し、契丹を撃たしむ。仁遇、其國に至り、

其兵極めて弱きを見る。歸者の襍囉の言は、特に建、誇誕を爲すのみ。實は敢て契丹と敵と爲らず。仁遇還る。武更に它の故を以て(二三)解と爲す。

乙卯、吳越王弘佐、内都監使杜昭達を誅す。己未、内牙上統軍使明州の刺史闕璠を誅す。昭達は(二四)建徽の孫なり。璠と皆貨を好む。錢塘の富人程昭悅、貨を以て二人に結び、弘佐の左右に侍するを得。昭悅、人と爲り狡佞にして、王、之を悦び、寵待すること舊將に踰ゆ。璠、平かなる能はず。昭悅、之を知り、璠に詣り、頓首して罪を謝す。璠、責讓すること之を久しくし、乃ち曰はく、「吾始めは決して汝を殺さんと欲せり。今は既に過を悔ゆ。吾も亦釋然たり」と。昭悅懼れ、璠を去らんと謀る。璠は専らにして復なり。國人、之を惡む者衆し。昭悅、璠を外に出さんと欲す。璠が之を覺らんとことを恐れ、私に右統軍使胡進思に謂つて曰はく、「今、公及び璠を除して各、本州と爲さんと欲す。璠をして疑はざらしむるは可ならんか」と。

進思、之を許す。乃ち(二五)璠を以て明州の刺史と爲し、進思を湖州の刺史と爲す。璠怒りて曰はく、「我を外に出すは、是れ我を棄つるなり」と。進思曰はく、「老兵、大州を得るは、幸なり。行かずして何をか爲さん」と。璠乃ち命を受く。既にして復た它の故を以て進思を留む。内外馬步都統軍使錢仁俊の母は、杜昭達の姑なり。昭悅因つて璠・昭達を譖す、「仁俊を奉じて亂を作さんと謀る」と。獄

【一七】天福八年、漢主、劉思潮等四人をして其兄弘度を弑せしめて自立す。事、二百八十三卷に見ゆ。今、又、四人を殺し、以て其の偏るを除く。

【一八】事、二百八十三卷天福七年に見ゆ。

【一九】英州は漢の桂陽郡濱陽縣の地。唐、濱陽縣を以て廣州に隸す。漢主、劉襲、濱陽縣を分ちて英州を置く。廣州より北のかた英州に至るまで四百二十里。今の廣東省嶺南道英德縣の東。

【二〇】楊思恭が厚く斂せしを以てなり。

【二一】事、二百八十卷高祖天福元年に見ゆ。

【二二】契丹が之を知らんことを畏れ、これを詔命に形はさず、詔旨を以て之に諭すのみ。

【二三】解と爲す。説を爲して以て自ら解く。言ひわけすること。

【二四】杜建徽、吳越王錢鏐を佐けて功有り。

【二五】闕璠は明州の人なり。胡進思は湖州の人なり。

に下し、鍛鍊して之を成す。璠・昭達既に誅せられ、仁俊の官を奪ひ、東府に幽す。是に於て昭悅、闕杜の黨を治し、凡そ權任、己と倅しく、意の忌む所の者は、誅放すること百餘人。國人、之を畏れて目を側つ。胡進思は重厚寡言なり。昭悅、以て憚なりと爲す。故に獨り之を存す。昭悅、仁俊の故吏、慎温其を收め、仁俊の罪を證せしめ、拷掠備に至る。温其、堅く守りて・屈せず。弘佐、之を嘉し、擢でて國官と爲す。温其は衢州の人なり。

十二月乙丑、吳越王弘佐に東南面兵馬都元帥を加ふ。

辛未、前の中書舍人、廣晉の陰鵬を以て、給事中・樞密直學士と爲す。

鵬は馮玉の黨なり。朝廷、遷除有る毎に、玉、皆、鵬と之を議す。是に由りて、請謁賂遺、其門に充滿す。

初め、帝の疾未だ平かならず。會、正旦、樞密使中書令桑維翰、(三三)女僕を遣はし、宮に入り、太后を起居せしめ、因つて問ふ、(三四)「皇弟容

は、近ごろ書を讀むや否や」と。帝、之を聞き、以て馮玉に告ぐ。玉因つて維翰を諧す、「廢立の志有り」と。(三五)帝、之を疑ふ。李守貞素より維翰を

【三三】 胡進思獨り存す、錢氏の廢立の禍を階する所以なり。
【三四】 慎は姓、温其は名なり。
【三五】 國官は吳越の國官なり。慎・温其、藩府の吏職より、擢でられて國官と爲る。
【三六】 唐、魏州を改めて興唐府と爲す。高祖改めて廣晉府と爲す。
【三七】 去年冬、帝、疾有り、前卷に見ゆ。
【三八】 正旦、今年の正月朔且を謂ふ。
【三九】 女僕、女奴なり。
【四〇】 起居、唐人、參候を謂つて起居と爲す。
【四一】 容は重容なり。帝の名を避けて重の字を去る。
【四二】 帝、固より重容を忌む。桑維翰の女僕の間に因り、已に維翰を疑ふ。馮玉又從つて之を諧し、其疑愈、破る可からず。

【三六】 亦、猜嫌を遠ざくる所以なり。
【三七】 鵬は維翰なり。
【三八】 維翰に大鎮を授けざる所以は、其の兵を阻みて反せんことを恐るればなり。
【三九】 此れ維翰が晉祖の晉陽に兵を擧ぐるを贊成せしを謂ふ。
【四〇】 湘陰、漢の羅縣、宋、湘陰縣を置く。唐には岳州に屬す。今の湖南省湘江道湘陰縣。
【四一】 厭、滿つるなり。満足すること。
【四二】 齊丘、青陽に隱ること。二百八十三卷天福八年に見ゆ。

惡む。馮玉・李彦韜、守貞と謀を合はせて之を排す。中書令行開封尹趙瑩が柔にして制し易きを以て、共に薦めて以て維翰に代らしむ。丁亥、維翰の政事を罷め、開封の尹と爲し、瑩を以て中書令と爲し、李崧を樞密使・守侍中と爲す。維翰遂に足疾と稱し、復た朝謁すること希に、賓客を杜絶す。或るひと馮玉に謂つて曰はく、「桑公は元老なり。今既に其樞務を解く。縱ひ之を相位に留めざるも、猶ほ當に優するに大藩を以てすべし、奈何ぞ之をして京に尹たらしめ、(三七) 猥細の務を親らせしむるや」と。玉曰はく、「其の反せんことを恐るるのみ」と。曰はく、「儒生安んぞ能く反せん」と。玉曰はく、「縱ひ自ら反せずとも、(三五) 其の人に教へんことを恐るるのみ」と。
楚の(四〇) 湘陰の處士戴偃、詩を爲りて諷刺多し。楚王希範、之を囚ふ。天策副都軍使丁思瑾、上書して切諫す。希範、其官爵を削る。
唐の齊王景達の府屬謝仲宣、景達に言つて曰はく、「宋齊丘は先帝の布衣の交なり。今、之を草萊に棄つるは、衆心を(四二) 厭かしめず」と。景達、之が爲めに唐主に言つて曰はく、「齊丘は宿望なり。用ふる勿きは可なり。何ぞ必ずしも之を棄てて以て名と爲さん」と。唐主乃ち景達をして自ら(四三) 青陽に至りて之を召さしむ。

三年、春正月、齊丘を以て太傅・兼中書令と爲す。但だ一に朝請するのみ、政事に預らず。昭武節度使李建勳を以て右僕射・兼門下侍郎と爲し、中書侍郎馮延巳と、皆同平章事とす。建勳は吏事を練習す、而も儒怯にして斷少し。延巳は文辭に工なり、而も狡佞にして大言を喜み、多く朋黨を樹つ。水部郎中高越・上書し、延巳兄弟の過惡を指す。唐主怒り、越を蘄州の司土に貶す。初め唐主、宣政院を禁中に置き、翰林學士給事中常夢錫を以て之を領せしめ、専ら機密を典らしむ。中書侍郎嚴續と、皆忠直にして私無し。唐主、夢錫に謂つて曰はく、「大臣、惟だ嚴續のみ中立す。然れども才無し。恐らくは其黨に勝たざらん。卿宜しく之を左右すべし」と。未だ幾くならずして、夢錫、宣政院を罷む。續も亦出でて池州觀察使と爲る。夢錫、是に於て疾に移して酒を縦にし、復た朝廷の事に預らず。續は「可求の子なり。」

二月壬戌朔、日、之を食する有り。

晉昌節度使兼侍中趙在禮、十鎮を更歴し、至る所貪暴にして、家貲、諸帥の最たり。帝、其富を利とし、三月庚申、皇子鎮寧節度使延煦の爲めに其女を娶る。在禮、自ら緡錢十萬を費す。縣官の費、數倍之に過ぐ。延煦及び弟延實は、皆高祖の諸孫にして、帝、養う

- 【一】 朝會請召を奉ずるのみ。
- 【二】 左右。佐佑なり、助くる也。
- 【三】 史、正邪雜處し、正終に邪の勝つ所と爲るを言ふ。
- 【四】 嚴可求は徐溫の謀主なり。
- 【五】 晉、京兆府を以て晉昌軍と爲す。
- 【六】 趙在禮、鄴都に起り、義成に徙ざるれども行かず、後、横海・泰寧・匡國・天平・忠武・武寧・歸德・晉昌凡そ十鎮を歴たり。
- 【七】 鎮寧軍は澶州。

て以て子と爲す。

唐の泉州の刺史王繼勳、書を致して好む威武節度使李弘義に修む。弘義、泉州は故威武軍に隸せしを以て、其の抗禮するを怒る。夏四月、弟弘通を遣はし、兵萬人を將ゐて之を伐たしむ。

初め、朔方節度使馮暉、靈州に在り、党項の酋長拓跋彥超を州下に留む。故に諸部敢て寇を爲さず。將に鎮を罷めんとするに及びて之を縱つ。前の彰武節度使王令溫、暉に代りて朔方に鎮し、羌胡を存撫せず、中國の法を以て之を繩す。羌胡怨み怒り、競うて寇鈔を爲す。拓跋彥超・石存・也斯褒の三族、共に靈州を攻め、令溫の弟令周を殺す。戊午、令溫・上表して急を告ぐ。

泉州都指揮使留從效、刺史王繼勳に謂つて曰はく、「李弘通の兵勢甚だ盛なり。士卒、使君の賞罰當らざるを以て、肯て力戰するもの莫し。使君宜しく位を避けて自ら省みるべし」と。乃ち繼勳を廢し、私第に歸らしめ、代りて軍府の事を領し、兵を勸して李弘通を撃ち、大に之を破り、表して唐に聞す。唐主、從效を以て泉州の刺史と爲し、繼勳を召して金陵に還らしめ、將を遣はし、兵を將ゐて泉州に成せしめ、漳州の刺史王繼成を徙して和州の刺史と爲し、汀州の刺史許文積を蘄州の刺史と爲す。

- 【八】 王繼勳、李弘義と同じく南唐に事ふ。弘義は節を建つと雖も、然も肩を比して主に事ふ。固より巡屬の禮を修む可からず。李弘義、此を以て兵端を起せるのみ。
- 【九】 事、二百八十二卷天福四年に見ゆ。
- 【一〇】 也は當に也に作るべし。
- 【一一】 留從效、王繼勳を立つること、前卷前年に見ゆ。

定州の西北二百里に、(三)狼山有り。土人、堡を山上に築き、以て胡寇を避く。堡中に佛舎有り、尼孫深意、之に居り、妖術を以て衆を惑はし、事を言ひて頗る驗あり。遠近、之を信奉す。中山の人孫方簡及び弟行友、自ら深意の姪と言ひ、酒を飲み肉を食はず、深意に事ふること甚だ謹む。深意卒し、方簡嗣ぎて其術を行ひ、『深意・坐化す』と稱し、嚴飾して之に事ふること生けるが如し。其徒日に滋す。會、晉、契丹と好を絶ち、北邊の賦役煩重にして、寇盜充斥し、民、其業に安んぜず。方簡・行友、因つて郷里の豪健なる者を帥り、寺に據りて寨と爲し、以て自ら保す。契丹入寇するや、方簡、衆を帥りて邀へ撃ち、頗る其甲兵・牛馬・軍資を獲たり。人、家を挈へて往きて之に依る者、日に益。衆し。之を久しくして千餘家に至る。遂に群盜を爲す。吏の討つ所と爲らんことを懼れ、乃ち款を朝廷に歸す。朝廷も亦其の寇を禦ぐを資とし、東北招收指揮使に署す。方簡時に契丹の境に入りて鈔掠し、殺獲する所多し。既にして邀すること已まず。(四)朝廷、小しく其意に副はざれば、則ち寨を擧げて契丹に降り、郷道を爲して以て入寇せんと請ふ。時に河北大に饑ゑ、民の餓死する者、所在、萬を以て數ふ。兗・鄆・滄・貝の間、盜賊蜂起し、吏、禁する能はず。天雄節度使杜威、元隨軍將劉延翰を遣はし、馬を邊に市はしむ。方簡、之を執へ、契丹に獻す。延翰逃れ歸り、六

【三】狼山寨より東北のかた易州に至るまで八十里。東南のかた廣信軍の界に至る。

【四】邊境の上、姦民の此の如き者、特に孫方簡のみならず、唐人の謂はゆる兩面なり。

月壬戌、大梁に至りて言ふ、『方簡、中國の凶饑に乘じ、契丹を引きて入寇せんと欲す。宜しく之が備を爲すべし』と。

初め朔方節度使馮暉、靈武に在り、羌胡の心を得、馬を市ひ、昔年にして五千匹を得たり。朝廷、之を忌み、徙して邠州及び陝州に鎮し、入りて侍衛步軍都指揮使と爲し、河陽節度使を領せしむ。暉、朝廷の意を知り、靈武を離れしを悔ゆ。乃ち厚く馮玉・李彥韜に事へ、復た靈州に鎮せんことを求む。朝廷も亦、羌胡方に擾るるを以て、丙寅、復た暉を以て朔方節度使と爲し、關西の兵を將りて羌胡を撃たしめ、(五)威州の刺史藥元福を以て行營馬步軍都指揮使と爲す。

【五】威州は唐の安樂州なり。中世、吐蕃に沒す。大中三年、收復し、名を威州と改む。梁唐、之を棄つ。晉復た置く。後周改めて環州と爲す。今の甘肅省舊慶陽府の境に在るべし。

乙丑、定州言ふ、『契丹、兵を勸して境を壓す』と。詔して、天平節度使侍衛馬步都指揮使李守貞を以て北面行營都部署と爲し、義成節度使皇甫遇を之に副とし、彰德節度使張彥澤を馬軍都指揮使に充て、都虞候を兼ねしめ、義武節度使蘄人李殷を步軍都指揮使に充て、都排陳使を兼ねしめ、護聖指揮使臨清の王彥超・太原の白延遇を遣はし、部兵十營を以て邢州に誥らしむ。時に馬軍都指揮使鎮安節度使李彥韜、方に事をを用ひ、守貞を視ること蔑如たり。守貞が外に在りて爲す所、事、大小と無く、彥韜必ず之を知る。守貞、外は敬奉すと雖も、而も内は之を恨む。

初め(七)唐人既に建州に克ち、勝に乗じて福州を取らんと欲す。唐主、許さず。樞密使陳覺、自ら往きて李弘義に説かんと請ひ、「必ず入朝せしめん」といふ。宋齊丘、「覺、才辯あり、寸刃を煩はさずして坐ながら弘義を致す可し」と薦む。唐主乃ち弘義の母妻を拜し、皆、國夫人と爲し、四弟、皆、官を遷し、覺を以て福州宣諭使と爲し、(八)厚く弘義に金帛を賜ふ。弘義、其謀を知り、覺を見て辭色甚だ倨り、之を待つこと疎薄なり。覺、敢て入朝の事を言はずして還る。

秋七月、河、楊劉に決し、西して(九)莘縣に入り、廣さ四十里、朝城より北に流る。

幽州より來る者有り、言はく、「趙延壽、國に歸るに意有り」と。樞密使李崧・馮玉、之を信じ、天雄節度使杜威に命じ、書を延壽に致さしめ、具に朝旨を述べ、啖はすに厚利を以てす。涿州の軍將趙行實、嘗て延壽に事ふ。遣はして書を齎し、潛に往きて之に遺らしむ。延壽復書して言はく、「久しく異域に處り、中國に歸らんことを思ふ。乞ふ大軍を發して應接せよ。身を抜きて南に去らん」と。辭旨懇密なり。(一〇)朝廷、欣然として、復た行實を遣はし、延壽に詣り、與に期約を爲さしむ。八月、李守貞言はく、「契丹の千餘騎と、(一一)長城の北に遇ひ、轉鬪すること四十里、其酋帥解里を斬る。餘衆を擁して水に入り、溺死する者甚だ衆し」と。

【七】 去年八月、唐、建州に克つ。
 【八】 李弘義に啖はすに祿利を以てして之を誘致せんと欲す。
 【九】 莘縣は魏州の東に在り、朝城は魏州の東南に在り、相去ること四十里。
 【一〇】 晉人、是より、趙延壽の計中に墮つ。
 【一一】 長城。此れ戰國の時、燕の築く所の長城なり。涿州固安縣(今の京兆固安縣)の南に在り。

丁卯、李守貞に詔し、還りて澶州に屯せしむ。

帝既に契丹と好を絶ち、數、吐谷渾の酋長白承福を召して入朝せしめ、宴賜甚だ厚し。承福、帝に従ひ、契丹と澶州に戰ふ。又、張從恩と與に滑州に戍す。屬、歲大に熱す。其部落を遣はして太原に還り、嵐石の境に畜牧せしむ。部落多く法を犯す。劉知遠、縱捨する所無し。部落、朝廷の微弱なるを知り、且つ知遠の嚴なるを畏れ、相與に遁れて故地に歸らんと謀る。白可久といふ者有り、位、承福に亞ぐ。所部を帥る、先づ亡げて契丹に歸す。契丹用ひて雲州觀察使と爲し、以て承福を誘はしむ。知遠、郭威と謀りて曰はく、「今、天下、事多し。此屬を太原に置くは、乃ち腹心の疾なり。之を去るに如かず」と。承福は家甚だ富み、馬を飼ふに銀槽を用ふ。威、知遠に勸む、「之を誅し、其貨を收めて以て軍を贍はせ」と。知遠密に表す、「吐谷渾は反覆して保し難し。請ふ内地に遷さん」と。帝、使を遣はし、其部落千九百人を發し、分ちて河陽及び諸州に置かしむ。知遠、威を遣はし、承福等を誘ひ、入りて太原城中に居らしむ。因りて「承福等五族、叛を謀る」と誣ひ、兵を以て圍みて之を殺し、四百口を合はせ、其家貨を籍沒す。詔して、之を褒賞す。吐谷渾、是に由りて遂に微なり。濮州の刺史慕容彦超、法に違ひて科斂し。擅に官麥五百斛を取り、麴を造りて部民に賦與するに坐す。李彥韜素より彦超と隙有り、其事を發く。罪應に死すべし。彦韜、馮玉を趣し、之を殺さしむ。

劉知遠、上表して論救す。李松曰はく、「彦超の罪の如きは、今天下の藩侯皆之れ有り。若し其法を盡さば、恐らくは人人自ら安んぜざらん」と。甲戌、勅して、彦超の死を免し、官爵を削り、房州に流す。

唐の陳覺、福州より還り、(三) 劍州に至り、(四) 功無きを恥ぢ、詔を矯め、

侍衛官顧忠をして弘義を召して入朝せしめ、自ら權福州軍府事と稱し、擅に汀・建・撫・信の州兵及び戍卒を發し、建州監軍使馮延魯に命じ、之を將ゐて福州に趣き、弘義を迎へしむ。延魯先づ弘義に書を遣り、諭すに禍福を以てす。弘義復書し、戦はんと請ひ、樓船指揮使楊崇保を遣はし、(三) 州師を將ゐて之を拒がしむ。覺、劍州の刺史陳誨を以て、(三) 綠江戰棹指揮使と爲し、「福州は孤危なり。且夕、克つ可し」と表す。唐主、覺が命を専らにするを以て甚だ怒る。羣臣多く言ふ、「兵已に城下に傳く。中止す可からず。當に兵を發して之を助くべし」と。丁丑、覺、延魯、楊崇保を(三) 候官に敗る。戊寅、勝に乗じ、進みて福州の西關を攻む。弘義出で撃ちて大に之を破り、唐の左神威指揮使楊匡鄴を執ふ。唐主、(三) 永安節度使王崇文を以て東南面都招討使と爲し、漳泉安撫使譚諫大夫魏岑を以て東面監軍使と

【三】 慕容彦超は劉知遠の同産の弟なり、故に之を救ふ。

【四】 劍州は即ち股主王延政の置く所の鐔州なり。南唐既に建州に克ち、延平・建浦・富沙の三縣を分ちて劍州を置く。

【三】 蜀中にも亦劍州あるを以て、乃ち南の字を加へて南劍州と爲す。今の福建省建安道南平縣。

【四】 自ら、李弘義を説きて入朝せしめんと言ひ、致す能はざるを恥づるなり。

【五】 侍衛官は人主の左右に在りて直衛する者なり。

【六】 州師は一本には舟師に作る。

爲し、延魯を南面監軍使と爲し、兵に會して福州を攻めしめ、其外郭に克つ。弘義固く(三) 第二城を守る。

馮暉、兵を引きて(三) 旱海を過ぎ、(三) 輝德に至り、糗糧已に盡く。拓拔彦超の衆數萬、三陳と爲り、要路を扼し、水泉に據り、以て之を待つ。軍中大に懼る。暉、賂を以て和を彦超に求む。彦超、之を許す。且より日中に至るまで、使者往返すること數四、兵未だ解けず。藥元福曰はく、「虜我が飢渴せるを知り、陽りて和を許して以て我を困しむるのみ。若し暮に至らば則ち吾が輩、擒と成らん。今、虜衆しと雖も、精兵、多からず。西山に依りて陳する者是れなり。其餘の歩卒は、患と爲すに足らず。請ふ公、嚴陳して以て我を待て。我、精騎を以て、先づ西山の兵を犯さん。小しく勝たば則ち黃旗を擧げん。大軍、勢を合はせて之を撃たば、之を破らんこと必せり」と。乃ち騎を帥ゐて先づ進み、短兵を用ひて力戦す。彦超小しく却く。元福、黃旗を擧ぐ。暉、兵を引きて之に赴く。彦超大に敗る。明日、暉、靈州に入る。

九月、契丹三萬、河東に寇す。壬辰、劉知遠、之を陽武谷に敗る。斬首七千級。漢の劉思潮等既に死し、陳道庠、内、自ら安んぜず。特進鄧伸、之に漢紀を遺る。道庠、其故を

福州に至る、皆 大江なり、故に土人、亦、之を江と謂ふ。

【三】 候官縣は、福州の郭下に治す。

【四】 去年十月、唐、永安軍を劍州に置く。

【五】 第二城は、第二重の城なり。

【六】 威州より靈州旱海に抵るまで七百里。

【七】 輝德は地名、靈武の南に在り。

【八】 嚴陳は兵を嚴にし陳を整ふるなり。

【九】 陳道庠は、劉思潮等と同じく漢主弘度を弑せしものなり。劉思潮等を殺すこと、去年九月に見ゆ。

問ふ。伸曰はく、【三三】「恐獠、此書には韓信を誅し彭越を醢にするの事有り。宜しく審かに之を讀むべし」と。漢主、之を聞き、道庠及び伸を族す。

【三三】李弘義、自ら威武留後と稱し、名を弘達と更め、表を奉じて命を晉に請ふ。甲午、弘達を以て威武節度使・同平章事・知閩國事と爲す。

張彥澤・奏す、「契丹を定州の北に敗り、又、之を泰州に敗り、斬首二千級」と。

辛丑、福州の排陳使馬捷、唐の兵を引き、馬牧山より、寨を抜きて入り、善化門橋に至る。都指揮使丁彥貞、兵百人を以て之を拒ぐ。弘達退きて善化門を保つ。外城再重、皆、唐の兵の據る所と爲る。【三六】弘達、名を達と更め、使を遣はし表を奉じ臣と稱し、師を吳越に乞ふ。

楚王希範、帝の奢靡を好むを知り、屢、珍玩を以て獻と爲し、都元帥を求む。甲辰、希範を以て諸道兵馬都元帥と爲す。

丙辰、河、澶州の臨黃に決す。

契丹、瀛州の刺史劉延祚をして樂壽監軍王繼に書を遣らしめ、城を擧げて内附せんと請ひ、且つ云ふ、「城中の契丹の兵、千人に滿たず。乞ふ朝廷、輕兵を發して之を襲へ。己、内應を爲さん。又、今

【三五】 恐獠。恐は癡なり、獠は夷狄なり。

【三六】 李弘義は、本名仁達、弘義は唐の賜ふ所の名なり。既に唐に叛き、遂に其名を更む。

【三七】 弘達、名を達と改むるは、吳越主の名の上、弘に従ふを以て、之を避くるなり。

【三八】 臨黃。春秋には衛の河上の邑、後魏、臨黃縣を置く。唐には澶州に屬す。今の山東省東臨道觀城縣の東南。

秋、雨多く、瓦橋より以北、積水、際無し。契丹主已に牙帳に歸る。關南に變有るを聞くと雖も、地遠く水に阻てられ、救ふ能はざるなり」と。繼、天雄節度使兼中書令杜威と與に屢、奏す。【三九】「瀛莫、此に乗じて、取る可からん」と。深州の刺史慕容遷、瀛莫の圖を獻す。馮玉・李崧、信じて以て然りと爲し、【四〇】大兵を發して趙延壽及び延祚を迎へんと欲す。是より先、侍衛馬

步都指揮使天平節度使李守貞、數、兵を將ひて廣晉を過ぐ。杜威厚く之を待ら、金帛・甲兵を贈り、動もすれば萬を以て計る。守貞、是に由りて威と親善なり。守貞、入朝す。帝、之を勞うて曰はく、「聞く卿、將と爲り、常に私財を費し、以て戰士を賞すと。」對へて曰はく、「此れ皆杜威、忠を國に盡し、金帛を以て臣に資するなり。臣安んぞ敢て其美を掠有せんや」

と。因つて言はく、「陛下若し它日、兵を用ひば、臣願はくは威と力を戮はせ、以て沙漠を清めん」と。帝、是に由りて亦之を賢とす。將に北征せんとするに及び、帝、馮玉・李崧と議し、威を以て元帥と爲し、守貞を之に副とせんとす。趙瑩、私に馮李に謂つて曰はく、【四一】「杜令は國威にして、【四二】

貴きこと將相と爲り、而も欲する所未だ厭かず、心常に【四三】慊慊たり。豈に復た假すに兵權を以てす可けんや。必ず若し北方に事有らば、【四四】止だ守貞に任ずるの愈れりと爲すに若かざるなり」と。從はず。

後晉齊王開運三年

【三九】 瀛莫の二州は、管割きて契丹に屬す。瓦橋關の南に在り。
【四〇】 是より先、趙延壽、亦、款を通ずるを許す。
【四一】 魏州は廣晉府。
【四二】 國威とは公主に向するを謂ふ。
【四三】 位、將相を兼ね、大鎮に居り、中書令を兼ねれども、未だ欲する所に滿たざるなり。
【四四】 慊慊。不滿の意。
【四五】 杜威の心迹、趙瑩と雖も、猶ほ之を知る。

冬十月辛未、威を以て北面行營都招討使と爲し、守貞を以て兵馬都監と爲し、泰寧節度使安審琦を左
 右廂都指揮使と爲し、武寧節度使符彥卿を馬軍左廂都指揮使と爲し、義成節度使皇甫遇を馬軍右廂都
 指揮使と爲し、永清節度使梁漢璋を馬軍都排陳使と爲し、前の威勝節度使宋彥筠を步軍左廂都指揮使
 と爲し、奉國左廂都指揮使王饒を步軍右廂都指揮使と爲し、洺州團練使薛懷讓を先鋒都指揮使と爲す。
 仍ほ勅を下し、勝して曰はく、〔四六〕「専ら大軍を發し、往きて黠虜を平げ、
 先づ瀛莫を取り、關南を安定し、次に幽燕を復し、塞北を盪平せん」と。
 又曰はく、「虜主を擒獲する者有らば、上鎮節度使に除し、錢萬緡・絹萬匹・
 銀萬兩を賞せん」と。時に六月より積雨あり、是に至りて未だ止まず。軍
 行及び饋運する者甚だ艱苦す。

唐の漳州の將林贊堯、亂を作し、監軍使周承義を殺す。劍州の刺史陳誨、
 泉州の刺史留從效、兵を擧げて贊堯を逐ひ、泉州の裨將董思安を以て權に
 漳州に知たらしむ。唐主、思安を以て漳州的刺史と爲す。思安、辭するに父の名章なるを以てす。唐
 主、漳州を改めて南州と爲す。思安及び留從效に命じ、州兵を將る、會して福州を攻めしむ。庚辰、
 之を圍む。福州の〔四八〕使者、〔四九〕錢塘に至る。吳越王弘佐、諸將を召して之を謀る。皆曰はく、「道險遠
 にして救ひ難し」と。惟だ内都監使臨安の〔四九〕水丘昭券、以爲はく、「當に救ふべし」と。弘佐曰はく、

【四六】 胡三省曰はく、談何ぞ容
 易なる。晉の君臣、陽城の捷
 を恃み、契丹を輕視するの心
 有り。兵驕る者は敗る。古よ
 りして然りと。
 【四七】 使者は、兵を乞ふの使な
 り。
 【四八】 錢塘は吳越の國都。
 【四九】 水丘は復姓なり。

【五〇】 唇亡ぶれば齒寒し。吾、天下の元帥と爲り、會ち鄰道を救ふ能はずんば、將た安んぞ之を用ひん。
 諸君は但だ飽食安坐を樂しむか」と。壬午、統軍張筠・趙承泰を遣はし、兵三萬を將る、水陸より福
 州を救はしむ。是より先、兵を募るに、久しく應ずる者無し。弘佐、命じて之を糾さしめて曰はく、
 『糾されて兵と爲る者は、糧賜、半を減せん』と。明日、募に應ずる者雲の
 ごとく集まる。弘佐、昭券に命じ、専ら兵を用ふるを掌らしむ。〔五一〕昭券、
 程昭悦を憚り、兵を用ふる事を以て之に讓る。弘佐、昭悦に命じ、應援・饋
 運の事を掌らしめ、而して軍謀を以て元徳昭に委ぬ。徳昭は〔五二〕危仔倡の
 子なり。弘佐、鐵錢を鑄て以て將士の祿賜を益さんと議す。其弟牙内都
 虞候弘億諫めて曰はく、『鐵錢を鑄るは八害有り。新錢既に行はれなば、
〔五三〕舊錢皆流れて鄰國に入らん。一なり。吾が國に用ふ可くして、而も它國
 に用ふ可からざれば、則ち商賈、行かず、百貨、通せじ。二なり。銅禁至つ
 て嚴なるに、民猶ほ盜鑄せり。況んや家に鑄釜有り、野に〔五四〕鑄犂有るをや。
 法を犯すもの必ず多からん。三なり。〔五五〕閩人、鐵錢を鑄て亂亡せり。法と
 爲すに足らず。四なり。國用幸に豊なるに、而も〔五六〕自ら空乏を示す。五なり。祿賜、常有り。而るに
 故無くして之を益さば、以て厭く無きの心を啓かん。六なり。法は變ずれども、而も弊は遽に復す可

【五〇】 古語に多く之れ有り。
 【五一】 程昭悦、時に弘佐の寵任
 する所と爲る。故に水丘昭券
 憚りて之に讓る。
 【五二】 危仔倡は二百六十七卷梁
 の太祖開平三年に見ゆ。
 【五三】 舊錢は銅錢を謂ふ。
 【五四】 鑄は鍛なり。
 【五五】 閩、鐵錢を鑄ること、二
 百八十三卷天福七年及び前卷
 元年に見ゆ。
 【五六】 鄰國、之を聞かば、必ず
 將に國用空乏にして鐵錢を鑄
 ると以爲んとするを言ふ。

からず。七なり。錢は國の姓なり。之を易ふるは不祥なり。八なり」と。
弘佐乃ち止む。

杜威・李守貞、兵に廣晉に會して北行す。威屢(五)公主をして入りて奏し、兵を益さんことを請はしめ、曰はく、「今深く虜境に入る。必ず衆力に資る」と。是に由りて、(五)禁軍皆其麾下に在り、而して宿衛空虛なり。十一月丁酉、李守貞を以て權に幽州の行府の事に知たらしむ。己亥、杜威等、瀛州に至る。城門洞啓し、寂として人無きが若し。威等、敢て進まず。契丹の將高謨翰先づ已に兵を引き潜に出づと聞き、威、梁漢璋を遣はし、二千騎を將ゐて之を追はしむ。(漢)契丹に南陽務に遇ひ、敗れ死す。威等、之を聞き、兵を引き南す。時に東城等の數縣、降らんと請ふ。威等、其廬舍を焚き、其婦女を掠めて還る。

己酉、吳越の兵、福州に至り、(六)晉浦の南より、潜に州城に入る。唐の兵進みて東武門に據る。李達、吳越の兵と共に之を禦ぎ、利あらず。是より、内外斷絶し、城中益々危む。唐主、信州の刺史王建封を遣はし、助け福州を攻めしむ。時に王崇文、元帥たりと雖も、而も陳覺・馮延魯・魏忠、

【五】 李守貞、兵を引ききて杜威に魏州に會し、相與に北行す。
【五八】 公主とは、杜威の妻宋國長公主、帝の姑なり。

【五九】 胡三省曰はく、杜威の計は、即ち趙德鈞が范延光の軍を併せんと請ふの計なり。德鈞は請を得ずして、威は請を得るのみ。其志、非望を圖りて、國を敗り身を亡ぼすは、則ち一なりと。

【六〇】 東城は漢の東州縣、隋、東城と曰ふ。唐には瀛州に屬す。今の直隸省津海道河間縣の東北六十里。

【六一】 晉浦。晉は魚を捕る網なり。福州の人、此に就きて魚を罾す、因りて以て名を得たり。

【六二】 留從效は泉州に起り、黃紹顔を斬り、李弘通を破り、唐人、其威名を憚る。王建封は、本、唐の將たりと雖も、建州の先登の功を恃む。故に皆、僞強にして命を用ひず。

爭うて事を用ふ。(三)留從効・王建封、僞強にして命を用ひず、各功を爭ひ、進退、相應せず。是に由りて、將士皆解體す。故に城を攻むれども克たず。唐主、江州觀察使杜昌業を以て吏部尚書・(三)判省事と爲す。是より先、昌業、兵部尚書・判省事より、江州に出づ。還るに及びて簿籍を閲し、案を撫して歎じて曰はく、(四)「未だ數年ならざるに、耗する所の者半なり。」

其れ能く久しからんや」と。
契丹主、大舉して入寇し、易定より恆州に趣く。杜威等、(六)武強に至り、之を聞き、將に冀貝よりして南せんとす。彰德節度使張彥澤、時に恆州に在り、兵を引き之に會し、契丹の破る可きの狀を言ふ。威等復た恆州に趣き、彥澤を以て前鋒と爲す。甲寅、威等、(七)中度橋に至る。契丹已に橋に據る。彥澤、騎を帥ゐて之を争ふ。契丹、橋を焚きて退く。晉の兵、契丹と、溇沱を夾みて軍す。始め契丹、晉の軍の大に至るを見、又、橋を争うて勝たず、晉の軍、急に溇沱を渡り、恆州と勢を合はせて之を撃たんことを恐れ、兵を引き還らんと議す。晉の軍、壘を築きて持久の計を爲すと聞くに及び、(八)遂に去らず。

【三】 留從効は泉州に起り、黃紹顔を斬り、李弘通を破り、唐人、其威名を憚る。王建封は、本、唐の將たりと雖も、建州の先登の功を恃む。故に皆、僞強にして命を用ひず。

【四】 判省事は尙書省の事に判たり。

【五】 昌業の出入の間、未だ數年に及ばざるに、府庫の積、已に其半を耗す。

【六】 以て久しきを支ふる能はざるを言ふ。史、唐の府庫、兵を用ふるに耗するを言ふ。

【六二】 武強縣は、深州の西四十五里に在り。六國の時の武陴の地、趙に屬す。今の直隸省保定道武強縣。

【七】 中度橋。溇沱水、恆州の東南を逕、恆州の人、各、便に隨つて津渡の所を爲る、此れ中度と爲すは、上下流に各、度有ること明かなり。

【八】 晉の軍の敢て戦はざるを恐れ、兵を引き還らんと議す。晉の軍、壘を築きて持久の計を爲すと聞くに及び、遂に去らず。

蜀の施州の刺史田行阜・叛す。供奉官耿彦珣を遣はし、兵を將ゐて之を討たしむ。但だ日に相承迎し、酒を杜威、貴戚を以て上將と爲ると雖も、性懦怯、(五)偏裨皆節度使にして、威及び李守貞に説きて曰は置き樂を作し、軍事を議すること罕なり。磁州の刺史兼北面轉運使李穀、威及び李守貞に説きて曰はく、「今、大軍、恆州を去ること咫尺、煙火相望む。若し多く(六)三股木を以て水中に置き、其上に薪を積み土を布かば、橋、立ちどころに成る可し。密に城中に約し、火を擧げて相應せしめ、夜、(七)將士を募り、虜營を斫りて入り、表裏、勢を合はせば、虜必ず遁逃せん」と。諸將、皆、以て然りと爲す。獨り杜威、可かず、穀を遣はし、南して懷孟に至り、軍糧を督せしむ。契丹、大兵を以て、晉の軍の前に當り、潛に其將蕭翰・通事劉重進を遣はし、百騎及び羸卒を將ゐ、西山に竝うて晉の軍の後にいで、晉の糧道及び歸路を斷たしむ。樵采者、之に遇へば、盡く掠むる所と爲る。逸れ歸る者有れば、皆、虜衆の盛なるを稱す。軍中怛懼す。翰等、(八)欒城に至る。城中の戍兵千餘人、其の至るを覺らず、狼狽して之に降る。契丹、晉の民を獲、皆、其面に黥にして曰はく、「勅を奉じて・殺さす」と。之を縦ちて南に走らしむ。運夫、道に在りて之に遇ひ、皆車を棄てて驚き潰ゆ。翰は契丹主の舅なり。十二月丁巳朔、李穀、自ら書して密奏し、具に大軍の危急

【六】 李守貞より宋彦筠に至るまで皆節度使なり。

【七】 三股木。木三條を用ひて交股して之を縛し、其下、撐開して三と爲し、以て水中に置くに足る。

【八】 將士は一本に壯士に作る、勝れるに似たり。

【九】 欒城縣は漢の常山郡の開縣なり。後魏、欒城縣を置く。唐には恆州に屬す。州の南六十三里に在り。今の直隸省保定道欒城縣。

の勢を言ひ、「請ふ、車駕、滑州に幸し、(一)高行周・符彥卿を遣はして扈從せしめ、及び兵を發して瀆州・河陽を守らしめ、以て虜の奔衝に備へん」と。軍將關勳を遣はし、(二)馬を走らせて之を上らしむ。己未、(三)帝、始めて、大軍の・中度に屯するを聞く。是夕、關勳至る。庚申、杜威・奏して、兵を益さんと請ふ。詔して、悉く宮禁を守る者を發し、數百人を得、之に赴かしむ。又詔して、河北及び滑孟澤潞の芻糧、五十萬を發し、軍前に詣らしむ。督迫嚴急にして、所在鼎のごとく沸く。辛酉、威、又、從者張祚等を遣はし、來りて急を告ぐ。祚等還り、契丹の獲る所と爲る。是より、朝廷と軍前と、聲問、兩つながら・相通せず。時に宿衛の兵皆行營に在り、人心、慄慄として、計を爲すを知る莫し。開封の尹桑維翰、國家の危きこと旦夕に在るを以て、帝に見えて事を言はんことを求む。帝方に苑中に在りて鷹を調し、辭して見す。又、(四)執政に詣りて之を言ふ。執政、以て然りと爲さず。退きて所親に謂つて曰はく、(五)「晉氏、血食せざらん」と。帝、自ら將として北征せんと欲す。李彥韜諫めて止む。時に符彥卿、行營の職事に任ずと雖も、帝、之を留めて、荊州の口に戍せしむ。壬戌、詔して、歸德節度使高行

【一】 胡三省曰はく、高行周・符彥卿は一時の名將なり。滑澶及び河陽は、河津の要なり。晉主をして能く李穀の言を用ひしめば、安んぞ張祚澤が輕騎にて汴に入るの禍あらんやと。

【二】 馬を走らせて之を上るは、急報なり。

【三】 甲寅、杜威等、中度に至り、己未、大梁始めて之を聞く。

【四】 五十萬。東石の數を合はせて之を言ふ。

【五】 懷慄。おそれののくこと。

【六】 執政とは馬玉・李彥韜等をいふ。

【七】 晉必ず亡びて宗廟祀られざるをいふ。

周を以て北面都部署と爲し、彥卿を以て之に副とし、共に澶州に戌せしめ、西京留守景延廣を以て河陽に戌し、且つ形勢を張らしむ。奉國都指揮使王清、杜威に言つて曰はく、『今、大軍、恆州を去ること五里、此を守りて何をか爲さん。營孤にして食盡きは、勢將に自ら潰えんとす。請ふ歩卒二千を以て前鋒と爲し、橋を奪ひ道を開かん。公は諸軍を帥ゐて之に繼ぎ、恆州に入るを得ば、則ち憂無からん』と。威・許諾し、清と宋彥筠とを遣はして俱に進ましむ。清戰ふこと甚だ鋭し。契丹、支ふる能はず、勢小しく却く。諸將、大軍を以て之に繼がんと請ふ。威、許さず。彥筠、契丹の敗る所と爲り、水に浮び岸に抵り、免るるを得たり。清獨り麾下を帥ゐ、水北に陳して力戦し、互に殺傷有り。屢、救を威に請ふ。威、竟に一騎を遣はして之を助けず。清、其衆に謂つて曰はく、『上將、兵を握り、坐ながら吾が輩の困急を觀て・救はず、此れ必ず異志有らん。吾が輩當に死を以て國に報ゆべきのみ』と。衆、其言に感じ、退く者有る莫し。暮に至り、戰、息まず。契丹、新兵を以て之に繼ぐ。清及び士卒盡く死す。是に由りて、諸軍、皆、氣を奪はる。清は洺州の人なり。甲子、契丹遙に兵を以て晉の營を環らす。内外斷絶し、軍中、食且に盡きんとす。杜威、李守貞・宋彥筠と、契丹に降らんと謀る。威、潛に腹心を遣はし、契丹の牙帳に詣り、重賞を邀求せしむ。契丹主、之を給きて曰はく、『趙延壽は威望素より淺し。恐らくは中國に帝たる能はざらん。汝果して降らば、當に汝を以て之と爲すべし』と。威喜び、遂に降計を定む。丙寅、甲を伏して諸將を召し、降表を出して之に示し、名を署せしむ。

諸將・駭愕し、敢て言ふ者莫く、但だ唯唯として命を聽く。威、閻門使高勳を遣はし、齎して契丹に詣らしむ。契丹主、詔を賜ひ、之を慰納す。是日、威悉く軍士に命じ、出でて外に陳せしむ。軍士皆踴躍し、以爲へらく且に戰はんとすと。威親ら之に諭して曰はく、『今食盡き塗窮まる。當に汝が曹と共に生計を求むべし』と。因つて命じて甲を釋かしむ。(八〇) 軍士皆慟哭し、聲、原野に振ふ。威・守貞、仍つて衆中に於て揚言す、『主上、徳を失ひ、奸邪を信任し、己を猜忌す』と。聞く者、切齒せざる無し。契丹主、趙延壽を遣はし、赭袍を衣、晉の營に至り、士卒を慰撫せしめ、曰はく、『彼は皆汝の物なり』と。杜威以下、皆、馬前に迎へ謁す。亦、赭袍を以て威に衣せ、以て晉の軍に示す。其實は皆之に戲るのみ。威を以て太傅と爲し、李守貞を司徒と爲す。威、契丹主を引き、恆州城下に至り、順國節度使王周に諭すに、已に降るの狀を以てす。周も亦出で降る。戊辰、契丹主、恆州に入り、兵を遣はして代州を襲はしむ。刺史王暉、城を以て之に降る。是より先、契丹屢、易州を攻む。刺史郭璘、固く守りて之を拒ぐ。契丹主、城下を過ぐる毎に、指して歎じて曰はく、『吾能く天下を吞併す。而るに此人の扼する所と爲る』と。杜威既に降るに及び、契丹主、通事耿崇美を遣はし、易州に至り、其衆を誘諭せしむ。衆皆降る。璘、制する能はず、遂に崇美の殺す所と爲る。璘は邢州の人なり。義武節度使李殷・安國留後方太、皆、契丹に降る。契丹

【八〇】 史、晉の軍の心、皆、契丹に降るを欲せず、其帥に迫られて之に降るのみなるを言ふ。

【八一】 恆州より西北のかた代州に至るまで三百四十里。

主、孫方簡を以て義武節度使と爲し、(八三)麻答を安國節度使と爲し、客省副使馬崇祚を以て權に恆州の事に知たらしむ。契丹の翰林承旨吏部尚書張礪、契丹主に言つて曰はく、「今、(八四)大遼已に天下を得たり。中國の將相は、宜しく中國の人を用ひて之と爲すべし。宜しく北人及び左右近習を用ふべからず。苟くも政令乖失せば、則ち人心、服せじ。之を得と雖も、猶ほ將に之を失はんとす」と。契丹主、從はず。(八五)兵を引きて邢相より南す。杜威、降兵を將ゐて以て從ふ。張彥澤を遣はし、二千騎を將ゐ、先づ大梁を取り、且つ吏民を撫安せしめ、通事傅住兒を以て都監と爲す。杜威の降るや、皇甫遇、初め・謀に預らず。契丹主、遇を遣はして先づ兵を將ゐて大梁に入らしめんと欲す。遇・辭し、退きて所親に謂つて曰はく、「吾、位、將相と爲り、敗れて・死する能はず。復た其主を圖るに忍びんや」と。(八六)平棘に至り、從者に謂つて曰はく、「吾、食はざることを累日なり。何の面目ありて復た南行せんや」と。遂に吭を扼して死す。張彥澤、道を倍して疾驅し、夜、(八七)白馬津を渡る。壬申、帝始めて杜威等が降れるを聞く。是夕、又、彥澤が滑州に至れるを聞き、李崧・馮玉・李彥韜を召し、禁中に入りて事を計り、劉知遠に詔して兵を發して入り援けしめんと欲す。癸酉未明、彥澤、封丘門より、關を斬りて入る。李彥韜、禁兵五百を帥るて之に赴く。遇むる能

【八三】麻答は本名解里、阿保機の從子なり。

【八四】高祖の天福二年、契丹、國號を大遼と改むること、二百八十一卷に見ゆ。

【八五】契丹の兵、山に依りて南下し、以て晉に臨む。

【八六】平棘は漢の古縣、唐、趙州を帶ぶ。今の直隸省大名道趙縣。

【八七】張彥澤、灌孟に成兵有るを以て、故に白馬津より渡る。

はず。彥澤、兵を(八七)明德門外に頓む。城中大に擾る。帝、宮中に於て火を起し、自ら劍を攜へ、後宮十餘人を驅り、將に火に赴かんとす。親軍の將薛超の持する所と爲る。俄にして彥澤、(八八)寬仁門より、契丹主が太后に與ふる書を傳へて之を慰撫し、且つ桑維翰・景延廣を召す。帝乃ち命じて火を滅し、悉く宮城門を開かしむ。帝、苑中に坐し、后妃と相聚まりて泣く。翰林學士范質を召し、降表を草せしむ。自ら稱す、「孫男臣重貴、禍至り神惑ひ、運盡き天亡ぼす。今、太后及び妻馮氏と、族を擧げ、郊野に於て面縛して罪を待つ。次に男鎮寧節度使延煦・威信節度使延實を遣はし、(八九)國寶・金印三を奉じて出で迎へしむ」と。太后も亦上表して、「新婦李氏の妾」と稱す。傅住兒入りて契丹主の命を宣ぶ。帝、黃袍を脱し、素衫を服し、再拜して宣を受く。左右皆泣を掩ふ。帝、張彥澤を召さしめ、與に事を計らんと欲す。彥澤曰はく、「臣、面目の陛下を見る無し」と。帝復た之を召す。彥澤、微笑して・應へず。或るひと桑維翰に逃れ去らんことを勸む。維翰曰はく、「吾は大匠なり。逃れて將に安に之かんとする」と。坐して命を俟つ。彥澤、帝の命を以て維翰を召す。維翰、天街に至り、李崧に遇ひ、馬を駐めて語る。未だ畢らざるに、軍吏有り、馬前に於て維翰を揖し、(九〇)侍衛司に赴かしむ。維翰、免れざるを知り、

【八七】明德門。大梁の皇城の南門。

【八八】寬仁門。大梁の皇城の東門。

【八九】國寶は即ち高祖の天福三年、制する所の受命寶なり。

【九〇】宮城の正南門外の都街を天街と謂ふ。

【九一】揖して侍衛司に赴かしむるは、將に之を囚繫せんとするを示すなり。一に曰はく、時に張彥澤、侍衛司の署舎に處ると。

顧みて崧に謂つて曰はく、(五)「侍中、國に當り、今日國亡び、反つて維翰をして之に死せしむるは、何ぞや」と。崧、愧づる色有り。彦澤、踞坐して維翰を見る。維翰、之を責めて曰はく、「去年、公を罪人の中より抜き、復た大鎮を領せしめ、授くるに兵權を以てせり。何ぞ乃ち恩に負くこと此に至れる」と。彦澤、以て應ふる無し。兵を遣はして之を守らしむ。宣徽使孟承誨、素佞巧を以て帝に寵有り。是に至りて、帝、承誨を召し、之と謀らんと欲す。承誨、伏匿して至らず。張彦澤、捕へて之を殺す。彦澤、兵を縦ちて大に掠む。貧民、之に乗じ、亦争うて富室に入り、人を殺し、其貨を取る。二日にして方めて止む。都城之が爲めに一に空し。彦澤、居る所山積す。(六)自ら契丹に功有りと言ひ、晝夜、酒樂を以て自ら娛し、出入するに、騎從常に數百人、其旗幟、皆、「赤心、主の爲めにす」と題す。見る者、之を笑ふ。軍士、罪人を擒にして前に至れば、彦澤、犯す所を問はず、但だ目を瞋らし。(七)三指を豎つ。即ち驅り出し、其腰領を斷つ。彦澤素より閹門使高勳と協はず、醉に乗じて其家に至り、其叔父及び弟を殺し、諸を門首に尸す。士民、寒からずして慄ふ。中書舍人李濤、人に謂つて曰はく、「吾、其の溝瀆に逃れて而も免れざらんよりは、若かじ往きて之を見んには」と。乃ち刺を投じて彦澤に謁して曰はく、(八)「上書して太尉を殺さんと請へるの人李濤、謹みて來りて死を請ふ」と。彦澤、欣然

【五】 李崧の官は侍中たり。

【六】 張彦澤、自ら、疾驅して汴に入るを以て功と爲す。

【七】 三指は中指なり。示すに中指を以てするは、之を中斷するを言ふ。即ち腰斬なり。

【八】 李濤が張彦澤を殺さんと請ひしこと、二百八十三卷高祖の天福七年に見ゆ。

として之に接し、濤に謂つて曰はく、「舍人、今日懼るるか」と。濤曰はく、「濤が今日の懼は、亦猶ほ足下の昔年の懼のごときなり。曩に高祖をして濤の言を用ひしめば、事安んぞ此に至らん」と。彦澤大に笑ひ、酒を命じて之に飲ましむ。濤、滿を引きて去る。旁、人無きが若し。甲戌、張彦澤、帝を開封府に遷し、頃刻も留まるを得ざらしむ。宮中慟哭す。帝、太后・皇后と、肩輿に乗り、宮人宦者十餘人歩して従ふ。見る者流涕す。帝、悉く内庫の金珠を以て自ら隨ふ。彦澤、人をして之を諷して曰はしむ、「契丹主至らば、此物、匿す可からざるなり」と。帝、悉く之を歸し、亦分ちて以て彦澤に遺る。彦澤、其奇貨を擇び取り、而して其餘を封じて以て契丹を待つ。彦澤、控鶴指揮使李筠を遣はし、兵を以て帝を守らしむ。内外、通せず。帝の姑(九)烏氏公主、守門者に賂し、入りて帝と訣れ、(一〇)第に歸りて自ら經る。帝、太后と、契丹主に上る所の表章、皆、先づ彦澤に示し、然る後敢て發す。帝、内庫の帛數段を取らしむ。主者、與へずして曰はく、「此れ帝の物に非ざるなり」と。又、酒を(一一)李崧に求む。崧も亦辭するに它の故を以てし、進めず。又、李彦韜を見んと欲す。彦韜も亦辭して往かず。(一二)帝、惆悵すること之を久しくす。馮玉、張彦澤に佞し、自ら傳國寶を送らんことを求め、(一三)契丹の復た任用せんことを冀ふ。楚國夫人丁氏は、延煦の母なり、

【九】 李崧は一本には李筠に作る、是なるに似たり。

【一〇】 是時に當りて、晉朝の臣、已に出帝を視て路人と爲す。惆悵すと雖も亦何ぞ及ばん。

【一一】 亡國の臣、其識、此の如きに止まるのみ。

美色有り。彦澤、人をして之を取らしむ。太后、遲廻して未だ與へず。彦澤、詬習し、立ちどころに之を載せて去る。是夕、彦澤、桑維翰を殺す。帶を以て頸に加へ、契丹主に白し、其の自ら經るるを云ふ。契丹主曰はく、「吾、維翰を殺すに意無かりき。何爲れぞ是の如くなる」と。命じて厚く其家を撫せしむ。(一〇一) 高行周、符彦卿、皆、契丹の牙帳に詣りて降る。契丹主、(一〇二) 陽城の戦に彦卿の敗る所と爲りしを以て之を詰る。彦卿曰はく、「臣、當時惟だ晋主の爲めに力を竭すを知る。今日、死生惟だ命のままなり」と。(一〇三) 契丹主、笑つて之を釋す。己卯、延照、延寶、牙帳より還る。契丹主、帝に手詔を賜ひ、且つ解里を遣はして帝に謂つて曰はしむ、「孫、憂ふる勿れ。必ず汝をして噉飯の所有らしめん」と。帝の心稍安んじ、上表して恩を謝す。契丹、獻する所の傳國寶の。(一〇四) 追琢工に非ず。又、(一〇五) 前史と相應せざるを以て、其の眞に非ざるを疑ひ、詔書を以て帝を詰り、眞なる者を獻せしむ。帝、奏す、「頃に(一〇六) 王從珂自ら焚き、舊の傳國寶は、所在を知らず、必ず之と俱に燼けしならん。(一〇七) 此實は先帝の爲る所なり。羣臣備に知る。臣、今日焉ぞ敢て寶を匿さん」と。乃ち止む。帝、契丹主將に河を度らんとするを聞き、太后と與に前途に於て奉迎せんと欲す。張彦澤先づ之を奏す。契丹主、許さず。有司、又、帝をして壁を衝み

- 【一〇一】二人、皆、瀆州より來り降る。
- 【一〇二】陽城の戦は、前卷前年に見ゆ。
- 【一〇三】符彦卿、言直なり。契丹主、以て罪する無きなり。
- 【一〇四】追琢。追は雕るなり。雕琢なり。追は晋タイ。
- 【一〇五】傳國寶の文、前史に記する所と相應せざるなり。
- 【一〇六】事、二百八十卷高祖の天福元年に見ゆ。
- 【一〇七】事、二百八十卷天福三年に見ゆ。

羊を牽き、大臣をして櫬を輿し。郊外に迎へしめんと欲し、先づ儀注を具し、契丹主に白す。契丹主曰はく、「吾、奇兵を遣はし、直に大梁を取る。降を受くるに非ざるなり」と。亦、許さず。又、詔す、「晋の文武羣官、一切、故の如く、朝廷の制度、竝に(一〇八) 漢の禮を用ひん」と。有司、法駕を備へて契丹主を迎へんと欲す。契丹主、報じて曰はく、「吾、方に甲を擐し戎を總ぶ。(一〇九) 太常の儀衛は、未だ施すに暇あらざるなり」と。皆、之を却く。是より先、契丹主、相州に至り、即ち兵を遣はして河陽に趣き、景延廣を捕へしむ。延廣、蒼猝にして、逃れ伏する所無し。往きて契丹主に(一一〇) 封丘に見ゆ。契丹主、之を詰りて曰はく、「兩主が歡を失ふを致すは、皆汝の爲す所なり。十萬の横磨劍安にか在る」と。喬榮を召し、相辯證せしむ。事凡そ十條。延廣、初め、服せず。榮、(一一一) 紙に記する所の語を以て之に示す。乃ち服す。一事に服する毎に、輒ち一籌を授け、八籌に至る。延廣但だ面を以て地に伏し、死を請ふ。乃ち之を鎖す。丙戌晦、百官、(一一二) 封禪寺に宿す。

- 【一〇八】北方、中國を指して漢と謂ふ。
- 【一〇九】太常の儀衛を用ふるときは當に胡服を改めて華服すべし、故に未だ暇あらずと言ふ。
- 【一一〇】封丘縣は大梁の北六十里に在り。
- 【一一一】景延廣が其の言ふ所を記して以て喬榮に授くること、二百八十三卷天福八年に見ゆ。
- 【一一二】封禪寺は大梁城の東に在り。宿して契丹主を迎ふるなり。

卷の第二百八十六

後漢紀一

高祖睿文聖武昭肅孝皇帝上

(三) 天福十二年、春正月丁亥朔、百官遙に晉主に、城北に辭し、乃ち素服紗帽に易へ、契丹主を迎

へ、路の側に伏して罪を請ふ。契丹主、貂帽・

貂裘・衷甲にして、馬を高阜に駐め、命じて起ち

て服を改めしめ、之を撫慰す。左衛上將軍安

叔千、獨り班を出でて、胡語す。契丹主曰はく、

「汝は、安沒字なるか。汝、昔、邢州に鎮すると

き、已に累表して誠を輸せり。我、忘れざるな

り」と。叔千、拜謝し、呼躍して退く。晉主、太后已下と、封丘門外に迎ふ。契丹主、辭して見ず。

契丹主、門に入る。民皆驚呼して走る。契丹主、城樓に登り、通事を遣はして之に諭して曰はしむ、

後漢高祖睿文聖武昭肅孝皇帝天福十二年

三四五

【一】高祖。姓は劉、名は知遠、

乾祐元年、名を高と更む。其

先は沙陀部の人なり。

【二】天福十二年。漢復た天福

を以て年を紀す。西紀九四七

年。

【三】城北は大梁城の北。

【四】安叔千は、沙陀部落の

種なり。故に胡語に習ふ。

【五】安沒字。安叔千、狀貌堂

堂として、而も文字に通ぜず、

爲す所鄙陋なり。人、之を沒

字碑といふ。

【六】呼躍。蓋し夷禮、猶ほ華

人の舞蹈のごとし。

「我も亦人なり。汝が曹、懼るる勿れ。會ず當に汝が曹をして蘇息せしむべし。我、南に來るに心無かりき。漢の兵、我を引きて此に至れるのみ」と。明德門に至り、馬を下りて拜し、而る後宮に入る。其樞密副使劉密を以て開封の尹の事を權せしむ。日暮れ、契丹主、復た出でて赤岡に屯す。

戊子、(一〇)鄭州防禦使楊承勳を執へ、大梁に至る。責むるに父を殺し契丹に叛きしを以てし、左右に命じ、之を饗食せしむ。未だ幾くならずして、其弟右羽林將軍承信を以て平盧節度使と爲し、(一一)悉く其父の舊兵を以て之に授く。

高勳、(一二)張彥澤が其家人を殺ししを契丹主に訴ふ。契丹主も亦、彥澤が京城を剽掠せしを怒り、傅住兒を并せて之を鎖す。彥澤の罪を以て百官に宣示し、應に死すべきや否やを問ふ。皆言ふ、「應に死すべし」と。百姓も亦牒を投じ、争うて彥澤の罪を疏す。己丑、彥澤・住兒を北市に斬り、仍ほ高勳に命じて刑を監せしむ。彥澤が前に殺す所の士大夫の子孫、皆(一四)經杖して號哭し、隨つて詈晉し、杖を以て之を扑つ。勳、命じて腕を斷ちて鎖

より出し、其心を割きて以て死者を祭らしむ。市人争うて其腦を破りて髓を取り、其肉を饗して之を食ふ。

契丹、景延廣を送りて其國に歸す。庚寅、(一五)陳橋に宿す。夜、守者の稍怠るを伺ひ、吭を扼して死す。

辛卯、契丹、晉主を以て負義侯と爲し、(一六)黃龍府に置く。黃龍府は即ち慕容氏の和龍城なり。契丹主、李太后に謂はしめて曰はく、「聞く、重貴、母の命を用ひず、以て此に至れりと。自ら便にするを求む可し。與に俱に行く勿れ」と。太后曰はく、「重貴、妾に事ふること甚だ謹めり。失する所の者は、先君の志に違ひ、兩國の歡を絶ちしのみ。今幸に大恩を蒙り、生を全うし家を保つ。母、子に隨はずんば、何所にか歸せんと欲する」と。癸巳、契丹、晉主及び其家人を封禪寺に遷し、(一七)大同節度使兼侍中、河内の崔延勳を遣はし、兵を以て之を守らしむ。契丹主、數使を遣はして存問す。晉主、使至ると聞く毎に、家を擧げて憂へ恐る。時に雨雪、(一八)旬を連ね、外に(一九)供億無く、上下凍餒す。太后、人をして寺僧に謂つて曰はしむ、「虜意、測り難し。敢て食に於て、僧數萬を飯せり。今日獨り一人の相念ふ無きか」と。僧・辭するに、「虜意、測り難し。敢て食

後漢高祖睿文聖武昭肅孝皇帝天福十二年

【七】漢の兵云。罪を杜威等に歸するなり。

【八】先づ京尹を易置し、以て華人を彈壓す。

【九】人心未だ一ならざるを懼れ、未だ敢て城中に居らず。

【一〇】楊承勳が父を囚へて以て晉に降ること、二百八十四卷齊王の開運元年に見ゆ。

【一一】既に之に授くるに其父の舊兵を以てし、復た之に授くるに其父の舊兵を以てす。

【一二】張彥澤が高勳の家を殺せること前卷前年に見ゆ。勳は杜威の爲めに降表を奉ぜし者なり。先に已に契丹主に親しまる、故に其事を訴ふるを得。

【一三】彥澤が剽掠すること、亦、前卷前年に見ゆ。傅住兒は彥澤の軍を監する者なり。

【一四】親の喪ある者は經杖す。

【一五】九域志に、開封府浚儀縣に陳橋鎮ありと。

【一六】黃龍府は、今の奉天開原以北、及び吉林の全境、内蒙古の東北境、皆、其轄地なり。

【一七】和龍は今の熱河朝陽縣治。

【一八】此れ契丹の授くる所の官なり。

【一九】崔延勳は河内の人、少きとき虜に陷る。

【二〇】旬。十日をいふ。

【二一】供億は猶ほ供儀のごとし。億は度るなり。其の須ふる所の物を料度し、多少に隨つて之を供し、以て其乏を待つなり。

を獻せず」といふを以てす。晉主陰に守者に祈り、乃ち稍食を得たり。是日、契丹主、赤岡より、兵を引きて、宮に入り、都城の諸門及び宮禁門、皆、契丹を以て守衛せしめ、晝夜、兵仗を釋てす。犬を門に磔し、竿を以て羊皮を庭に懸け、厭勝を爲す。契丹主、(晉)羣臣に謂つて曰はく、「今より、甲兵を修めず、戰馬を市はず、賦を軽くし役を省かば、天下太平ならん」と。東京を廢し、開封府を降して汴州と爲し、尹を防禦使と爲す。乙未、契丹主、服を中國の衣冠に改め、百官起居すること、皆、舊制の如し。趙延壽、張礪、共に李崧の才を薦む。會、威勝節度使馮道、鄧州より入朝す。契丹主、素より二人の名を聞き、皆、之を禮重す。未だ幾くならず、崧を以て太子太師と爲し、樞密使に充て、道を守太傅とし、樞密院に於て祇候せしめ、以て顧問に備ふ。契丹主、使者を分遣し、詔書を以て晉の藩鎮に賜ふ。晉の藩鎮、争うて上表して臣と稱し、召を被る者、奔馳して至らざるは無し。惟だ彰義節度使史匡威、涇州に據り、命を受けず。匡威は、(西)建瑋の子なり。雄武節度使何重建、契丹の使者を斬り、秦階・成の三州を以て蜀に降る。初め、(三)杜重威、既に晉の軍を以て契丹に降るや、契丹主、悉く其鎧仗數百萬を收めて恆州に貯へ、馬數萬を驅りて其國に歸り、重威を遣はし、其衆を將ぬ、己に従つて南せしむ。河に及び、契丹主、晉の兵の衆きを以て、其の變を爲さんことを

【三】 宮は晉の宮なり。

【三】 變あらんことを懼るるなり。

【三】 史建瑋、晉王克用に事へ、以て莊宗に及び、皆、戰功あり。

【三】 重威、初め晉王重貴の名を避け、重を去り、單に威と名づく。晉既に亡び、重威、即ち舊名に復す。

恐れ、悉く胡騎を以て擁して之を河流に納れんと欲す。或るひと諫めて曰はく、「晉の兵、它所に在る者、尙は多し。彼、降る者、盡く死すと聞かば、必ず皆命を拒まん。若かじ、且く之を撫し、徐るに其策を思はんには」と。契丹主乃ち重威をして其衆を以て陳橋に屯せしむ。會、久しく雪ふり、官、給する所無く、士卒凍餒し、咸重威を怨み、相聚まりて泣く。重威、出づる毎に、道傍の人皆之を罵る。契丹主、猶ほ晉の兵を誅せんと欲す。趙延壽、契丹主に言つて曰はく、(三)「皇帝、親ら矢石を冒し、以て晉國を取れり。自ら之を有たんと欲するか、將た它人の爲めに之を取るか」と。契丹主、色を變じて曰はく、「朕、國を擧げて南征し、(三)五年、甲を解かず、僅に能く之を得たり。(二)豈に它人の爲めにせんや」と。延壽曰はく、「晉國、南に唐有り、西に蜀有り、常に仇敵と爲る。皇帝亦之を知るか」と。曰はく、「之を知る」と。延壽曰はく、「晉國、東は沂密より、西は秦鳳に及びまで、延袤數千里、吳蜀に邊し、常に兵を以て之に成す。南方は暑濕にして、(三)上國の人、居る能はざるなり。它日、車駕北に歸り、晉國の此の如きの大なるを以て、兵の之を守る無くば、吳蜀必ず相與に虚に乗じて入寇せん。此の如くならば、豈に它人の爲めに之を取らざるや」と。契丹主曰はく、「我、知らざるなり。然らば則ち奈何せん」と。延壽曰はく、「陳橋の降

【二】 趙延壽の志は、中國に帝たるに在り。此言を以て契丹主の意を覗ふ。特に晉の兵の爲めに發するにあらざるなり。

【三】 天福八年、契丹始めて晉を攻め、是に至るまで五年。

【二】 趙延壽、契丹主の此言を聞き、以て望を絶つ可し。

【三】 時に邊方の割據する者、中原を謂つて上國と爲す。晉、契丹を奉じ、又、契丹を稱して上國と爲す。

卒、分ちて以て南邊に成せしむ可し。則ち吳蜀、患を爲す能はざらん」と。契丹主曰はく、「吾、昔、上黨に在るとき、斷割を失し、悉く唐の兵を以て晉に授く。既にして返つて寇讐と爲り、北に向つて吾と戦ふ。辛勤すること年を累ね、僅に能く之に勝てり。今幸に吾が手に入る。此時に因りて悉く之を除かず、豈に復た留めて以て後患と爲す可けんや」と。延壽曰はく、「曩に晉の兵を河南に留め、其妻子を質とせず、故に此憂有り。今若し悉く其家を恆・定・雲・朔の間に徙し、每歲、番を分ち、南邊に成せしめば、何ぞ其の變を爲すを憂へんや。此れ上策なり」と。契丹主悦びて曰はく、「善し。惟だ大王の以て之を處する所のままにせん」と。是に由りて、陳橋の兵、始めて免るを得。分遣して營に還らしむ。

契丹主、右金吾衛大將軍李彥紳・宦者秦繼旻を殺す。其の唐の潞王の爲めに、東丹王を殺ししを以ての故なり。其家族貲財を以て、東丹王の子永康王兀欲に賜ふ。兀欲、一目眇たり。人と爲り雄健にして施を好む。癸卯、晉主、李太后・安太妃・馮后及び弟・睿・子延煦・延實と、俱に北に遷る。後宮・左右、從ふ者百餘人なり。契丹、三百騎を遣はして之を援送せしむ。又、晉の中書令趙瑩・樞密使馮玉・馬軍都指揮使李彥韜を遣はし、之と俱にせしむ。晉主、塗に在り、供饋、繼がず。或は時に太后と俱に食を絶つ。

- 【三〇】 事、二百八十卷晉の高祖の天福元年に見ゆ。
- 【三一】 契丹、趙延壽を封じて燕王と爲す、故に之を稱して大王と爲す。
- 【三二】 東丹王を殺すこと、二百八十卷晉の高祖天福元年、唐の潞王の清泰三年に見ゆ。
- 【三三】 兀欲始めて此に見ゆ。
- 【三四】 援送とは、其行を送りて以て防援と爲すなり。

舊臣、敢て進諫する者無し。獨り磁州の刺史李穀、路に迎へ謁し、相對して泣下る。穀曰はく、「臣、無狀にして陛下に負く」と。因りて貲を傾けて以て獻す。晉主、中度橋に至り、杜重威の寨を見、歎じて曰はく、「天なるか。吾が家何を負きて、此賊の破る所と爲る」と。慟哭して去る。

癸丑、蜀主、左千牛衛上將軍李繼勳を以て秦州宣慰使と爲す。

契丹主、前の燕京留守劉晞を以て西京留守と爲し、永康王兀欲の弟留珪を義成節度使と爲し、兀欲の姉婿潘津燃を横海節度使と爲し、趙延壽の子匡贊を護國節度使と爲し、漢の將張彥超を雄武節度使と爲し、史侗を彰義節度使と爲し、客省副使劉晏僧を忠武節度使と爲し、前の護國節度使侯益を鳳翔節度使・權知鳳翔府事と爲し、焦繼勳を保大節度使と爲す。晞は涿州の人なり。既にして何重建、蜀に付き、史匡威、代を受けず。契丹の勢、稍沮む。

晉昌節度使趙在禮、入朝す。其裨將の・長安に留まる者、亂を作す。節度副使建の人李肅、討ちて之を誅す。軍府、以て安し。

晉主の、契丹を絶つや、匡國節度使劉繼勳、宣徽北院使と爲り、頗る其謀に豫る。契丹主、汴

- 【三五】 晉の時に於て、通國上下、皆、杜重威の用ふ可からざるを知る。乃ち衆に違ひて之を用ひ、以て國を亡ぼすを致せり。
- 【三六】 蜀、何重建が降りしを以て、使を遣はして之を宣慰す。
- 【三七】 趙匡贊、後、河中を以て漢に歸す。
- 【三八】 侯益、後、鳳翔を以て漢に歸す。
- 【三九】 秦州、蜀に付き、張彥超、詣る所無し。
- 【四〇】 史匡威、涇州に據り、以て史侗を拒む。
- 【四一】 長安より大梁に入朝す。
- 【四二】 事、二百八十三卷晉の高祖の天福七年に見ゆ。

に入るや、繼勳入朝す。契丹主、之を責む。時に馮道、殿上に在り、繼勳、急に道を指して曰はく、「馮道、首相と爲り、景延廣と與に、實に此謀を爲せり。臣は位卑し。何ぞ敢て言を發せん」と。契丹主曰はく、「此叟は事を多くする者に非ず。妄に之を引く勿れ」と。命じて繼勳を鎖せしめ、將に黃龍府に送らんとす。趙在禮、洛陽に至り、人に謂つて曰はく、「契丹主嘗て言ふ、(四)「莊宗の亂は、私の致す所に由る」と。我が此行、良に憂ふ可し」と。契丹(主)、契丹の將述軌・奚王拽刺・勃海の將高謨翰を遣はし、洛陽に成せしむ。在禮入謁し、庭下に拜す。拽刺等、皆、踞坐して之を受く。乙卯、在禮、鄭州に至り、繼勳が鎖せらるるを聞き、大に驚き、夜自ら馬櫪の間に經る。契丹主、在禮が死せるを聞き、乃ち繼勳を釋す。繼勳、憂憤して卒す。劉晞、契丹に在り、嘗て樞密使・同平章事と爲る。洛陽に至り、奚王を訴りて曰はく、「趙在禮は漢家の大臣なり。爾は北方の一會長なるのみ。安んぞ之を慢ること此の如きを得ん」と。庭下に立たせて以て之を挫く。是に由りて洛の人稍安んず。契丹主廣く四方の貢獻を受け、大に酒を縱にし樂を作し、毎に晉の臣に謂つて曰はく、「中國の事は、我皆之を知る。吾が國の事は、汝が曹、知らざるなり」と。趙延壽、上國の兵に糜食を給せんと請ふ。契丹主曰はく、「吾が國には此法無し」と。乃ち胡騎を縱ちて四出し、馬

- 【三】 長安より東のかた洛陽に至るまで八百五十里。
- 【四】 皇甫暉の亂を謂ふなり。
- 【五】 二百七十四卷唐の明宗の天成七年、莊宗の同光四年に見ゆ。
- 【六】 契丹の將と書し、以て漢の將と勃海の將とに別つ。
- 【七】 洛陽より東のかた鄭州に至るまで二百六十里。
- 【八】 櫪は馬棧なり。

を牧するを以て名と爲し、番を分ちて剽掠せしむ。之を打草穀と謂ふ。丁壯は鋒刃に斃れ、老弱は溝壑に委し、(四)東西兩畿より、鄭・滑・曹・濮に及ぶまで、數百里の間、財畜殆ど盡く。契丹主、判三司劉昫に謂つて曰はく、「契丹の兵三十萬、既に晉國を平ぐ。應有優賜は、速かに宜しく營辦すべし」と。時に府庫空しく竭き、昫、出づる所を知らず、(五)都城の士民の錢帛を括借せんと請ふ。將相より以下、皆、免れず。又、使者數十人を分遣し、諸州に詣りて括借せしめ、皆迫るに嚴誅を以てす。人、生を聊んせず。其實は頒給する所無し。皆、之を内庫に蓄へ、輦して其國に歸らんと欲す。是に於て内外怨み憤り、始めて契丹を患苦し、皆、之を逐はんと思ふ。

初め晉主、河東節度使中書令北平王劉知遠と相猜忌し、(五)以て北面行營都統と爲すと雖も、徒らに尊ぶに虛名を以てするのみにして、諸軍の進止は、實に預り聞くを得ず。知遠、之に因りて(五)廣く士卒を募る。(五)陽城の戰に、諸軍の散卒、之に歸する者數千人。又、(五)吐谷渾の財畜を得たり。是に由りて、河東の富彊なること諸鎮に冠たり。步騎、五萬人に至る。晉主、契丹と怨を結ぶや、知遠、其の必ず危からんことを知る。而れども未だ嘗て論陳せず。契丹屢

- 【四】 大梁の屬縣を東畿と爲し、洛陽の屬縣を西畿と爲す。此れ唐の制なり。唐の制、兩京、赤縣を除くの外、餘の屬縣を畿縣と爲す。
- 【五】 鄭滑曹濮は、皆、大梁の傍郡なり。
- 【六】 都城。大梁の都城なり。
- 【七】 事、二百八十四卷晉の齊王開運元年に見ゆ。
- 【八】 天福八年、齊王が契丹と隙を構ふるの初、劉知遠已に奏して兵を募る。事、二百八十三卷に見ゆ。
- 【九】 陽城の戰は、二百八十四卷晉の齊王開運二年に見ゆ。
- 【十】 事、亦、開運二年に見ゆ。

深く入れども、知遠初め、遼へ遮り入り援くるの志無し。契丹が汴に入るを聞くに及び、知遠、兵を分ちて四境を守り、以て侵軼を防ぎ、客將、安陽の王峻を遣はし、三表を奉じて契丹主に諂らしめ、一は、汴に入るを賀し、二は、「太原は夷夏雜居し、戍兵の聚まる所なり。未だ敢て鎮を離れず」といふを以てし、三は、「應有貢物は、契丹の將劉九一の軍士門より西に入り、南川に屯するに値ひ、城中憂へ懼る。此軍を召還し、道路始めて通するを俟ち、以て入貢す可し」といふを以てす。契丹主、詔を賜うて褒美し、及び進畫し、親ら兒の字を知遠の姓名の上に加へ、仍ほ賜ふに、木柶を以てす。胡の法に、大臣を優禮すれば、則ち之を賜ふこと、漢の几杖を賜ふの比の如し。惟だ偉王、叔父の尊を以て之を得たり。知遠、又、北都副留守太原の白文珂を遣はし、入りて奇繪・名馬を獻す。契丹主、知遠が觀望して、至らざるを知り、文珂還るに及び、知遠に謂つて曰はしむ、「汝、南朝に事へず、又、北朝に事へず。意、何の俟つ所を欲するか」と。蕃漢孔目官郭威、知遠に言つて曰はく、「虜、我を恨むること深し」と。王峻言はく、「契丹、貧殘にして、人心を失ふ。必ず、久しく中國を有つ能はざらん」と。或るひと知遠に兵を擧げて進取せんことを勸む。知遠曰はく、「兵を用ふるには緩有り急有り。當に時に隨つて宜しきを制すべし。今、契丹、新に晉の兵十萬を降し、京邑に虎據し、未だ它的變有ら

【五五】 既に、險要に據りて以て契丹の兵を遼へ遮る無く、又、兵を遣はして入り援けざるなり。
 【五六】 安陽。今の河南省河北道安陽縣。
 【五七】 南川。晉陽城南の地を謂ふ。
 【五八】 柶。老人の拄杖なり。

す。豈に輕しく動く可けんや。且つ其の利する所を觀るに、貨財に止まる。貨財既に足らば、必ず將に北に去らんとす。況んや氷雪已に消え、勢、久しく留まり難し。宜しく其の去るを待ちて然る後之を取るべし。以て萬全なる可し」と。昭義節度使張從恩、地の懷洛に迫るを以て、入りて契丹にて、安んぞ敢て天下の大に抗せんや。君宜しく先づ行くべし。我當に繼ぎて往くべし」と。從恩、以て然りと爲す。判官高防諫めて曰はく、「公は晉室の懿親なり。輕しく臣節を變ず可からず」と。從恩、從はず。左驍衛大將軍王守恩、從恩と姻家にして、時に上黨に在り。從恩、副使趙行遷を以て留後に知たらしめ、守恩に牒し、巡檢使を權せしめ、高防と與に之を佐けしむ。守恩は、建立の子なり。

【五九】 昭義は潞州に治す。潞州より澤州に至り、又、懷州に至り、河を度れば洛州河南府なり。潞州より洛州に至るまで四百七十里。
 【六〇】 晉の少帝の前妃張氏、天福八年、進みて皇后に冊せらる。張從恩は蓋し後の族なり。
 【六一】 副使。節度副使なり。
 【六二】 王建立、唐の明宗に事へて親任せられ、及び晉の高祖に事ふ。
 【六三】 張易は北人にして江南に仕ふ。

荆南節度使高從誨、使を遣はして契丹に入貢す。契丹、使を遣はし、馬を以て之に賜ふ。從誨も亦使を遣はし、河東に詣りて勸進す。唐主、齊王景遂を立てて皇太弟と爲し、燕王景達を徙して齊王と爲し、諸道兵馬元帥を領せしめ、南昌王弘冀を徙して燕王と爲し、之が副と爲す。景遂嘗て宮僚と燕集す。贊善大夫元城の張易、規諫する所有り。景遂方に客と玉杯を傳玩し、之を顧みず。易怒りて曰は

く、「殿下、寶を重んじて士を輕んず」と。玉杯を取り地に抵ちて之を碎く。衆、皆、色を失ふ。(五)

景遂、容を斂めて之を謝し、易を待つこと益、厚し。景達、性剛直なり。唐主、宗室・近臣と飲むや、馮延己・延魯・魏岑・陳覺の輩、傾諂の態を極め、或は酒に乗じて喧笑す。景達屢、之を訶責し、復た極言して唐主を諫むるに、宜しく佞臣を親近すべからざるを以てす。延己、二弟の立つは己の意に非ざるを以て、虚言を以て之を德せんと欲し、嘗て東宮に宴するとき、陽り酔うて景達の背を撫して曰はく、「爾、我を忘る可からず」と。景達大に怒り、衣を拂つて禁中に入り、唐主に白し、之を斬らんと請ふ。唐主、諭解して乃ち止む。張易、景達に謂つて曰はく、「羣小の交構するは、禍福の繫る所なり。殿下の力、未だ去る能はず、數、之を面折す。彼をして懼れて備を爲さしめば、何の至らざる所あらん」と。是より、遊宴する毎に、景達多く疾と辭して、預らず。唐主、使を遣はし、契丹に晉を滅ぼせるを賀し、且つ(六)長安に詣りて諸陵を修復せんと請ふ。

契丹、許さずして、使を遣はして之に報ず。晉の密州の刺史皇甫暉・棧州の刺史王建、皆、契丹を避け、衆を帥りて唐に奔る。淮北の賊帥、多く命を唐に請ふ。(七)唐の虞部員外郎韓熙載、上疏して以爲はく、「陛下、祖業を恢復するは、今や其時なり。若し虜主北に歸り、中原、主有らば、則ち未だ圖り易からざるなり」と。時に方に兵を福州に連ね、未だ北顧に暇あらず。唐人、皆、以て恨と爲す。唐主も亦之を悔ゆ。

【六】 景達が善に遷り士を敬するも、亦、能くし難きなり。

【七】 唐末の喪亂に、諸陵多く發掘せらる。南唐、自ら、唐の緒を纂ぐと謂ふ、故に修復せんと請ふなり。

【八】 胡三省曰はく、韓熙載、中原を定むるを以て自ら期し、僅に此疏を見るのみ。古より以來、大言多く、成事少き者、何ぞ數ふるに勝ふ可けんやと。

契丹主、晉の百官を召し、悉く庭に集め、問うて曰はく、「吾が國は廣大にして、方、數萬里、君長二十七人有り。今、中國の俗は、吾が國に異なり。吾、一人を擇びて之に君とせんと欲す。如何」と。皆曰はく、(八)「天に二日無し。夷夏の心、皆、皇帝を推戴せんことを願ふ」と。是の如くする者再び、契丹主乃ち曰はく、「汝が曹、既に我を君とせんと欲す。今茲に行ふ所、何事をか先と爲さん」と。對へて曰はく、「王者初めて天下を有てば、應に大赦すべし」と。二月丁巳朔、契丹主、通天冠・絳紗袍を服し、正殿に登り、樂懸・儀衛を庭に設け、百官朝賀す。華人は皆法服し、胡人は仍ほ胡服し、(九)文武班の中間に立つ。制を下して、大遼の會同十年と稱し、大赦す。仍ほ云はく、「今より、節度使・刺史、牙兵を置き戰馬を市ふを得る母れ」と。趙延壽、契丹主が約に負くを以て、心怏怏たり。李崧をして契丹主に言つて曰はしむ、「漢の天子は敢て望まざる所なり。乞ふ皇太子と爲せ」と。崧、已むを得ず、爲めに之を言ふ。契丹主曰はく、「我、燕王に於て、吾が肉を割くと雖も、燕王に用有らば、吾、愛む所無し。然れども吾聞く、皇太子は、當に天子の兒を以て之と爲すべしと。豈に燕王の爲る可き所ならんや」と。因りて燕王の爲めに官を遷さしむ。時に契丹、恆州を以て中京と爲す。翰林承旨張礪、奏して燕

【九】 孟子に孔子の言を引く。

【一〇】 文官は東に班し、武官は西に班し、胡人は中間に立つ。

王を中京留守・大丞相・錄尚書事・都督中外諸軍事に擬し、樞密使は故の如し。契丹主、筆を取り、錄尚書事・都督中外諸軍事を塗去し、而して之を行ふ。

壬戌、蜀の李繼勳、興州の刺史劉景と與に、固鎮を攻め、之を抜く。何重建、蜀の兵を出し、階成の兵と共に散關を扼し、以て鳳州を取らんと請ふ。丙寅、蜀主、山南の兵三千七百を發して之に赴かしむ。

劉知遠、何重建が蜀に降るを聞き、歎じて曰はく、「戎狄憑陵し、中原、主無く、藩鎮をして外附せしむ。吾、方伯と爲り、良に愧づ可きなり」と。是に於て、將佐、知遠に勸む、「尊號を稱し、以て四方に號令し、諸侯の去就を觀よ」と。知遠、許さず。晉主の北に遷るを聞き、「兵を井陘に出して迎へて晉陽に歸さんと欲す」と聲言す。丁卯、武節都指揮使、榮澤の史弘肇に命じ、諸軍を魏場に集め、告ぐるに軍を出すの期を以てせしむ。軍士皆曰はく、「今、契丹、京城を陥れ、天子を執へ、天下、主無し。天下に主たる者は、我が王に非ずして誰ぞ。宜しく先づ位號を正し、然る後師を出すべし」と。争うて萬歳と呼びて、已ます。知遠曰はく、「虜勢尙ほ強く、吾が軍威未だ振はず。當に且く功業を建つべし。士卒何をか知らん」と。左右に命じて

【六九】 散關を扼するときは、北兵、入る能はず、鳳州、坐して取る可きなり。
【七〇】 山南の兵、興元の兵なり。
【七一】 石管、劉知遠を以て北面都統と爲す、故に自ら謂つて方伯と爲す。
【七二】 諸侯とは當時の諸藩鎮を謂ふ。
【七三】 武節軍は劉知遠の置く所なること、二百八十三卷晉の齊王天福八年に見ゆ。
【七四】 榮澤縣は隋置く、唐、鄭州に屬す。州の西北四十五里に在り。今の河南省河北道榮澤縣。
【七五】 劉知遠、北平王に封ぜらる、故に之を稱す。

之を遏止せしむ。己巳、行軍司馬、潞城の張彥威等、三たび棧を上りて勸進す。知遠疑うて未だ決せず。郭威、都押牙、冠氏の楊邠と與に、入りて知遠に説きて曰はく、「今、遠近の心、謀らずして同じ。此れ天意なり。王、此際に乘じて之を取らず、謙讓して居らずんば、恐らくは人心且に移らんとせん。移らば則ち反つて其咎を受けん」と。知遠、之に従ふ。

契丹、其將劉愿を以て保義節度副使と爲す。陝人、其の暴虐なるに苦しむ。奉國都頭王晏、指揮使趙暉・都頭侯章と謀りて曰はく、「今、胡虜、華を亂る、乃ち吾が屬奮發すべきの秋なり。」河東の劉公、威德遠く著はる。吾が輩若し愿を殺し、陝城を擧げて之に歸し、天下の唱を爲さば、富貴を取ることを掌を返すが如くならん」と。暉等、之を然りとす。

晏、壯士數人と、夜、牙城を踰えて府に入り、庫兵を出して以て衆に給す。庚午旦、愿の首を斬り、諸を府門に懸け、又、契丹の監軍を殺し、暉を奉じて留後と爲す。晏は徐州、暉は澶州、章は太原の人なり。

辛未、劉知遠、皇帝の位に即き、自ら言ふ、「未だ晉を改むるに忍びず」と。又、開運の名を惡み、乃ち更めて天福十二年と稱す。壬申、詔して、諸道の・契丹の爲めに、錢帛を括率する者は、皆、之を罷め、其の晉の臣に迫脅せられて使と爲る者は、問ふ勿く、行在に詣

【七六】 潞城。潞は古邑なり、隋、潞城縣を置く。唐には潞州に屬す。州の東北四十里に在り。今の山西省襄寧道潞城縣。
【七七】 冠氏。春秋の邑の名、隋、館陶の東界を分ちて冠氏縣を置く。唐、魏州に屬す。州の東北六十里に在り。今の山東省東臨道冠縣。
【七八】 劉知遠は河東の帥なり、故に之を稱す。
【七九】 返。當に反に作るべし。
【八〇】 錢帛を括率すること、上の正月に見ゆ。

らしめ、自餘の契丹は、所在に之を誅せしむ。

(蜀)何重建、宮苑使崔延琛を遣はし、(八二)兵を將ゐて鳳州を攻めしむ。克たず、退きて固鎮を保つ。

甲戌、帝自ら將として、東して晉主及び太后を迎へ、(八三)壽陽に至る。已に恆州を過ぐるに數日なりと聞き、乃ち兵を留めて(八四)承天軍に成せしめて還る。晉主既に塞を出で、契丹、復た供給する無く、從官・宮女、皆自ら木實草葉を采りて之を食ふ。(八五)錦州に至る。契丹、晉主及び后妃をして、契丹主阿保機の墓を拜せしむ。晉主、屈辱に勝へず、泣きて曰はく、(八六)「薛超、我を誤る」と。馮后陰に左右をして毒藥を求めしめ、晉主と俱に自殺せんと欲す。果さず。

契丹主、帝の位に即けるを聞き、(八七)通事耿崇美を以て昭義節度使となし、高唐英を彰德節度使となし、崔廷勳を河陽節度使となし、以て要害を控扼せしむ。初め晉、(八八)郷兵を置き、天威軍と號す。教習すること歲餘。村民、軍旅に閑はず、竟に用ふ可からず。悉く之を罷め、但だ令して七戸ごとに錢十千を輸し、其鎧仗は悉く官に輸せしむ。而して無賴の子弟、

【八二】 何重建が蜀の爲めに鳳州を取らんと圖ること、始めて上に見ゆ。

【八三】 晉、壽陽縣を置く。後魏、改めて受陽と曰ふ。隋、又、壽陽縣を置く。唐には太原府に屬す。今の山西省襄寧道壽陽縣。

【八四】 承天軍は井陘縣娘子關の西南、太原府廣陽縣の界に在り。太原府の南三百五十里に在り。

【八五】 契丹、錦州を置く、木葉山に近し。錦州より南のかた燕京に至るまで一千四百十五里。今の奉天省遼瀋道錦縣。

【八六】 薛超が之を持して、火に赴かしめざりしを謂ふ。事、前卷開運二年に見ゆ。

【八七】 昭義軍は潞州、彰德軍は相州、河陽軍は孟州。

【八八】 事、二百八十四卷晉の出帝開運元年に見ゆ。

復た肯て農業に復せず。山林の盜、是よりして繁し。契丹の汗に入るに及び、胡騎を縱ちて(八九)打草穀

せしむ。又、多く其子弟及び親信左右を以て節度使・刺史となし、政事に通せず。華人の狡猾なる者、多く往きて其麾下に依り、之に教へて妄に威福を作し、貨財を掇斂せしむ。民、命に堪へず。是に於

て、所在相聚まりて盜を爲し、多き者は數萬人、少き者は千百を減せず、州縣を攻陷し、吏民を殺掠す。(九〇)滎陽の賊帥梁暉、衆數百有り、款を晉陽

に送り、效用を求む。帝、之を許す。磁州の刺史李穀、密に表を帝に通じ、暉をして相州を襲はしむ。暉、高唐英未だ至らず。相州には兵器を積めど

も守備無きを偵知し、丁丑夜、壯士を遣はし、城を踰えて入り、關を啓きて其衆を納れ、契丹數百を殺す。其守將、圍を突きて走る。暉、州に據り、自ら留後と稱し、(九一)表して其狀を言ふ。

戊寅、帝、還りて晉陽に至り、民の財を率して以て將士を賞せんと議す。夫人李氏諫めて曰はく、(九二)「陛下、河東に因り、大業を創め、未だ惠

を以て其民を澤はすこと有らず。而るに先づ其生生の資を奪ふは、殆ど新天子の民を救ふ所以の意に非ざるなり。今、宮中の有る所、請ふ悉く之を出して以て軍を勞はん。復た厚からずと雖も、人、怨言無からん」と。帝曰はく、「善し」と。即ち民を率するを罷め、内府の

【八九】 打草穀。事、上の正月に見ゆ。

【九〇】 滎陽縣は、唐、磁州に屬し、州治と爲す。滎陽より南のかた相州に至るまで六十里。今の直隸省大名道磁縣。

【九一】 表して晉陽に言ふ。

【九二】 承天軍より晉陽に還る。此に及ぶ。唐の莊宗の劉后に異なり。鄙語に之れ有り、福至れば心靈に、禍來れば神昧しと。二人の者、各一に居ると。

蓄積を傾け、以て將士に賜ふ。中外、之を聞き、大に悦ぶ。李氏は晉陽の人なり。
 吳越の内都監程昭悦、多く賓客を聚め、兵器を畜へ、術士と遊ぶ。吳越王弘佐、之を誅せんと欲し、
 水丘昭券に謂つて曰はく、「汝、今夕、甲士千人を帥る、昭悦の第を圍め」と。昭券曰はく、「昭悦は
 家臣なり、罪有らば當に顯戮すべし。宜しく夜兵を興すべからず」と。弘佐曰はく、「善し」と。内牙
 指揮使(書)諸温に命じ、昭悦が第に歸るを伺ひ、執へて東府に送らしむ。
 己卯、之を斬り、(書)錢仁俊の囚を釋す。

武節都指揮使史弘肇、代州を攻めて之を拔き、(書)王暉を斬る。

建雄留後劉在明、契丹に朝し、節度副使駱從朗を以て州事に知たらしむ。

帝、使者張晏洪等を遣はし、晉州に如ゆしめ、諭すに已に帝位に即けるを
 以てす。從朗、皆、之を囚ふ。大將藥可儔、從朗を殺し、晏洪を推して留
 後を權せしむ。庚辰、使を遣はして以て聞す。契丹主、右諫議大夫趙熙を遣はし、晉州に使し、錢帛
 を括率せしむ。徵督甚だ急なり。從朗既に死し、民相帥るて共に熙を殺す。契丹主、趙暉に詔を賜
 ひ、即ち以て保義留後と爲す。暉、契丹の使者を斬り、其詔を焚き、支使河間の趙矩を遣はし、表
 を奉じて晉陽に詣らしむ。契丹、其將高謨翰を遣はして暉を攻めしむ。克たず。帝、矩を見、甚だ喜
 びて曰はく、「子、(書)咽喉の地を挈げ、以て我に歸せり。天下は定むるに足らざるなり」と。矩、因

【九三】 諸は姓、温は名。
 【九四】 錢仁俊が囚へらるること、
 前卷開運二年に見ゆ。
 【九五】 王暉が契丹に降ること、
 前卷前年に見ゆ。
 【九六】 陝州は河潼の要に據り、
 河東より洛汭に入る、此れ其
 咽喉なり。

りて帝に勸む、「早く兵を引き南に向ひ、以て天下の望に副へ」と。帝、之を善しとす。辛巳、暉を
 以て保義節度使と爲し、侯章を鎮國節度使と爲し、保義軍馬步都指揮使王晏を絳州防禦使。(書)保義軍
 馬步副指揮使と爲す。

高防、王守恩と謀り、指揮使李萬超を遣はし、白晝、衆を帥る、大に謀
 ぎて府に入り、趙行遷を斬り、守恩を推し、昭義留後を權知せしむ。守恩、
 契丹の使者を殺し、鎮を擧げて來り降る。

鎮寧節度使邪律郎五、性殘虐なり。澶州の人、之に苦しむ。賊帥王瓊、
 其徒千餘人を帥る、夜、襲うて南城に據り、北して(書)浮航を度り、兵を縱
 ちて大に掠め、郎五を(書)牙城に圍む。契丹主、之を聞きて甚だ懼れ、始め
 て(書)天平節度使李守貞・天雄節度使杜重威を遣りて鎮に還らしむ。是に
 由りて、久しく河南に留まるの意無く、兵を遣はして澶州を救はしむ。瓊
 退きて(書)近郊に屯し、弟超を遣はし、表を奉じて來りて救を求めしむ。
 癸未、帝厚く超に賜うて遣り還す。瓊、兵敗れ、契丹の殺す所と爲る。

蜀主、雄武節度使何重建に同平章事を加ふ。
 延州錄事參軍高允權は、萬金の子なり。彰武節度使周密、闇にして貪る。將士、亂を作して之を攻

【九七】 胡三省曰はく、按ずるに
 王晏先に已に保義軍馬步都指
 揮使と爲る。既に其功を賞し、
 應に副都指揮使と爲すべから
 ず。恐らくは誤ならんと。
 【九八】 浮航。即ち德勝の浮梁な
 り。舟橋。
 【九九】 澶州の牙城は蓋し北城に
 在り。
 【一〇〇】 李守貞・杜重威、既に契丹
 に降り、契丹主に従つて南の
 かつ汭に入り、遂に留めらる。
 【一〇一】 城を去ること三十里を近
 郊と爲す。

密敗れて東城を保つ。衆、(101)允權の家世延の帥たるを以て、推して留後と爲し、(102)西域に據る。密は應州の人なり。

丹州都指揮使高彥珣、契丹の署する所の刺史を殺し、自ら軍事を領す。

契丹の述律太后、使を遣はし、其國中の酒饌・脯果を以て、契丹主に賜ひ、晉國を平ぐるを賀す。契丹主、羣臣と、永福殿に宴し、酒を擧ぐる毎に、立ちて之を飲みて曰はく、

『太后の賜ふ所、敢て坐して飲まず』と。

唐の王淑妃、郇公從益と與に、洛陽に居る。(103)趙延壽、明宗の女を娶りて夫人と爲す。淑妃、大梁に詣りて會禮す。契丹主、見て之を拜して曰はく、(104)『吾が嫂なり』と。(105)統軍劉遂凝、淑妃に因りて節鉞を求む。

契丹主、從益を以て許王と爲し、威信節度使遂凝を安遠節度使と爲す。淑妃、從益が幼きを以て、辭して・鎮に赴かず、復た洛に歸る。契丹主、張

礪を以て右僕射・兼門下侍郎・同平章事と爲し、左僕射和凝を兼中書侍郎・同平章事とす。司空兼門下侍郎同平章事劉昫、目疾を以て位を辭し、罷めて太保と爲る。

東方、羣盜大に起り、宋・毫・密・三州を陷る。契丹主、左右に謂つて曰は

く、(106)『我、中國の人の制し難きこと此の如きを知らざりき』と。亟かに

泰寧節度使安審琦・武寧節度使符彥卿等を遣りて鎮に歸らしめ、仍ほ契丹の

兵を以て之を送らしむ。彥卿、(107)埇橋に至る。賊帥李仁恕、衆數萬を帥

る、急に徐州を攻む。彥卿、數千騎と與に、城下に至り、鞭を揚げ、之を

招諭せんと欲す。仁恕、(108)彥卿の馬を控へ、相公に従つて城に入らんと

請ふ。彥卿の子昭序、城中より、軍校陳守習を遣はし、絶して出でしむ。

賊中に呼びて曰はく、『相公已に虎口に陥れり。相公が賊を助けて城を攻むるに聽す。城は得可からざるなり』と。賊、劫す可からざるを知り、乃ち相率ゐて彥卿の馬前に羅拜し、其罪を赦さんことを乞ふ。彥卿、之と誓ふ。乃ち解き去る。

三月丙戌朔、契丹主、赭袍を服し、崇元殿に坐す。百官、(109)入閣の禮を行ふ。

戊子、帝、使を遣はし、詔書を以て、(110)農民の山谷に保聚し・契丹の患を避くる者を安集す。辛卯、高允權、表を奉じて來り降る。帝、允權に諭し、周密が行在に詣るを聽さしむ。密遂に東城を棄てて來奔す。

【101】高萬金兄弟、梁より以來、延州に帥たり。
【102】延州には東西二城あり、其中限るに深澗を以てす。
【103】趙延壽の妻は、唐の明宗の女燕國長公主なり。晉の高祖の天福元年、契丹已に使を遣はして洛陽に至りて之を取りて北に入る。今復た延壽に從つて大梁に至る。故に王淑妃、之に詣りて會禮す。
【104】契丹主、唐の明宗が年長せるを以て、齒に于て兄と爲す、故に王淑妃を拜して嫂と爲す。
【105】劉遂凝、劉鄩の舊恩を以て、王淑妃に因りて以て節鉞を求む。
【106】胡三省曰はく、中國の人、契丹の陵暴擗克に困しみ、成生を聊んぜず、起りて盜を爲す。烏んぞ制し難き者有らんや。蓋ぞ亦、其本に反らざるなり。
【107】埇橋。宿州に在り。
【108】符彥卿を劫して質と爲して以て徐州を取らんと欲するなり。
【109】便殿に於て羣臣を見るを入閣と曰ふ。
【110】此れ時務の當に急に先にするべき者なり。

壬辰、高彥珣、丹州を以て來り降る。

蜀の翰林承旨李昊、王處回に謂つて曰はく、「敵復た固鎮に據らば、則ち興州道絶え、復た秦州を救ふ能はざらん。請ふ山南西道節度使孫漢韶を遣はし、兵を將ゐて急に鳳州を攻めしめん」と。癸巳、蜀主、漢韶に命じ、鳳州の行營に詣らしむ。

契丹主、復た晉の百官を召し、之に諭して曰はく、「天時、暑きに向ふ。吾、久しく留まり難し。暫く上國に至りて太后を省せんと欲す。當に親信一人を此に留め、節度使と爲すべし」と。百官、太后を迎へんと請ふ。契丹主曰はく、「太后は族大にして、古柏根の如く、移す可からざるなり」と。契丹主、盡く晉の百官を以て自ら隨へんと欲す。或るひと曰はく、「國を擧げて北に遷らば、恐らくは人心を搖かさん。稍稍之を遷さんにかかず」と。乃ち詔して、職事有る者は行に従ひ、餘は大梁に留まらしむ。復た

〔二四〕 汴州を以て宣武軍と爲し、蕭翰を以て節度使と爲す。翰は述律太后の兄の子なり。其妹復た契丹主の后と爲る。翰始めて蕭を以て姓と爲す。是より、契丹の后族、皆蕭氏と稱す。

吳越復た水軍を發し、其將余安を遣はし、之を將ゐ、海道より福州を救はしむ。己亥、白蝦浦

に至る。海岸泥淖なり。竹箠を布くを須ちて、乃ち行く可し。唐の諸軍の城南に在る者、聚まりて之を射、箠、施すを得ず。馮延魯曰はく、「城の降らざる所以は、此救を恃めばなり。今、相持して、戰はず、徒らに我が師を老いしむ。若かし、其の岸に登るを縱し、盡く之を殺さんには、則ち城、攻めずして自ら降らん」と。裨將孟堅曰はく、「浙の兵、此に至り、進退する能はず、一戰して死するを求め

れども、得可からず。若し其の岸に登るを縱さば、彼必ず死を我に致し、其鋒、當る可からざらん。安んぞ能く盡く殺さんや」と。延魯、聽かずして曰はく、「吾自ら之を撃たん」と。吳越の兵既に岸に登り、大呼して奮撃す。延魯、禦ぐ能はず、衆を棄てて走る。孟堅、戰死す。吳越の兵、勝に乗じて進む。城中の兵も亦出で、夾みて唐の兵を撃ち、大に之を破る。唐の城南の諸軍皆遁る。吳越、之を追ふ。王崇文、牙兵三百を以て之を拒ぐ。諸軍、崇文の後に陳す。追ふ者乃ち還る。或るひと言ふ、「浙の兵、福州を

棄て、李達の衆を抜き、錢唐に歸らんと欲す」と。〔二七〕 東南の守將劉洪進等、王建封に白す、「請ふ其の盡く出づるを縱し、而して其城を取らん」と。留從效、〔二八〕 福州の平ぐを欲せず、建封も亦陳覺等の專横なるを忿り、乃ち曰はく、「吾が軍敗れぬ。安んぞ能く人と城を争はん」と。是夕、營を燒きて遁る。城北の諸軍、亦相顧みて潰ゆ。馮延魯、佩刀を引きて自ら刺す。親吏、之を救ひ、死せず。唐

〔二六〕 吳越國は、本、唐の兩浙の地、故に之を浙の兵と謂ふ。

〔二七〕 唐の兵、福州を攻め、劉洪進、東南面に當る、故に東南の守將と書す。

〔二八〕 泉福、唇齒を相爲す。福州平ぐときは、福州、之が次と爲らん。此れ留從效が欲せざる所なり。

の兵の死する者二萬餘人。軍資器械を委棄すること數十萬。〔二九〕府庫、之が爲めに耗竭す。余安、兵を引きて福州に入る。李達、所部を擧げて之に授く。

留從效、兵を引きて泉州に還り、唐の成將に謂つて曰はく、〔三〇〕泉州と福州と、世仇敵たり、南は嶺海瘴癘の郷に接し、地險に土瘠す。比年、軍旅屢興り、農桑、業を廢し、冬徴し夏斂し、僅に能く自ら贍らす。豈に大軍を勞し、久しく此に成せんや」と。置酒して之を餞す。成將、已むを得ず、兵を引きて歸る。唐主、制する能はず、從效に檢校太傅を加ふ。

壬寅、契丹主、大梁を發す。晉の文武の諸司、從ふ者數千人、諸軍の吏卒、又數千人、宮女・宦官數百人、盡く府庫の實を載せて以て行く。留むる所は樂器・儀仗のみ。夕に赤岡に宿す。契丹主、村落皆空しきを見、有司に命じ、勝數百通を發し、所在に百姓を招撫せしむ。然れども竟に胡騎の剽掠するを禁せず。丙午、契丹、白馬より河を渡り、宣徽使高勳に謂つて曰はく、「吾、上國に在り、射獵を以て樂と爲す。此に至り、人をして

〔二九〕唐の府庫、軍に奉するに盡く。

〔三〇〕福州より還るなり。

〔三一〕唐の末に、王潮兄弟、泉州より福州を攻め、留從效、是より先、泉州の兵を以て福州の兵を撃ち破り、又、南唐の兵に會して福州を圍む、故に然云ふ。

〔三二〕漳泉の地、東南は海に際し、西南は潮州に接す、嶺南の境なり。

〔三三〕冬徴夏斂。秋穀成熟し、租を徴して冬に至る。春蠶畢く收め、帛を夏に斂む。即ち二税を謂ふなり。

〔三四〕唐の兵、新に敗れ、自ら、以て留從效を制する無きを知り、遂に其官を加へて以て之を安んず。留從效、此より、漳泉を據有す。

〔三五〕契丹の下に當に主の字を厭すべし。

〔三六〕悒悒。憂愁して志を得ざるなり。

蜀の孫漢韶、兵二萬を將ゐて鳳州を攻め、固鎮に軍し、兵を分ちて散關を扼し、以て援路を絶つ。張筠・余安、皆、錢唐に還る。吳越王弘佐、東南安撫使鮑修讓を遣はし、兵を將ゐて福州に戍せしめ、〔三七〕東府安撫使錢弘侖を以て丞相と爲す。

庚戌、〔三二〕皇弟北京馬步都指揮使崇を以て、太原の尹を行ひ、府事に知たらしむ。

辛亥、契丹主、將に相州を攻めんとす。梁暉、降らんと請ふ。契丹主、之を赦し、許すに防禦使と爲すを以てす。暉、其の詐なるを疑ひ、復た城に乗りて拒守す。夏四月己未未明、契丹主、蕃漢の諸軍に命じ、急に相州を攻めしめ、食時に之に克ち、〔三九〕悉く城中の男子を殺し、其婦女を驅りて北す。胡人、嬰孩を空中に擲ち、刃を擧げて之を接し、以て樂と爲す。高唐英を留めて相州を守らしむ。唐英、城中の遺民男女を闕し、七百餘人を得たり。其後、節度使王繼弘、城中の鬻骸を斂めて之を瘞め、凡そ十餘萬を得たり。或るひと「磁州

〔三六〕劉崇、太原を有つこと、此に始まる。

〔三九〕胡三省曰はく、佛理が江に飲ひ、侯景が江南を亂すを觀るに、其の毒を肆にすること、類れ此の如し。人を殺すを嗜まずして、然る後能く天下を一にす。孟子の言、豈に我を欺かんやと。

の刺史李穀、州を擧げて漢に應せんと謀る」と告ぐ。契丹主執へて之を詰る。穀、服せず。契丹主、手を車中に引き、獲る所の文書を取る者の若くす。穀、其の詐なるを知り、因つて請うて曰はく、「必

其驗有らん。乞ふ之を顯示せよ」と。凡そ六たび詰る。〔三〇〕穀、辭氣、屈せず。乃ち之を釋す。帝、從弟北京馬軍都指揮使信を以て義成節度使を領せしめ、侍衛馬軍都指揮使に充て、武節都指揮使弘肇をして、忠武節度使を領せしめ、步軍都指揮使に充て、右都押牙楊邠をして、樞密使を權せしめ、蕃漢兵馬都孔目官郭威をして、副樞密使を權せしめ、〔三一〕兩使都孔目官南樂の王章をして三司使を權せしむ。

癸亥、魏國夫人李氏を立てて皇后と爲す。

契丹主、過ぐる所の城邑の丘墟たるを見、蕃漢の羣臣に謂つて曰はく、

「中國の此の如きを致せるは、皆、〔三二〕燕王の罪なり」と。〔三三〕張礪を顧みて曰はく、『爾も亦焉に力有り』と。

甲子、帝、河東節度判官長安の蘇逢吉・觀察判官蘇禹珪を以て、中書侍郎・同平章事と爲す。禹珪は密州の人なり。振武節度使府州團練使折從遠・入朝し、〔三四〕名を從阮と更む。〔三五〕永安軍を府州に置き、從阮を以て節度使と爲す。又、河東左都押牙劉錫を以て河陽節度使と爲す。錫は陝の人なり。

契丹の昭義節度使耿崇美、澤州に屯し、將に潞州を攻めんとす。乙丑、史弘肇に詔し、步騎萬人

を將ゐて之を救はしむ。

丙寅、王守恩を以て昭義節度使と爲し、高允權を彰武節度使と爲す。又、岢嵐軍使鄭謙を以て忻州の刺史と爲し、〔三六〕彰國節度使を領し、忻代二州義軍都部署を兼ねしむ。丁卯、緣河巡檢使閻萬進を以て嵐州の刺史と爲し、振武節度使を領し、〔三七〕嵐憲二州義軍都制置使を兼ねしむ。帝、契丹北に歸ると聞き、河南を經略せんと欲す。故に弘肇を以て前驅と爲し、又、閻萬進を遣はして北方に出でしめ、以て契丹の兵勢を分つ。萬進は并州の人なり。

契丹主、船數十艘を以て、晉の鎧仗を載せ、〔三八〕將に汴より河に沂り、其國に歸らんとす。寧國都虞候榆次の武行德に命じ、士卒千餘人を將ゐ、之を部送せしむ。〔三九〕河陰に至り、行德、將士と謀りて曰はく、『今、虜の制する所と爲り、將に遠く郷里を去らんとす。人生るれば會す死有り。安んぞ能く異域の鬼と爲らんや。虜、勢、久しく中國に留まる能はず。若かじ、共に其黨を逐ひ、堅く河陽を守り、以て天命の歸する所の者を俟ちて之に臣たらんには。豈に長策に非ずや』と。衆、以て然りと爲す。行德即ち鎧仗を以て之に授け、相與に契丹の監軍使を殺す。會、契丹の河陽節度使崔廷勳、兵を以て耿崇美を送りて潞州に之く。行德遂に虛に乗じ、入りて河陽に據

【三〇】史、李穀が膽氣有るを言ふ。
【三一】兩使。節度・觀察なり。
【三二】燕王。趙延壽を謂ふ。
【三三】張礪、趙延壽に隨つて北に入り、又、趙延壽と俱に南して、以て中國を殘す。
【三四】帝の名を避けて遠を更めて阮と名づく。
【三五】折從阮は、本、振武節を領す。又、府州に就きて節鎮を置き、以て之を寵す。薛史に曰はく、府州を升せて永安軍と爲し、振武の勝州并に沿河の五鎮を析ちて以て之に隸すと。

【三六】彰國軍は應州、時に契丹に屬す。
【三七】嵐州は靜樂縣（今、山西省雁門道）に治す。靜樂は古の汾陽縣の地。嵐憲二州は相去ること五十里のみ。
【三八】汴より河に沂り、河陽より太行の路を取り、以て其國に歸るなり。
【三九】河陰は河陽の東南に在り、相去ること百六十二里。

衆、行徳を推して河陽都部署と爲す。行徳、弟行友を遣はし、(二四〇)蠟表を奉じ、間道より晉陽に詣らしむ。契丹、(二四一)武定節度使方太を遣はし、洛陽に詣らしむ。巡檢して鄭州に至る。州に戍兵有り。共に太に迫りて鄭王と爲す。(二四二)梁の嗣密王朱乙、禍を逃れて僧と爲る。嵩山の賊帥張遇、之を得、立てて以て天子と爲し、嵩岳の神の袞冕を取りて以て之に衣せ、衆萬餘を帥ゐて鄭州を襲ふ。太撃ちて之を走らす。太、契丹尙ほ彊きを以て、事濟らざらんことを恐れ、戍兵に説諭し、(二四三)與に俱に西せんと欲す。衆、從はず。太、西門より、逃れて洛陽に奔る。戍兵既に太を失ひ、反つて太を契丹に詣して云はく、「我を脅して亂を爲せり」と。太、子師朗を遣はし、自ら契丹に訴ふ。契丹の將麻答、之を殺す。太、以て自ら明かにする無し。會、羣盜、洛陽を攻む。契丹の留守劉唏、城を棄てて許州に奔る。太乃ち府に入り、留守の事を行ひ、巡檢使潘環と與に、羣盜を撃ちて之を却く。張遇、朱乙を殺し、降らんと請ふ。伊闕の賊帥、自ら天子と稱し、衆に(二四四)南郊の壇に誓ひ、將に洛陽に入らんとす。太、逆へ撃ちて之を走らす。太、自ら晉陽に歸せんと欲す。武行徳、人をし、太を誘はしめて曰はく、「我は裨校なり。(二四五)公は舊此地に鎮せり。今、位を虚しくして相待つ」と。

【二四〇】蠟表。表を作りて蠟丸の中に包きたるもの。

【二四一】去年、方太、安國留後を以て契丹に降る。契丹主、蓋し之に命じて遂に武定節度使を領せしむ。武定軍は洋州、時に蜀に屬す。

【二四二】梁の太祖の兄存の子友倫、密王に封ぜらる。乙は蓋し梁亡ぶるの後、禍を避けて僧と爲るなり。

【二四三】戍兵と俱に西のかた洛陽に至らんと欲す。

【二四四】後唐の郊壇は、洛陽の城南に在り。

【二四五】太、少帝の時、河陽に鎮せり。

太、之を信じ、河陽に至り、行徳の殺す所と爲る。(二四六)蕭翰、高謨翰を遣はし、劉晞を援送し、許より洛陽に還らしむ。晞、潘環が其衆を構へて己を逐ふと疑ひ、謨翰をして之を殺さしむ。戊辰、武行友、晉陽に至る。庚午、史弘肇、奏す、「先鋒の將馬誨を遣はし、契丹を撃たしめ、斬首千餘級なり」と。時に耿崇美、崔廷勳、澤州に至り、弘肇の兵已に潞州に入ると聞き、敢て進まず、兵を引きて南す。弘肇、誨を遣はし、追撃して之を破る。崇美、廷勳、奚王拽刺と、(二四七)退きて懷州を保つ。辛未、武行徳を以て河陽節度使と爲す。契丹主、河陽亂ると聞き、歎じて曰はく、「我、三失有り。宜なり天下の我に叛くや。(二四八)諸道括錢せしは、一失なり。上國の人をして打草穀せしめしは、二失なり。早く諸節度使を遣りて鎮に還らしめざりしは、三失なり」と。

唐主以へらく、詔を矯め軍を敗るは、皆、(二四九)陳覺、馮延魯の罪なりと。壬申、詔して諸將を赦し、二人を斬りて以て中外に謝せんと議す。御史中丞江文蔚、仗に對し馮延己、魏岑を彈じて曰はく、「陛下、踐祚して以來、信任する所の者は、延己・延魯・岑・覺の四人のみ。皆陰狡にして權を弄し、聰明を壅蔽し、忠良を排斥し、羣小を引用し、諫争する者は逐ひ、竊に議する者は刑す。上下相蒙蔽、(二五〇)道路、目を以てす。

【二四六】蕭翰、時に大梁に鎮す。

【二四七】崔廷勳、河陽に歸らんと欲す。河陽已に武行徳の據る所と爲る。故に懷州を保ち、以て河陽に通る。懷州より南のかた河陽に至るまで七十里。

【二四八】是時の三失、竝に上に見ゆ。

【二四九】陳覺が詔を矯むること、前卷晉の出帝開運三年に見ゆ。唐主の保大四年なり。覺、延魯の敗軍の罪、其事、上に見ゆ。

【二五〇】道路相遇ひ、但だ目を以て相視て、敢て言はず。

今、覺・延魯は幸に伏すと雖も、而も延己・岑は猶ほ在り。本根未だ殄たずんば、枝幹復た生せん。(一五二) 罪を同じくして誅を異にせば、人心疑惑せん」と。又曰はく、「上の視聽は、惟だ數人に在るのみ。日に羣臣に接すと雖も、終に孤立を成さん」と。又曰はく、「外に在る者は兵を握り、中に居る者は國に當る」と。又曰はく、「岑・覺・延魯、更るがはる相違戻し、彼前めば則ち我却き、彼東すれば則ち我西す。天、(一五三) 五材を生ずるは、國の利器なり。一旦にして小人の忿争妄動の具と爲る」と。又曰はく、「征討の柄は、岑の折簡に在り、帑藏の取與は、岑の一言に繫る」と。唐主、文蔚の言ふ所を以て太だ過ぎたりと爲し、怒りて江州司士參軍に貶す。覺・延魯を械送して金陵に至る。宋齊丘、(一五四) 嘗て覺を薦めて福州に使せしめしを以て、上表して罪を待つ。詔して覺を斬州に、延魯を舒州に流す。知制誥會稽の徐鉉・史館修撰韓熙載、上疏して曰はく、「覺・延魯の罪は誅に容れず。但だ齊丘・延己、之が爲めに陳請す。故に陛下、之を赦せり。(一五五) 擅興者、罪せずんば、則ち疆場に、事を生ずる者有らん。師を喪ふ者存を獲ば、則ち行陳に、死を效す者無からん。請ふ顯戮を行ひ、以て軍威を重くせよ」と。從はず。中書侍郎同平章事馮延己を、罷めて太弟少保と爲し、魏岑を貶して太子洗馬と爲す。韓熙載屢言ふ、「宋齊丘の黨與、必ず禍亂を爲さん」と。齊丘・奏す、「熙載、酒を嗜み猖

【一五二】左傳に、宋の子罕曰はく、罪を同じくして罰を異にするは、刑に非ざるなりと。
 【一五三】五材、金木水火土をいふ。天、五材を生じ、民竝に之を用ふる事、左傳に出づ。
 【一五四】事、前卷晉の齊王開運三年に見ゆ。
 【一五五】詔旨無くして擅に兵を發する、之を擅興と謂ふ。厥罪死す。

狂なり」と。和州司士參軍に貶す。乙亥、(一五六) 鳳州防禦使石奉頤、州を擧げて蜀に降る。奉頤は晉の宗屬なり。

契丹主、(一五七) 臨城に至りて疾を得、(一五八) 樂城に及びて病甚だしく、熱に苦しむ、氷を胸腹手足に聚め、且つ之を啖ふ。丙子、(一五九) 殺胡林に至りて卒す。國人、其腹を剖き、鹽數斗を實たし、之を載せて北に去る。晉人、之を帝妃と謂ふ。趙延壽、契丹主が約に負きしを恨み、人に謂つて曰はく、「我、復た(一六〇) 龍沙に入らじ」と。即日、先づ兵を引きて(一六一) 恆州に入る。契丹の永康王兀欲及び南北二王、各所部の兵を以て、相繼ぎて入る。延壽、之を拒がんと欲す。大援を失はんことを恐れ、乃ち之を納る。時に契丹の諸將、已に密議し、兀欲を奉じて主と爲す。兀欲、鼓角樓に登り、叔兄の拜を受く。而るに延壽、之を知らず、自ら契丹皇帝の遺詔を受けたりと稱し、南朝軍國の事を權知し、仍ほ教を下して諸道に布告し、以て兀欲に供給する所、諸將と同じくす。兀欲、之を銜む。恆州の諸門の管鑰及び倉庫の出納、兀欲皆自ら之を主る。延壽、人をして之を請はしむ。(一六二) 與へず。契丹主の喪、國に至

【一五七】蜀、是より、盡く秦鳳階成の地を行つ。
 【一五八】臨城縣は趙州に屬す。本、房子縣、唐の天寶元年、改めて臨城縣と爲す。今の直隸省大名道臨城縣。
 【一五九】樂城縣、本、漢の開縣、鎮州の南六十三里に在り。今の直隸省保定道樂城縣。
 【一六〇】殺胡林、蓋し契丹主、此に死するを以て、時人遂に以て地名と爲す。
 【一六一】盧龍山の後は即ち大漠なり、故に之を龍沙と謂ふ。
 【一六二】樂城より恆州に至るまで六十里。
 【一六三】兀欲、諸門の鑰を與へず、事、知る可し。趙延壽、殊えて陰に之が備を爲すを知らず、其の鎖せらるること固に當れり。

る。述律太后、哭せずして曰はく、〔三〕「諸部寧壹なること故の如きを待ち、則ち汝を葬らん」と。
 帝の〔二〕壽陽より還るや、兵千人を留め、承天軍に成せしむ。成兵、契丹北に還ると聞き、備を爲さず。契丹、襲うて之を撃つ。成兵驚き潰ゆ。契丹、其市邑を焚く。一日、
〔一〕狼烟百餘擧る。帝曰はく、「此れ虜將に遁れんとし、虚勢を張るなり」
 と。親將葉仁魯を遣はし、歩騎三千を將ゐて之に赴かしむ。會、契丹出でて剽掠す。仁魯、虚に乗じて大に之を破る。丁丑、復た承天軍を取る。
 冀州の人、契丹の刺史何行通を殺し、牢城指揮使張廷翰を推して州事に知たらしむ。廷翰は冀州の人、〔三〕符習の甥なり。
 或るひと趙延壽に説きて曰はく、「契丹の諸大人、數日聚まり謀る。此れ必ず變有らん。今、漢の兵、萬人に下らず。若かし事に先だちて之を圖らんに」と。延壽、猶豫して決せず。壬午、延壽、令を下し、來月朔日を以て、待賢館に於て〔二〕事を上り、文武官の賀を受けんとす。其儀、宰相・樞密使は階上に拜し、節度使以下は階下に拜す。李崧以へらく、虜の意、同じからず。事理、測り難しと。固く趙延壽に請ふ、「未だ此禮を行はざらん」と。乃ち止む。

卷の第二百八十七

後漢紀二

高祖睿文聖武昭肅孝皇帝中

〔一〕天福十二年、五月乙酉朔、永康王元欲、延壽及び張礪・和凝・李崧・馮道を〔三〕所館に召して酒を飲む。元欲の妻、素より兄を以て延壽に事ふ。元欲・從容として延壽に謂つて曰はく、〔二〕「妹、上國より來る。寧ろ之を見んと欲するか」と。延壽・欣然として、之と俱に入る。良久しくして元欲出で、礪等に謂つて曰はく、「燕王、反を謀り、適に已に之を鎖せり」と。又曰はく、「先帝、汴に在す時、我一籌を遣り、我に南朝の軍國に知たるを許せり。近者、崩するに臨み、別に遺詔無し。而るに燕王、擅に自ら南朝の軍國に知たり。豈に理ならんや」と。令を下して、
 延壽の親黨は、皆釋きて・問はず。一日を問てて、元欲、待賢館に至り、蕃漢官の謁賀を受け、笑つて張礪等に謂つて曰はく、「燕王、果して此に於て禮上せば、吾、鐵騎を以て之を圍み、諸公も亦免れざ

【一】天福十二年。西紀九四七年。
 【二】所館。元欲の館する所の地。
 【三】其妻、方に契丹の中より來るを言ふ。

りしならん」と。後數日、蕃漢の臣を府署に集め、契丹主の遺制を宣す。其略に曰はく、「永康王は、大聖皇帝の嫡孫、人皇王の長子、太后鍾愛し、羣情允に歸す。中京に於て皇帝の位に即く可し」と。是に於て、始めて哀を擧げ服を成す。既にして吉服に易へ、羣臣を見、復た喪を行はず、歌吹の聲、内に絶えず。

辛巳、絳州防禦使王晏を以て建雄節度使と爲す。

帝、羣臣を集めて進取を庭議す。諸將咸請ふ、「師を井陘に出し、鎮魏を攻取し、先づ河北を定めん。則ち河南は拱手して自ら服せん」と。

帝、石會より上黨に趣かんと欲す。郭威曰はく、「虜主、死すと雖も、黨衆猶ほ盛に、各堅城に據る。我、河北に出づれば、兵少く、路迂にして、傍に應援無し。若し羣虜、勢を合はせ、共に我が軍を撃たば、進みては則ち前を遮り、退きては則ち後を邀へ、糧餉の路絶えん。此れ危道なり。上黨は山路險澁に、粟少く民殘し、以て供億する無し。亦、由る可からず。近者、陝晉の二鎮、相繼ぎて款附す。兵を引きて之に従はば、萬に一失無く、兩旬を出でずして、洛汭定まらん」と。帝曰はく、「卿の言、是なり」

と。蘇逢吉等曰はく、「史弘肇の大軍、已に上黨に屯し、羣虜繼ぎて通る。天井に出で孟津に抵るを便と爲すに若かじ」と。(三)司天・奏す、「太歳、午に在り。(四)南行に利あらず。(五)宜しく晉絳に由りて陝に抵るべし」と。帝、之に従ふ。辛卯、詔して、十二日を以て北京を發せんとし、諸道に告諭す。

甲午、太原の尹崇を以て北京留守と爲し、(二)趙州の刺史李存瓌を以て副留守と爲し、河東の幕僚眞定の李驤を少尹と爲し、牙將太原の蔚進を馬歩指揮使と爲し、以て之を佐けしむ。存瓌は唐の莊宗の從弟なり。

是日、劉晞、洛陽を棄て、大梁に奔る。武安節度副使天策府都尉、領鎮南節度使馬希廣は、楚の文昭王希範の母弟なり。性謹順なり。希範、之を愛し、内外諸司の事に判たらしむ。壬辰夜、希範卒す。將佐、立つる所を議す。都指揮使張少敵・都押牙袁友恭、(三)武平節度知永州事希範の諸弟に於て最長たるを以て、之を立てんと請ふ。長直都指揮使劉彥瑨・天策府學士李弘卓・鄧懿文、(三)小門使楊滌、皆、希廣を立てんと欲す。

後漢高祖嘗文聖武昭肅孝皇帝天福十二年

【四】府署。恆州の府署なり。

【五】遺制は兀欲自ら之を爲れるものなり。

【六】契丹主阿保機、大聖皇帝と諡す。其長子東丹王突欲、人皇王と號す。突欲、唐に奔り、其子兀欲、本國に留まり、從はず。契丹主邪律德光、之を封じて永康王と爲す。

【七】中京。德光、中國を取り、恆州を以て中京と爲す。

【八】王晏、絳州を守ること、前卷是年二月に見ゆ。

【九】庭議。之を庭に議するなり。

【一〇】鎮州は時に恆州と爲す。契丹の諸酋ここに聚まる。魏帥は杜重威なり。

【一一】迂。曲なり、回遠なり。

【一二】陝晉歸附すること、前卷前年に見ゆ。

【一三】李存瓌等、後、遂に北漢の佐命と爲る。

【一四】人心、漢に歸するを以て、守る可からざるを知るなり。

【一五】鎮南軍は洪州、時に唐に屬す。

【一六】楚、武平節度を朗州に置く。

【一七】小門使は、諸鎮、皆、之を置き、門戸の事を掌る。府に宴集あるときは、兵を執りて門外に在り。

【一八】司天。天文の事を掌る官なり。

【一九】陰陽家の謂はゆる太歳に逆ふなり。

【二〇】晉州より南のかた絳州に至るまで一百二十五里、絳州より南のかた陝州に至るまで二百五十里。陝よりして東すれば洛に至る。

【二一】後唐より以來、太原を以て北京と爲す。是月は乙酉の朔、十二日は丙申なり。

張少敵曰はく、「永州は齒長じて性剛なり。必ず都尉の下と爲らざらんこと明かなり。必ず都尉を立てば、當に長策以て永州を制するを思ふべし。帖然として動かざらしめば則ち可なり。」(三)然らずんば、社稷危からん」と。彦瑫等、從はず。天策府學士拓跋恆曰はく、「(三)三十五郎は、軍府の政に判たりと雖も、然も三十郎、長に居る。請ふ使を遣はし、禮を以て之に讓らん。然らずんば必ず争端を起さん」と。彦瑫等皆曰はく、「今日、軍政、手に在り。天の與ふるを取らず、它人をして之を得しめば、異日吾が輩安んぞ自ら容るる所あらんや」と。希廣・懦弱にして、自ら決する能はず。乙未、(四)彦瑫等、希範の遺命と稱し、共に之を立つ。張少敵退きて歎じて曰はく、「禍其れ此に始まらんか」と。拓跋恆と、皆、疾と稱して、出でず。丙申、帝、太原を發し、陰地關より、晉絳に出づ。丁酉、史弘肇・奏す、「澤州に克てり」と。始め弘肇、澤州を攻むるや、刺史翟令奇、固く守りて、下らず。帝、弘肇の兵少きを以て、召し還さんと欲す。蘇逢吉・楊邠曰はく、「今、陝・晉・河陽、皆已に化に向ひ、(五)崔廷勳・耿崇美、朝夕に遁れ去らん。若し弘肇を召して還らしめば、則ち河南の人心動搖し、虜の勢復た壯ならん」と。帝未だ決せず。人をして指を弘肇に諭さしむ。(六)曰はく、「兵已に此に及ぶ。勢、破竹の如し。進む可く、退く可からず」と。逢吉等

【三】兄弟、國を争へば、社稷必ず危し。

【四】希廣は第三十五、希夢は第三十。藩府の將吏、府主の子を郎君と稱す。

【五】劉彦瑫等、身の爲めに謀り、以て馬氏の兄弟の傳國の長幼の序を亂す。

【六】時に契丹の兵、大勢已に北に還る。故に、懷州の兵の必ず久しく留まる能はざらんことを知る。

の議と合ふ。(六)帝乃ち之に従ふ。弘肇、部將李萬超を遣はし、令奇に説かしむ。令奇乃ち降る。弘肇、萬超を以て澤州を權知せしむ。

崔廷勳・耿崇美・奚王拽刺、兵を合はせて河陽に逼る。張遇、衆數千を帥ゐて之を救ひ、(七)南阪に戦ひ、敗れ死す。武行徳出で戦ひ、亦敗れ、城を閉ぢて自ら守る。拽刺、之を攻めんと欲す。廷勳曰はく、「(八)今、北軍已に去る。此城を得とも何の用ぞ。且つ一夫を殺すも猶ほ惜む可し。況んや一城をや」と。弘肇已に澤州を得たりと聞き、乃ち河陽を釋て、還りて(九)懷州を保つ。弘肇將に至らんとす。廷勳等、衆を擁して北に遁れ、(一〇)衛州を過ぎ、大に掠めて去る。契丹の・河南に在る者、相繼ぎて北に去る。弘肇、兵を引きて武行徳と合ふ。弘肇、人と爲り、沈毅寡言にして、衆を御すること嚴整なり。將校小しく命に従はざれば、立ちどころに之を搦殺す。士卒、過ぐる所、民田を犯し、及び馬を樹に繋ぐ者は、皆、之を斬る。軍中惕息し、敢て令を犯すもの莫し。故に向ふ所必ず克つ。帝、晉陽より安行し、洛に入り汴に及び、兵、刃に血ぬらざるは、皆、弘肇の力なり。帝、是に由りて之を倚愛す。辛丑、帝、(一一)霍邑に至り、使を遣はして河中節度使趙匡贊を諭さしめ、仍ほ

【七】此を觀れば、帝が猶ほ契丹を憚りて未だ敢て輕しく進むの心有らざるを知る。

【八】南阪。太行の南阪なり。

【九】北軍とは、契丹の、懷州に聚まれる軍を謂ふ。崔廷勳等、南に在り、故に恆に屯するの軍を北と謂ふ。

【一〇】澤州より南のかた懷州に至るまで一百二十里のみ。漢の兵、又進みて之に逼る、故に遁る。

【一一】懷州より東北のかた衛州に至るまで二百九十三里。

【一二】霍邑。漢の靈縣、隋改めて霍邑といふ。唐には晉州に屬す。州の西北一百三十五里に在り。今の山西省河東道霍縣。

契丹が其父を囚ふるを以て之に告ぐ。

【三】 契丹に、宮人五十餘人有り。蕭翰、之を取らんと欲す。宦者張環、與へず。翰、鎖を破りて

宮人を奪ひ、環を執へ、鐵を燒きて之を灼く。腹爛れて死す。初め翰、帝が兵を擁して南するを聞き、

北に歸らんと欲すれども、中國主無くば、必ず

大に亂れ、己從容として去るを得ざらんこと

を恐る。時に唐の明宗の子許王從益、王淑妃

と與に、洛陽に在り。翰、高謨翰を遣はして之

を迎へしめ、矯りて契丹主の命と稱し、『從

益を以て南朝の軍國の事に知らしめ、己を召

して恆州に赴かしむ』といふ。淑妃、從益、

微陵の下宮に匿る。已むを得ずして出で、大梁

に至る。翰、立てて以て帝と爲し、諸會長を帥

りて之を拜す。又、禮部尙書王松、御史中丞趙遠を以て宰相と爲し、前の宣徽使、甄城の翟光鄰を

樞密使と爲し、左金吾大將軍王景崇を宣徽使と爲し、北來の指揮使劉祚を以て、侍衛親軍都指揮

使を權せしめ、在京巡檢に充つ。松は、徽の子なり。百官、淑妃に謁見す。淑妃泣きて曰はく、『吾

【三】 趙匡贊の北顧の心を絶つ所以なり。

【三】 晉の天福四年、明德殿を改めて滋德殿と爲す。

【三】 從容、急遽ならざるの貌。

【三】 王淑妃母子、晉より洛に入り、以後常に洛陽に居る。

【三】 是年二月、大梁に至り、尋ぎて洛陽に還る。

【三】 此れ契丹主兀欲の命を矯むるなり。兀欲、時に猶ほ恆州に在り。

【三七】 微陵は唐の明宗の陵。梓宮の寤めらるる處を下宮と謂ふ。

【三八】 甄は當に鄆に作るべし。漢の古縣なり。唐より以來、濮州を帶ぶ。今の山東省東臨道濮縣の東二十里。

【三九】 北來とは、先に契丹主に從つて北よりして來れる者を謂ふ。

【四〇】 王徽は唐の僖宗に相たり。

【四一】 是より先、劉晞、洛陽を棄てて大梁に奔る。

【四二】 高行周は唐の明宗の親將、時に歸德に帥たり。王淑妃、舊恩を以て之を召して衛と爲さんと欲す。

【四三】 武行德は并の人、必ず亦少きとき唐の明宗の麾下に在りしならん。

【四四】 帝が新に大號を擧げ、兵を擁して南より來り、將に中國を有たんとするを以て、故に之を新主と謂ふ。

【四五】 北救、契丹の救をいふ。

【四六】 後唐既に亡び、惟だ王淑妃母子在るのみ、故に自ら然謂ふ。

【四七】 文安、漢の縣。唐には莫州に屬す。今の直隸省津海道文安縣。

【四八】 汴城は張彥澤の剽掠を經、契丹、又、席巻して北す、故に然云ふ。

母子、單弱なること此の如し。而るに諸公の推す所と爲る。是れ吾が家に

禍するなり』と。翰、燕の兵千人を留め、諸門を守らしめ、從益の宿衛

と爲す。壬寅、翰及び劉晞、辭して行く。從益、北郊に餞し、使を遣は

して、高行周を宋州より、武行德を河陽より召す。皆、至らず。淑妃

懼れ、大臣を召して之を謀りて曰はく、『吾母子、蕭翰の逼る所と爲る。

分當に滅亡すべし。諸公は罪無し。宜しく早く、新主を迎へ、自ら多福を

求むべし。吾母子を以て意と爲す勿れ』と。衆、其言に感じ、皆未だ叛き

去るに忍びず。或るひと曰はく、『今、諸營を集むれば、五千を滅せず。燕

の兵と力を併せ、堅く守ること一月ならば、北救必ず至らん』と。淑妃

曰はく、『吾母子は亡國の餘なり。安んぞ敢て人と天下を争はん。不幸

にして此に至る。死生は惟だ人の裁する所のままなり。若し新主、察せら

れなば、當に我の負く所無きを知るべし。今更に計畫を爲さば、則ち禍、

它人に及び、闔城塗炭せん。終に何の益あらんや』と。衆、猶ほ拒ぎ守ら

んと欲す。三司使、文安の劉審交曰はく、『余は燕人なり。豈に燕の兵の

計を爲さざらんや。願ふに事、如何ともす可からざる者有り。今、城中、

大亂之餘、公私窮竭し、遺民、幾くも無し。若し復た圍を受くること一月ならば、嚙類無からん。願はくは諸公、復た言ふ勿れ。一に太妃の處分に從はん」と。乃ち趙遠・翟光鄰の策を用ひて梁王・知軍國事と稱し、使を遣はし表を奉じ、臣と稱して帝を迎へ、早く京師に赴かんことを請ひ、仍ほ出でて私第に居る。

甲辰、帝、晉州に至る。

契丹主兀欲、契丹主德光に子有りて國に在り。己兄の子を以て位を襲ぎ、

又、述律太后の命無く、擅に自立せるを以て、内、自ら安んぜず。初め

契丹主阿保機、勃海に卒するや、述律太后、酋長及び諸將凡そ數百人を

殺す。契丹主德光、復た境外に卒す。酋長・諸將、死を懼れ、乃ち契丹主

兀欲を奉じ、兵を勸して北に歸らんと謀る。契丹主、安國節度使麻荅を

以て中京留守と爲し、前の武州の刺史高奉明を以て安國節度使と爲し、

晉の文武官及び士卒は、悉く恆州に留め、獨り翰林學士徐台符・李潛及び

後宮・宦者・教坊の人を以て自ら隨へ、乙巳、眞定を發す。

帝、位に即ぐや、絳州の刺史李從朗、契丹の將成霸卿等と與に命を拒む。帝、西南面招討使

護國節度使白文珂を遣はし、之を攻めしむ。未だ下らず。帝、城下に至り、諸軍に命じ、四布して而

も攻むる勿からしめ、利害を以て之に諭す。戊申、從朗、城を擧げて降る。帝、親將に命じ、分ちて諸門を護らしめ、士卒は一人も入るを得る母からしめ、偏將薛瓊を以て防禦使と爲す。

辛亥、帝、陝州に至る。趙暉自ら帝の馬を御して入る。壬子、石壕に

至る。(一) 汴人、來り迎ふる者有り。

六月甲寅朔、蕭翰、恆州に至り、麻荅と與に、鐵騎を以て張礪の第を圍

む。礪方に病に臥し、出でて之を見る。翰、之を數めて曰はく、『汝何

が故に先帝に言つて、「胡人は以て節度使と爲す可からず」と云へるか。

又、吾は宣武節度使たり。且つ國舅なり。汝、中書に在り、乃ち我を帖せ

り。又、先帝、我を留めて汴州を守らしめ、我をして宮中に處らしむる

に、汝、以て不可と爲せり。又、我及び解里を先帝に諧して、「解里は好み

て人の財を掠め、我は好みて人の子女を掠む」と云へり。今我必ず汝を殺

さん」と。命じて之を鎖せしむ。礪、聲を抗げて曰はく、『此れ皆國家の大

體なり。吾實に之を言へり。殺さんと欲せば即ち殺せ。奚ぞ鎖を以て爲さ

ん』と。麻荅、大臣は專殺す可からざるを以て、力めて之を救止す。(二) 翰乃ち之を釋く。是夕、礪

憤恚して卒す。崔廷勳、麻荅を見、趨走して拜起し、跪きて酒を獻す。麻荅、踞して之を受く。

【四九】 述律太后。兀欲の祖母なり。
【五〇】 事、二百七十五卷唐の明宗天成元年二月に見ゆ。
【五一】 麻荅は耶律德光の從弟なり。
【五二】 文武官を留め、而して宮女・宦官・聲樂を以て自ら隨ふ。史、兀欲が遠略無きを言ふ。
【五三】 恆州に眞定府を建つ。
【五四】 成は姓なり。
【五五】 護國軍は河中府、時に未だ河中を得ず、白文珂、節を領するなり。

【五六】 其の城に入りて剽掠せんことを恐る。
【五七】 陝州陝縣(今、河南省河洛道)に石壕鎮有り。
【五八】 汴人、鄭洛を越えて來り迎ふ、以て其の契丹の虐政に苦しみ、漢氏の來蘇を後つを見るべし。惜しいかな卒に以て其望に副ふ無きこと。
【五九】 張礪の言は二百八十五卷晉の齊王開運三年に見ゆ。
【六〇】 前卷是年三月に見ゆ。
【六一】 張礪、抗直にして、蕭翰、敢て殺さず。
【六二】 崔廷勳、過恭にして、麻荅、禮を爲さざるなり。

乙卯、帝、新安に至る。西京の留司官、悉く來り迎ふ。
【三】 吳越の忠獻王弘佐卒す。遺令し、丞相弘侗を以て鎮海鎮東節度使兼侍中と爲す。

丙辰、帝、洛陽に至り、入りて宮中に居る。汴州の百官、表を奉じて來り迎ふ。詔して諭すに、「契丹の補署を受くる者、皆、自ら疑ふ勿れ」といふを以てし、其告牒を聚めて之を焚く。趙遠、名を上交と更む。鄭州防禦使郭從義に命じ、先づ大梁に入りて宮を清はしめ、密に、李從益及び王淑妃を殺さしむ。淑妃且に死せんとして曰はく、「吾が見、契丹の立つる所と爲る。何の罪ありて死する。何ぞ之を留めて、每歲寒食に一盃の麥飯を以て明宗の陵に洒がしめざるか」と。聞く者泣下る。

戊午、帝、洛陽を發す。樞密院の吏魏仁浦、契丹より逃れ歸り、鞏に見ゆ。郭威問ふに兵數及び故事を以てす。仁浦、強記精敏なり。威、是に由りて之を親任す。仁浦は衛州の人なり。

辛酉、汴州の百官竇貞固等、榮陽に迎ふ。甲子、帝、大梁に至る。晉の藩鎮、相繼ぎて來り降る。

丙寅、吳越王弘侗、位を襲ぐ。

戊辰、帝、詔を下して大赦す。凡そ契丹の除する所の節度使より、下、將吏に至るまで、各、職任に安んじ、復た變更せず。復た、汴州を以て東京と爲し、國號を改めて漢と曰ふ。仍ほ天福の年を稱して曰はく、「余未だ晉を忘るるに忍びざるなり」と。青、襄、汝の三節度を復す。壬申、北京留守崇を以て河東節度使・同平章事と爲す。

契丹の述律太后、契丹主の自立するを聞き、大に怒り、兵を發して之を拒ぐ。契丹主、偉王を以て前鋒と爲し、石橋に相遇ふ。初め晉の侍衛馬軍都指揮使李彥韜、晉主の北に遷るに従ひ、述律太后の麾下に隸す。太后、以て排陳使と爲す。彥韜迎へて偉王に降る。太后の兵、

是に由りて大に敗る。契丹主、太后を阿保機の墓に幽す。天祿と改元し、自ら天授皇帝と稱し、高勳を以て樞密使と爲す。契丹主、中華の風俗を慕ひ、多く晉の臣を用ふ。而して酒色に荒み、諸酋長を輕慢す。是に由りて、國人、附かず、諸部數、叛き、兵を興して誅討す。故に、數年の間、南寇する

【三】 新安縣は西京河南府に屬す。京の西七十里に在り。今の河南省洛道新安縣。

【六】 弘佐卒する時、年二十。

【七】 帝の名を避くるなり。

【八】 胡三省曰はく、漢祖の爲めにするに、李從益を待つに不死を以てして可なり。之を殺すは過てりと。

【九】 寒食云云。五代會要に曰はく、人君、先に奉ずるの道、寒食の野祭無し。近代、莊宗、毎年寒食に出で祭る。之を破散といふ。故に襲ぎて之を行ふなりと。

【一〇】 鞏縣は西京に屬す。京の東一百一十里に在り。今の河南省洛道鞏縣。

【一一】 榮陽縣は鄭州に屬す。鞏縣より東のかた榮陽に至るまで一百九十里。

【一〇】 契丹、東京を廢して汴州と爲すこと、前卷是年正月に見ゆ。

【一一】 本紀には、汝は安に作る。晉、蓋し楊光遠が反せしを以て平盧軍を廢し、安從進が反せしを以て山南東道を廢せしなり。汝州は未だ嘗て節度と爲らず、恐らくは是れ安州ならん。李金全が反せしを以て安遠軍を廢せしなり。然れども契丹、汴に入るの後、嘗て

楊光遠の子承進を以て平盧節度使と爲す。蓋し漢、自ら、晉に繼ぎて興りしを以て、契丹の政を革め、以て著令と爲さざるなり。

【一二】 石橋は沙河の橋なり。南は姚家洲、北は宣化樓より西樓に至る。

【一三】 前卷本年正月に見ゆ。

【一四】 中國、喪亂を経るの後、此に由りて、稍自ら安集するを得たり。